

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2015年11月12日

【会社名】 株式会社ツバキ・ナカシマ

【英訳名】 TSUBAKI NAKASHIMA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役CEO 高宮 勉

【本店の所在の場所】 奈良県葛城市尺土19番地

【電話番号】 0745-48-2891

【事務連絡者氏名】 常務執行役CSO 榎葉 徹雄

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区本町四丁目 2 番12号

【電話番号】 06-6224-0193

【事務連絡者氏名】 常務執行役CSO 榎葉 徹雄

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした売出金額】 売出金額
(引受人の買取引受による国内売出し)
ブックビルディング方式による売出し 14,448,600,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)
ブックビルディング方式による売出し 1,444,950,000円
(注) 売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額でありま
す。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)】

当社と元引受契約を締結する予定の後記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、2015年12月7日(月)に決定される予定の引受価額にて下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日(2015年12月16日(水)の予定。)に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による国内売出しは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券市場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。)により決定される価格で行います。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	9,632,400	14,448,600,000	Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands CJP TN Holdings, L.P. 8,507,600株 Telok Blangah Road, Singapore 近藤高規 1,124,800株
計(総売出株式)		9,632,400	14,448,600,000	

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券市場規程施行規則」により規定されております。
- 2 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,500円)で算出した見込額であります。
- 3 引受人の買取引受による国内売出しと同時に、当社普通株式の海外市場における売出し(以下「海外売出し」という。)が行われる予定です。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は19,264,700株であり、その内訳は引受人の買取引受による国内売出し9,632,400株、海外売出し9,632,300株の予定であります。最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日(2015年12月7日(月))に決定される予定であります。そのため、売出数等は変更となる可能性があります。また、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が、海外の引受団に売却されることがあります。
- 4 海外売出しは、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)で行うことを予定しております。海外売出しの詳細は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外売出しについて」をご参照下さい。
- 5 引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社がCJP TN Holdings, L.P. から963,300株を上限として借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 6 引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出し(以下「グローバル・オファリング」と総称する。)に関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 7 グローバル・オフリングのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びUBS証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称する。)であります。引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、UBS証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等及び機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、UBS証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行います。
- 8 当社は、野村證券株式会社に対し、上記売出数のうち、96,300株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
- 9 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	未定 (注) 1	自 2015年 12月 8 日(火) 至 2015年 12月11日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 野村證券株式会社 東京都港区六本木六丁目10番 1 号 ゴールドマン・サックス証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 U B S 証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 大和証券株式会社 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 株式会社 S B I 証券 東京都千代田区麹町二丁目 4 番地 1 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されます。

売出価格は、2015年11月30日(月)に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日(2015年12月7日(月))に引受価額と同時に決定される予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性の高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定される予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 申込証拠金は、売出価格と同一の金額とし、申込証拠金には利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2015年12月7日(月))に決定される予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 当社は、上記引受人及び売出人と売出価格決定日(2015年12月7日(月))に元引受契約を締結する予定であります。

5 引受人は、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

6 株式受渡期日は、2015年12月16日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。引受人の買取引受による国内売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

7 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

- 8 申込みに先立ち、2015年12月1日(火)から2015年12月4日(金)までの期間、引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に対しても販売が行われることがあります。引受人は、公平且つ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 9 CJP TN Holdings,L.P.が所有する株式について、引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合は、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。また、海外売出しが中止された場合にも、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しが中止されます。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	963,300	1,444,950,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 963,300株
計(総売出株式)		963,300	1,444,950,000	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う日本国内における売出しであります。従ってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少、又は中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社、UBS証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上で、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 4 CJP TN Holdings,L.P.が所有する株式について、引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,500円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、前記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」の(注)9に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出 価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 2015年 12月 8 日(火) 至 2015年 12月11日(金)	100	未定 (注) 1	野村証券株式会社の 本店及び全国各支店		

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(2015年12月7日(月))に決定される予定であります。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2015年12月7日(月))に決定される予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による国内売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(2015年12月16日(水))の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
- 5 野村証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 8に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、UBS証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社として、東京証券取引所への上場を予定しております。

2 海外売出しについて

引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における売出し(海外売出し)が、Goldman Sachs International、Nomura International plc、UBS AG、London Branch(アルファベット順)及びJ.P. Morgan Securities plcを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外幹事引受会社の総額個別買取引受により行われる予定であります。

引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は19,264,700株であり、その内訳は引受人の買取引受による国内売出し9,632,400株、海外売出し9,632,300株の予定であります。最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日(2015年12月7日(月))に決定される予定であります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を作成しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

3 グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社がCJP TN Holdings,L.P.(以下「貸株人」という。)から借り入れる当社普通株式963,300株(上限)(以下「借入れ株式」という。)であります。これに関連して、貸株人は野村證券株式会社に対して、963,300株を上限として、2015年12月25日を行使期限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を付与する予定であります。

また、野村證券株式会社は、借入れ株式の返却を目的として、2015年12月16日から2015年12月21日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、ゴールドマン・サックス証券株式会社、UBS証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上で、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社、UBS証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。シンジケートカバー取引により買い付けられ返却に充当される当社普通株式の株式数が、借入れ株式の株式数に満たない場合、不足する株式数については野村證券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより貸株人への返却に代えることとします。

4 ロックアップについて

グローバル・オフリングに関連して、売出人及び貸株人であるCJP TN Holdings,L.P.、当社株主である山田賢司、酒井秀行、高宮勉、小原シェキール、津田雅司、島田一也、茅原和朗、檜葉徹雄、廣田浩治及び張立並びに新株予約権者である天池哲忠、辻倉良彦、川崎悦史、吉田和弘、田中成幸及び富士川徹は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日から起算して180日目の日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式(潜在株式を含む。)の売却等(ただし、売出人によるグローバル・オフリングにおける当社普通株式の売出し及び売却、オーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸し渡し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村証券株式会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、グローバル・オフリングに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社株式を受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、株式分割による新株発行等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であつてもその裁量で当該合意内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

5 英文目論見書における「主要な財務情報及びその他の情報」について

前記「2 海外売出しについて」に記載のとおり、当社は、海外の投資家向けに英文目論見書を作成しております。当該英文目論見書の「主要な財務情報及びその他の情報」において、大要以下の記載を行っております。

国際会計基準に基づく主要な財務情報及びその他の財務情報

以下の各表に記載された数値のうち、2013年12月期及び2014年12月期の主要な連結包括利益計算書データ及び主要な連結キャッシュ・フロー計算書データに係る数値並びに2013年12月31日現在及び2014年12月31日現在の主要な連結財政状態計算書データに係る数値につきましては、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成された当社の監査済みの英文連結財務諸表に基づき作成しております。また、2014年12月期第3四半期連結累計期間及び2015年12月期第3四半期連結累計期間の主要な連結包括利益計算書データ及び主要な連結キャッシュ・フロー計算書データに係る数値並びに2015年9月30日現在の主要な連結財政状態計算書データに係る数値につきましては、当社の未監査の英文要約四半期連結財務諸表に基づき作成しております。

主要な連結包括利益計算書データ

（単位：百万円）

	2012年12月期 (注) (プロフォーマ)	2013年12月期	2014年12月期	2014年12月期 第3四半期 連結累計期間	2015年12月期 第3四半期 連結累計期間
売上収益	27,343	30,248	36,049	26,677	29,767
営業利益	5,412	5,395	5,218	3,923	5,694
親会社の所有者に帰属する 当期(四半期)利益	3,372	3,654	3,843	3,157	3,812

主要な連結財政状態計算書データ

（単位：百万円）

	2013年1月1日	2013年12月31日	2014年12月31日	2015年9月30日
資産				
資産合計	82,213	93,465	91,917	94,251
流動資産合計	36,931	42,534	40,558	44,157
現金及び現金同等物	12,074	14,437	10,452	15,656
営業債権及びその他の債権	8,938	10,772	12,333	11,037
たな卸資産	15,259	16,934	17,267	16,943
非流動資産合計	45,282	50,931	51,359	50,094
有形固定資産	18,331	21,920	22,288	21,167
無形資産及びのれん	22,869	24,798	24,920	24,805
負債				
負債合計	48,268	50,858	50,743	50,031
流動負債合計	2,891	6,812	5,269	5,128
営業債務及びその他の債務	1,206	1,718	2,137	2,236
借入金	155	2,166	156	155
非流動負債合計	45,377	44,046	45,474	44,903
借入金	39,248	37,093	39,109	38,969
資本合計	33,945	42,607	41,174	44,220

(注) 当社の日本基準に基づく業績に対するプロフォーマ及び会計上の調整は、2012年12月期に関する比較可能な財務情報を見積るために適用されました。後記「2012年12月31日に終了した12か月間に関するプロフォーマ財務情報」をご参照ください。

主要な連結キャッシュ・フロー計算書データ及び連結に係るその他データ

(単位：百万円(割合及び比率を除く。))

	2013年12月31日 現在又は 2013年12月期	2014年12月31日 現在又は 2014年12月期	2014年9月30日 現在又は2014年 12月期第3四半 期連結累計期間	2015年9月30日 現在又は2015年 12月期第3四半 期連結累計期間
主要な連結キャッシュ・フロー計算書データ				
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,005	3,366	3,417	6,111
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,962	677	550	539
財務活動によるキャッシュ・フロー	500	7,177	135	135
連結に係るその他データ				
EBITDA(注) 1	6,856	6,924	5,140	7,033
EBITDAマージン(注) 2	22.7	19.2	19.3	23.6
調整後EBITDA(注) 3	7,100	8,511	6,527	7,116
調整後EBITDAマージン(注) 4	23.5	23.6	24.5	23.9
売上総利益率(%)	27.1	27.0	28.1	28.3
営業利益率(%)	17.8	14.5	14.7	19.1
調整後営業利益率(注) 5	18.6	18.9	19.9	19.4
ROE(注) 6	8.6	9.3	9.3(注)13	11.5(注)13
調整後ROE(注) 7	7.9	10.7	11.1(注)13	12.3(注)13
ネット有利子負債(注) 8	24,833	28,825	21,902	23,480
有形固定資産の取得による支出	1,834	756	644	552
調整後親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益(注) 9	3,380	4,393	3,791	4,087
D/Eレシオ(倍)(注)10	0.9	1.0	0.9	0.9
ネットD/Eレシオ(倍)(注)11	0.6	0.7	0.5	0.5
自己資本比率(倍)(注)12	0.5	0.4	0.5	0.5

(注) 1 EBITDAは営業利益に減価償却費及び償却費を加算して算出しております。

2 EBITDAマージンはEBITDAを売上収益で除して算出しております。

3 調整後EBITDAは、EBITDA、並びに独占禁止法の課徴金及びアドバイザー費用(上場準備、M&A、タックスプランニング及び人材採用に関するものなど)を含む様々な一時費用並びにその他の費用の合計額であります。

4 調整後EBITDAマージンは調整後EBITDAを売上収益で除して算出しております。

5 調整後営業利益率は、営業利益、並びに独占禁止法の課徴金及びアドバイザー費用(上場準備、M&A、タックスプランニング及び人材採用に関するものなど)を含む様々な一時費用並びにその他の費用の合計額を、売上収益で除して算出しております。

6 ROEは親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益を期末資本合計(非支配持分を除く。)で除して算出しております。

7 調整後ROEは、親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益、並びに独占禁止法の課徴金及びアドバイザー費用、借換え関連費用など(それぞれ税効果考慮後)を含む様々な一時費用並びにその他の費用の合計額から為替差損益(税効果考慮後)を除いたものである調整後親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益を、資本合計(非支配持分を除いた期末残高)で除して算出しております。

8 ネット有利子負債は有利子負債合計額から現金及び現金同等物を除いたものであります。

9 調整後親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益は親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益、並びに独占禁止法の課徴金及びアドバイザー費用、借換え関連費用など(それぞれ税効果考慮後)を含む様々な一時費用並びにその他の費用の合計額から為替差損益(税効果考慮後)を除いたものであります。

10 D/Eレシオは有利子負債合計額を資本合計(非支配持分を除く。)で除して算出しております。

11 ネットD/Eレシオはネット有利子負債を資本合計(非支配持分を除く。)で除して算出しております。

12 自己資本比率は資本合計(非支配持分を除く。)を資産合計で除して算出しております。

13 ROE及び調整後ROEは年率換算しております。

2012年12月31日に終了した12か月間に関するプロフォーマ財務情報

以下の各表に記載された数値は、IFRSに準拠して作成された2013年12月期及び2014年12月期の当社の連結財務情報との比較可能な情報を提供する観点から、2012年12月31日に終了した12か月間について、日本において公正妥当と認められる会計基準（以下「日本基準」という。）に準拠して作成された当社の連結財務情報について当社が行った会計上の調整及び当該連結財務情報に基づき作成したプロフォーマ財務情報です。当社は、2012年に決算期を2013年3月31日から2012年12月31日に変更しており、その結果、2012年12月期は9か月間の財務諸表となっております。2012年12月31日に終了した12か月間に係る連結財務情報を表示するため、当社は、日本基準に準拠した2012年3月期第4四半期連結会計期間における3か月間に係る連結財務情報と2012年12月期における9か月間に係る連結財務情報を、為替レートに係る調整を行った上で合算し、さらに、2013年12月期及び2014年12月期の当社の連結財務情報との整合性を確保する観点から、会計上の調整を行っております。以下の各表に記載された数値はIFRSに準拠して作成されたものではなく、IFRSに準拠して作成された財務数値と切り離し又はその代替として利用することはできません。

丸 連結損益計算書及び連結に係るその他データ

(単位：百万円)

日本基準に基づく科目	当社及び当社の国内子会社に関する2012年3月期第4四半期連結会計期間における3か月間の日本基準に基づく業績(注)2	当社及び当社の国内子会社に関する2012年12月期における9か月間及び当社の海外子会社に関する2012年12月期(年間)の日本基準に基づく業績(注)3	海外子会社の為替レートに係る調整(注)4	2012年12月31日に終了した12か月間の合計額	表示組替	認識及び測定の違い	2012年12月31日に終了した12か月間の統合されたプロフォーマ財務情報	プロフォーマ業績
連結損益計算書							連結包括利益計算書	
売上高	4,428	24,056	1,120	27,364	10	11	27,343	売上収益
営業利益	847	3,578	146	4,280	77	1,209	5,412	営業利益
当期(四半期)純利益	394	1,759	111	2,042		1,330	3,372	親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益
連結に係るその他データ								
EBITDA(注)1	1,356	5,542	183	6,714		249	6,465	EBITDA(注)1
資本的支出	139	3,270	186	3,223			3,223	有形固定資産の取得による支出

(注) 1 EBITDAは営業利益に減価償却費及び償却費を加算して算出しております。

2 2012年3月31日を決算日とする当社及び当社の国内子会社に関する2012年3月期第4四半期連結会計期間における3か月間の業績

3 2013年3月31日を決算日とする当社及び当社の国内子会社に関する2012年12月期における9か月間の業績及び当社の海外子会社に関する2012年12月期(年間)の業績の合計額

4 海外子会社の業績の換算に使用される為替レートを期末日レートから期中平均レートに変更することによる影響の調整

以下の各表に記載された数値は、記載された時点及び期の主要な連結財務情報及びその他の財務情報並びに当該財務情報と比較可能な2012年12月31日に終了した12か月間に関するプロフォーマ財務情報です。

主要な連結包括利益計算書データ

(単位：百万円)

	2012年12月期 (プロフォーマ)	2013年12月期	2014年12月期
売上収益	27,343	30,248	36,049
営業利益	5,412	5,395	5,218
親会社の所有者に帰属する当期利益	3,372	3,654	3,843

連結に係るその他データ

(単位：百万円(割合及び比率を除く。))

	2012年12月31日現在 又は2012年12月期 (プロフォーマ)	2013年12月31日現在 又は2013年12月期	2014年12月31日現在 又は2014年12月期
EBITDA(注) 1	6,465	6,856	6,924
EBITDAマージン(%) (注) 2	23.6	22.7	19.2
調整後EBITDA(注) 3	6,599	7,100	8,511
調整後EBITDAマージン(%) (注) 4	24.1	23.5	23.6
営業利益率(%)	19.8	17.8	14.5
調整後営業利益率(%) (注) 5	20.3	18.6	18.9
有形固定資産の取得による支出	3,223	1,834	756
調整後親会社の所有者に帰属する当期利益(注) 6	3,298	3,380	4,393

(注) 1 EBITDAは営業利益に減価償却費及び償却費を加算して算出しております。

2 EBITDAマージンはEBITDAを売上収益で除して算出しております。

3 調整後EBITDAは、EBITDA、並びに独占禁止法の課徴金及びアドバイザー費用(上場準備、M&A、タックスプランニング及び人材採用に関するものなど)を含む様々な一時費用並びにその他の費用の合計額であります。

4 調整後EBITDAマージンは調整後EBITDAを売上収益で除して算出しております。

5 調整後営業利益率は、営業利益、並びに独占禁止法の課徴金及びアドバイザー費用(上場準備、M&A、タックスプランニング及び人材採用に関するものなど)を含む様々な一時費用並びにその他の費用の合計額を、売上収益で除して算出しております。

6 調整後親会社の所有者に帰属する当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益、並びに独占禁止法の課徴金及びアドバイザー費用、借換え関連費用など(それぞれ税効果考慮後)を含む様々な一時費用並びにその他の費用の合計額から為替差損益(税効果考慮後)を除いたものであります。

日本基準に基づく主要な財務情報及びその他の財務情報

以下の各表に記載された数値のうち、主要な連結損益計算書データ及び主要な連結貸借対照表データに係る数値につきましては、日本基準に準拠して作成された当社の連結財務諸表及び四半期連結財務諸表に基づいて作成しております。

主要な連結損益計算書データ

（単位：百万円）

	2011年3月期	2012年3月期	2012年12月期における9か月間	2013年12月期
売上高	26,475	28,595	24,056	31,659
営業利益	4,761	4,952	3,578	3,801
当期純利益	1,513	2,687	1,759	2,159

主要な連結貸借対照表データ

（単位：百万円）

	2011年3月31日現在	2012年3月31日現在	2012年12月31日現在	2013年12月31日現在
資産				
資産合計	72,579	77,915	80,711	90,115
流動資産合計	31,123	37,210	37,616	43,235
現金及び現金同等物	10,825	13,567	12,074	14,437
受取手形及び売掛金	8,879	9,858	9,002	10,829
たな卸資産	10,477	12,524	15,387	16,946
有形固定資産	15,521	16,472	19,859	23,420
投資その他の資産合計	25,935	24,233	23,235	23,460
負債				
流動負債合計	6,174	4,022	2,853	6,653
短期借入金	2,000	155	155	2,166
支払手形及び買掛金	1,370	1,359	1,206	1,718
固定負債合計	39,541	44,956	45,177	43,876
長期借入金	33,500	39,345	39,248	37,093
純資産合計	26,864	28,937	32,681	39,586

連結に係るその他データ

(単位:百万円(割合を除く。))

	2011年3月31日 現在又は 2011年3月期	2012年3月31日 現在又は 2012年3月期	2012年12月31日 現在又は2012年 12月期における 9か月間	2013年12月31日 現在又は 2013年12月期
EBITDA(注) 1	7,087	7,262	該当なし	該当なし
EBITDAマージン(注) 2	26.8	25.4	該当なし	該当なし
売上総利益率(%)	31.6	30.5	27.7	26.5
営業利益率(%)	18.0	17.3	14.9	12.0
ROE(注) 3	5.6	9.3	5.4	5.5
ネット有利子負債(注) 4	24,687	25,946	27,341	24,833
自己資本比率(注) 5	37.0	37.1	40.5	43.9

(注) 1 EBITDAは営業利益に減価償却費及び償却費を加算して算出しております。

2 EBITDAマージンはEBITDAを売上高で除して算出しております。

3 ROEは当期純利益を新株予約権及び少数株主持分を除いた期末純資産合計で除して算出しております。

4 ネット有利子負債は有利子負債合計額から現金及び現金同等物を除いたものであります。

5 自己資本比率は新株予約権及び少数株主持分を除いた純資産合計を資産合計で除して算出しております。

第3 【その他の記載事項】

株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社のシンボルマーク  を記載いたします。

(2) 表紙の次に「1. 事業の内容」から「4. 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 事業の内容



当社グループは、奈良に本社を置く当社及び国内外の連結子会社14社により構成されております。主な事業として、精密球（ボールビジネス）、ボールねじ及び送風機（リニアビジネス）の製造販売を行っております。当社グループは、日本に加え、米国、ポーランド、中国、インド、台湾、イギリス、タイ及び韓国で製造販売を行っております。

● ボールビジネス

顧客の厳しい要求に合った様々な材質、サイズの20,000種類を超える幅広い高品質精密球を製造販売しております。

主な製品の特徴と用途

製品	製品の特徴と用途
玉軸受用鋼球	 当社グループの主力製品であり、主にボールベアリングを構成する部品として用いられております。当社グループの鋼球は高寿命、低騒音の特徴をもち、自動車、二輪車、家電機器、一般機械の回転部分をはじめ幅広い用途に使用されております。
セラミック球	 当社グループの戦略製品であり、主にボールベアリングを構成する部品として用いられております。セラミック球は鋼球に比べ、軽量、高強度、耐摩耗性、耐熱性、耐蝕性、絶縁性等の面で優れ、セラミック球を使用したボールベアリングは高寿命、良潤滑性、低フリクション等の特徴を持ちエコロジーや省エネの面で優れた性能を発揮します。また、耐蝕性、絶縁性が優れていることから、従来の鋼球では使用できなかった環境での使用が可能となり、幅広い用途への展開が可能となっております。
超硬合金球	 主に、ボールペン用、計測器測定端子用、ボールバルブ用、ボールベアリング用等の用途に用いられております。特にボールペン用ボールにおいては、高品質で幅広い表面加工技術を確立し、近年主流となっている水性ゲルインキや低粘度油性インキを使用したボールペンの筆記性能の向上に寄与しております。
ガラスボール	 主に、光通信用、内視鏡、カメラをはじめとする光学レンズなどの用途として用いられております。当社では、ベアリング用ボールの製造技術を応用し、他社では類を見ない高品質、高精度の製品を大量生産する技術を確立しております。
プラスチック球	 金属球と比べ軽量であり、耐久性、耐蝕性に優れており、そのため潤滑油、錆止め油を必要としない等の特徴があります。低荷重のベアリング、バルブ、プリンターインク用のボール栓などをはじめ、医療用、絶縁用、無騒音用ベアリング等でプラスチックの特性を生かした用途として用いられております。
カーボン鋼球	 カーボン鋼球は、キャスター等の中荷重、低荷重で特に高精度を必要としない回転機器などに用いられております。主に、自動車用シートレール、自転車や事務機用等の軽荷重用ベアリングなどの用途として使用されております。

最終使用分野の例



● リニアビジネス

主に工作機械の精度を左右する部品としてNC旋盤やマシニングセンタ（MC）に使用されるボールねじ（直動軸受案内）及び中・大型送風機を製造販売しております。

主な製品の特徴と用途

製品	製品の特徴と用途
ボールねじ等 	当社グループは、工作機械等の稼働部分の精度を左右する部品として、精密な回転技術に応用したボールねじ（直動軸受案内）といった部品を製造販売しております。主要製品であるボールねじは、精密ボールねじ、高負荷用ボールねじ、精密ミニチュアボールねじ、リテーナー入り精密ボールねじ、中空軸ボールねじ、精密転造ボールねじ、一般産業用ボールねじ等、多岐にわたる商品群を有し、サイズもミニチュアから超大型まで様々な機械の稼働部分の主要部品として用いられております。主な用途といたしましては工作機械、射出成形機、半導体製造装置、産業ロボット、計測機器、医療機器等に使用されております。また、特殊な用途といたしましては過酷な条件下で高い安全性が問われる航空機用や確かな技術、精度が要求される原子力発電所の制御棒コントロール用にも使用されております。
遠心送風機等 	当社グループは、中・大型遠心送風機を製造しており、各施設の用途に応じた、高効率、高圧力、大風量、低騒音型の遠心送風機等を製造販売しております。主に、製鉄所、火力発電所、原子力発電所、セメントプラントなどの主要部に使用されております。

最終使用分野の例



2. 当社グループの取組み



当社グループは、「Further Profitable Growth(さらなる利益ある成長)」を実現し、企業価値を継続的に創造し続ける輝く企業を目指す」という経営理念のもと、「グローバル・ワン・ツバキ・ナカシマ」により、精密ボール業界内におけるリーディングメーカーの地位の維持・発展を実現すべく新成長戦略を策定し、その実現を目指してまいります。

<これまでの事業戦略と成果>

近年の事業環境を振り返りますと、

- 自動車及び工作機械を中心としたエンドマーケットの堅実な成長
- 品質・価格・納期、及び要求技術の高度化（省エネ、高速、耐久、静音）
- 顧客企業の成長地域への生産シフト・地産地消ニーズの高まり
- 顧客企業の内製比率の低下
- 競合他社の戦略の変化に伴う当社グループの競争優位性の高まり

など、当社グループにとってポジティブな流れに転じてまいりました。その中で当社グループは、精密ボール業界内のポジショニングをさらに高めるべく下記3つの戦略を着実に実施してきました。

- 高品質製品を安定大量に供給するための生産技術の強化（装置の内製、絶え間ない改善活動）
- 高付加価値のセラミックボールの事業拡大（量産技術の確立、海外大手顧客の開拓、素材メーカーとの戦略提携）
- 顧客の地産地消ニーズに応える海外拠点の確保（英国ベアリングボールメーカー買収による英国・タイ拠点の確保、中国拠点の拡充、インド拠点の確保）

その結果、2年間で世界経済の成長率（世界のGDP成長率3～4%）を超える年平均14.8%の売上成長を達成することができました。

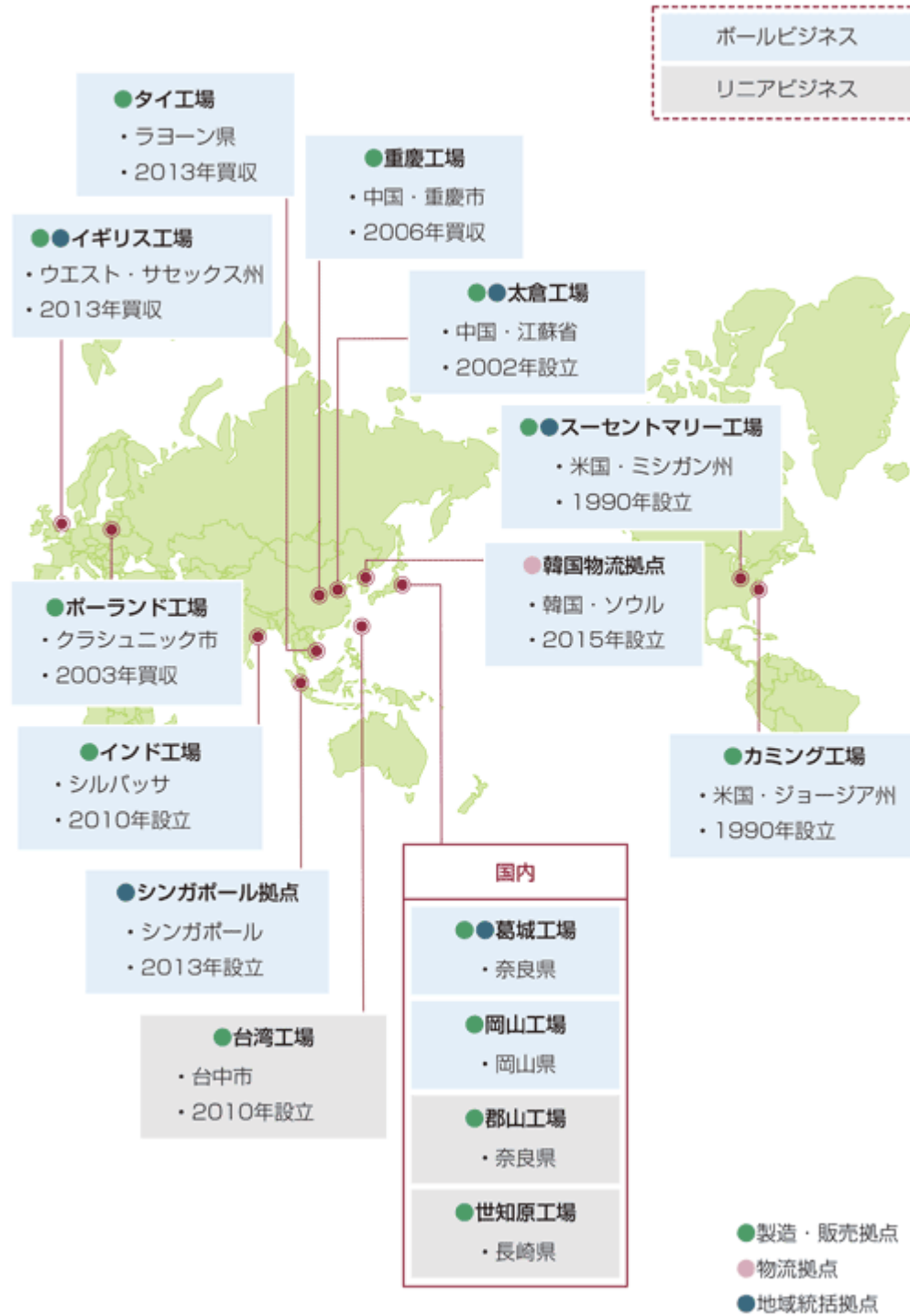
<新経営陣からみた課題とさらなる成長機会>

2014年11月に代表執行役CEOを始めとする新経営チームが発足いたしました。新たな目で世界各拠点を訪問し、当社グループの事業実態と市場環境、顧客ニーズをつぶさに観察する中で、さらなる利益ある成長につながる潜在的な機会が多く存在すること、そしてその成長機会を実現し継続的に企業価値を高めるため、企業体・組織としてさらにレベルアップすべき余地があることの認識が得られました。

そうした認識のもと、当社グループは次の施策に着手し、「グローバル・ワン・ツバキ・ナカシマ」として全世界一体となった活動を展開しています。

新成長戦略の実行	コンプライアンス、ガバナンスの強化	グローバル・ワン・ツバキ・ナカシマの実現
<p>グローバルニッチトップとしての地位をさらに強固にするために以下の取り組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 海外顧客への浸透アップ - セラミックボールのさらなる拡販 - 中長期的な成長が期待できる中国・インド・アジアでの成長 - 新成長分野創出の強化 - グローバル連携による品質・コスト競争力のいっそうの強化 - バランスシート重視によるさらなるキャッシュの創出と株主還元の実現 	<p>公正取引委員会からの独占禁止法に係る排除措置命令（2014年9月）を受け、再発を決して許さないとの決意のもと、一連の施策を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> - コンプライアンス、内部統制を統括する役員、スタッフの配置、委員会の定期開催 - コンプライアンスマニュアル、ルールの整備と研修の実施 - 監査委員会、内部監査体制の強化 	<p>グローバルレベルで方針決定、目標設定、事業進捗、サポートやコントロールを行うと同時に、各リージョンに責任者を置き、リージョンレベルでの経営の自主性を高め、マーケットと顧客に密着した事業活動を目指しています。また、機能軸ごとにグローバルリーダーを任命し、横軸連携によるグローバル営業活動の展開、ベストプラクティスの共有による品質技術向上活動やスケールを活かしたコスト削減活動を行っています。</p>

3. グローバル事業拠点



4. 業績等の推移



(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	国際会計基準		
	第8期 2013年12月	第9期 2014年12月	第10期第3四半期 2015年9月
売上収益 (百万円)	30,248	36,049	29,767
営業利益 (百万円)	5,395	5,218	5,694
税引前当期（四半期）利益 (百万円)	5,737	6,427	5,149
親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益 (百万円)	3,654	3,843	3,812
当期（四半期）包括利益合計 (百万円)	8,662	5,447	3,046
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	42,593	41,156	44,201
資産合計 (百万円)	93,465	91,917	94,251
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,088.26	1,049.33	—
基本的1株当たり当期（四半期）利益 (円)	93.34	98.18	97.21
希薄化後1株当たり当期（四半期）利益 (円)	—	—	—
親会社所有者帰属持分比率 (%)	45.6	44.8	46.90
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	9.5	9.2	—
株価収益率 (倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,005	3,366	6,111
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,962	△677	△539
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△500	△7,177	△135
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高 (百万円)	14,437	10,452	15,656
従業員数 (名)	1,864	1,848	—

- (注) 1 当社は第9期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。また、第8期のIFRSによる連結経営指標等もあわせて記載しております。
- 2 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
- 3 希薄化後1株当たり当期（四半期）利益については、第8期、第9期及び第10期第3四半期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 4 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 5 第8期及び第9期のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。なお、第10期第3四半期の要約四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。
- 6 平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準					
	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2010年3月	2011年3月	2012年3月	2012年12月	2013年12月	2014年12月
売上高 (百万円)	11,953	19,127	20,952	13,839	15,758	17,551
経常利益 (百万円)	498	2,273	2,709	1,385	1,861	2,926
当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	△861	740	1,288	420	600	415
資本金 (百万円)	15,753	15,753	15,824	15,824	15,824	15,884
発行済株式総数 (株)	390,000	390,000	391,383	39,138,300	39,138,300	39,221,300
純資産額 (百万円)	30,074	30,531	32,024	32,471	32,970	26,334
総資産額 (百万円)	74,186	75,056	80,089	79,001	80,174	72,476
1株当たり純資産額 (円)	77,112.96	78,285.31	81,824.63	829.65	842.41	671.44
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	178.85 (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	△2,207.81	1,897.54	3,294.99	10.74	15.35	10.61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	40.5	40.7	40.0	41.1	41.4	36.3
自己資本利益率 (%)	—	2.4	4.1	1.3	1.8	1.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	1,685.7
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員) (名)	503	485	484 (62)	467 (85)	455 (96)	442 (100)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第4期は1株当たり当期純損失であり、また、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第5期は希薄化効果を有している潜在株式が存在せず、また、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第6期、第7期、第8期及び第9期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4 第4期は当期純損失が計上されているため、自己資本利益率を記載しておりません。

5 第8期及び第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第4期、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

6 2012年11月30日開催の臨時株主総会の決議により、決算日を3月31日から12月31日に変更しております。従って、第7期は2012年4月1日から2012年12月31日の9か月間となっております。

7 第9期よりヘッジ会計の会計方針を変更し、第8期の関連する主要な経営指標等について過及処理後の数値を記載しております。

8 第9期の配当は、非上場化以降無配が継続していた状況を考慮の上、一時的に実施したものであります。その為、配当性向が上場後の目標水準を大きく上回っております。

9 第4期及び第5期の平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

10 第6期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

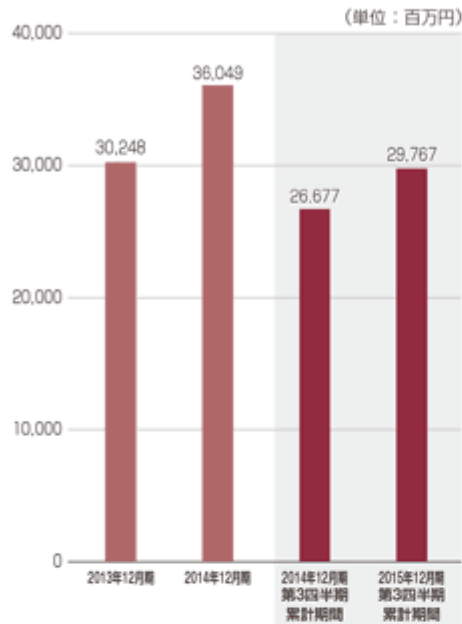
2012年6月8日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（1の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第4期、第5期、第6期及び第7期の数値（1株当たり配当額についてははずべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

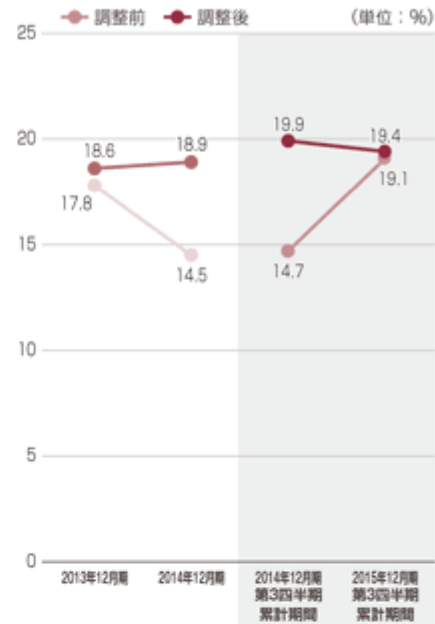
回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2010年3月	2011年3月	2012年3月	2012年12月	2013年12月	2014年12月
1株当たり純資産額 (円)	771.13	782.85	818.25	829.65	842.41	671.44
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	△22.08	18.98	32.95	10.74	15.35	10.61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	178.85 (—)

● 連結経営指標

売上収益

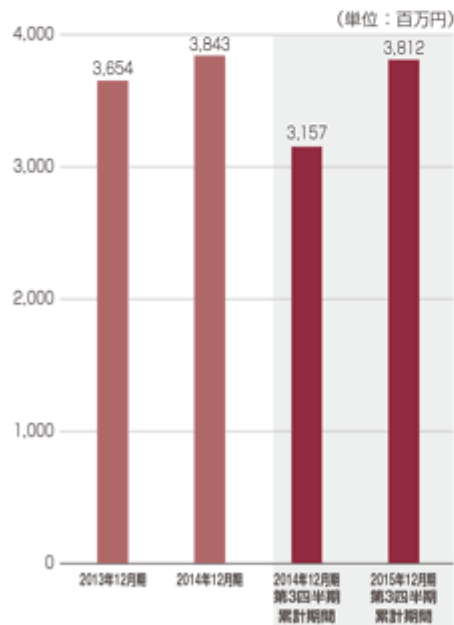


営業利益率

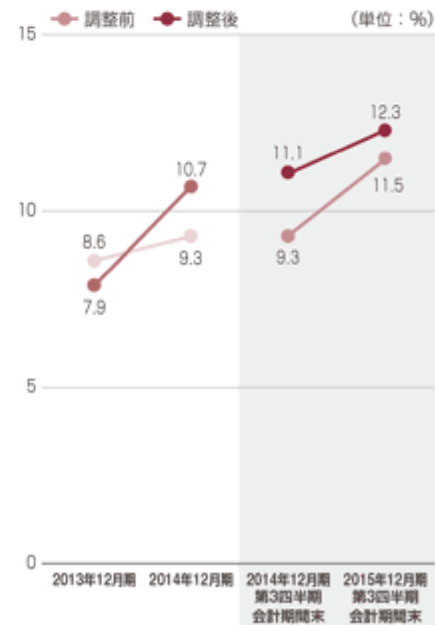


(注) 調整後営業利益率は、営業利益、並びに独占禁止法の課徴金及びアドバイザー費用（上場準備、M&A、タックスプランニング及び人材採用に関するものなど）を含む様々な一時費用並びにその他の費用の合計額を、売上収益で除して算出しております。

親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益



ROE



(注) 1 ROEは、親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益を期末資本合計（非支配株分を除く。）で除して算出しております。
 (注) 2 調整後ROEは、親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益、並びに独占禁止法の課徴金及びアドバイザー費用、借入金関連費用など（それぞれ和訳を添付）を含む様々な一時費用並びにその他の費用の合計額から調整後利益（調整後利益）を除いたものである調整後親会社の所有者に帰属する当期（四半期）利益を、資本合計（非支配株分を除いた期末残高）で除して算出しております。
 (注) 3 第3四半期会計期間末のROE（調整前及び調整後）は年率換算しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準	
	第8期	第9期
決算年月	2013年12月	2014年12月
売上収益 (百万円)	30,248	36,049
営業利益 (百万円)	5,395	5,218
税引前当期利益 (百万円)	5,737	6,427
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	3,654	3,843
当期包括利益合計 (百万円)	8,662	5,447
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	42,593	41,156
資産合計 (百万円)	93,465	91,917
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,088.26	1,049.33
基本的1株当たり当期利益 (円)	93.34	98.18
希薄化後1株当たり当期利益 (円)		
親会社所有者帰属持分比率 (%)	45.6	44.8
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	9.5	9.2
株価収益率 (倍)		
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,005	3,366
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,962	677
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	500	7,177
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	14,437	10,452
従業員数 (名)	1,864	1,848

- (注) 1 当社は第9期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。また、第8期のIFRSによる連結経営指標等もあわせて記載しております。
- 2 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
- 3 希薄化後1株当たり当期利益については、第8期及び第9期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 4 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 5 第8期及び第9期のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- 6 平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準					
	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2010年3月	2011年3月	2012年3月	2012年12月	2013年12月	2014年12月
売上高 (百万円)	11,953	19,127	20,952	13,839	15,758	17,551
経常利益 (百万円)	498	2,273	2,709	1,385	1,861	2,926
当期純利益又は 当期純損失 () (百万円)	861	740	1,288	420	600	415
資本金 (百万円)	15,753	15,753	15,824	15,824	15,824	15,884
発行済株式総数 (株)	390,000	390,000	391,383	39,138,300	39,138,300	39,221,300
純資産額 (百万円)	30,074	30,531	32,024	32,471	32,970	26,334
総資産額 (百万円)	74,186	75,056	80,069	79,001	80,174	72,476
1株当たり純資産額 (円)	77,112.96	78,285.31	81,824.63	829.65	842.41	671.44
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()	178.85 ()
1株当たり 当期純利益金額又は 当期純損失金額 () (円)	2,207.81	1,897.54	3,294.99	10.74	15.35	10.61
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)						
自己資本比率 (%)	40.5	40.7	40.0	41.1	41.4	36.3
自己資本利益率 (%)		2.4	4.1	1.3	1.8	1.4
株価収益率 (倍)						
配当性向 (%)						1,685.7
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員) (名)	503	485	484 [62]	467 [85]	455 [96]	442 [100]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第4期は1株当たり当期純損失であり、また、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第5期は希薄化効果を有している潜在株式が存在せず、また、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第6期、第7期、第8期及び第9期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4 第4期は当期純損失が計上されているため、自己資本利益率を記載しておりません。

5 第8期及び第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第4期、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

6 2012年11月30日開催の臨時株主総会の決議により、決算日を3月31日から12月31日に変更しております。従って、第7期は2012年4月1日から2012年12月31日の9か月間となっております。

7 第9期よりヘッジ会計の会計方針を変更し、第8期の関連する主要な経営指標等について遡及処理後の数値を記載しております。

8 第9期の配当は、非上場化以降無配が継続していた状況を考慮の上、一時的に実施したものであります。その為、配当性向が上場後の水準を大きく上回っております。

9 第4期及び第5期の平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

- 10 第6期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日
公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30
日）を適用しております。

2012年6月8日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第7期の期首に当該株式分割が行われ
たと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申
請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133
号）に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を
参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第4期、第5期、第6期及び第7期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）について
は、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2010年3月	2011年3月	2012年3月	2012年12月	2013年12月	2014年12月
1株当たり純資産額 (円)	771.13	782.85	818.25	829.65	842.41	671.44
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額() (円)	22.08	18.98	32.95	10.74	15.35	10.61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)						
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()	178.85 ()

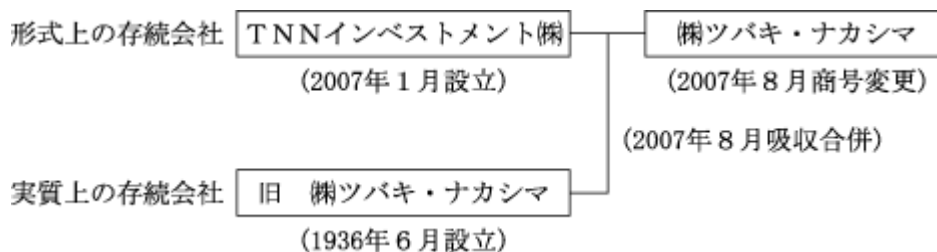
2 【沿革】

旧㈱ツバキ・ナカシマ（実質上の存続会社）はグローバル化が進む世界経済の中で、迅速な意思決定と企業活動を図るため、2007年1月、M E B Oを実施し、非上場化しました。当時、円高ドル安や国内生産コストの上昇により国内自動車メーカーが海外生産を強化するのに歩調を合わせ、当社の重要顧客である国内ベアリングメーカーも海外生産へのシフトを強化し始めており、当社グループの国内需要は減少、海外需要は増加していくことは明らかな情勢でありました。そうした中、中長期に亘り、安定的かつ持続的に企業価値を向上するためには、短期的な業績変動にとらわれず、顧客需要の変化に対応しつつグローバルな経営体質を再構築することが急務となっておりました。

当社の経営方針を理解し中長期的に支援することが期待できる野村プリンシパル・ファイナンス㈱を中核安定株主とし、経営陣及び従業員が一体となって事業運営を行っていくため、M E B Oの実施に踏み切りました。その際、当社（旧T N Nインベストメント㈱、2007年8月1日に㈱ツバキ・ナカシマに商号変更、形式上の存続会社）は、S P C（特別目的会社「Special Purpose Company」の略称）として設立され、旧㈱ツバキ・ナカシマを完全子会社とする株式交換を行った後、同社を吸収合併したものであります。当社は、M E B O実施以降、北米の2工場、メキシコ工場、ハンガリー工場を2008年にかけて閉鎖し、さらに株式の持ち合いを解消するなどバランスシートのリストラに伴う株主資本効率の改善といった経営全般の合理化を図りました。2008年のリーマン・ブラザーズの破綻をきっかけに世界的金融危機が発生し、当社の事業においても急激かつ大規模な売上縮小が発生いたしましたが、上述の経営構造改革、また危機に対応するためのさらなるコスト削減策をスピーディーに実施したことにより、業界の多くの企業が赤字決算をする中において利益率を維持いたしました。こうした体質の強化が金融危機後の景気回復期にあたって当社の利益向上に大きく貢献することとなりました。

2011年3月に主要株主がカーライル・グループに異動し、同社のグローバルなネットワークとプラットフォームを全面的に活用し、中国太倉工場の移転及び拡張、インド工場の設立、Spheric Trafalgar LTD.グループ買収により英国拠点及びタイ生産工場を確保する等、グローバル製造ネットワークの確立を行いました。また、同時に、委員会設置会社（現 指名委員会等設置会社）への移行、グローバル展開に耐え得る組織体制の整備、内部監査体制の強化、IFRSの採用といった経営管理制度の充実、新製品、新技術、新市場開拓への注力による競争力の強化などを図り、グローバル企業として更なる成長を遂げるための体制を整えてきました。

今般、M E B O所期の目的を達成し、より一層の成長と企業価値の向上を図るため、資金調達手段の拡大、世界的信用度・知名度の向上、従業員の士気向上と優秀な社員の確保を図り、経営基盤をさらに盤石なものとするのが重要な経営課題であると認識し、東京証券取引所への上場を予定しております。



当社（形式上の存続会社）のM E B Oまでの沿革は、以下のとおりであります。

年月	沿革
2007年1月	東京都千代田区において、T N Nインベストメント㈱設立。
2007年2月	旧㈱ツバキ・ナカシマの株式公開買い付けが成立。
2007年5月	株式交換により、当社は旧㈱ツバキ・ナカシマの完全親会社となる。
2007年8月	子会社である旧㈱ツバキ・ナカシマを吸収合併し、商号を㈱ツバキ・ナカシマに変更。本社を奈良県葛城市に移転。

旧(株)ツバキ・ナカシマ（実質上の存続会社）の沿革は、以下のとおりであります。

年月	沿革
1934年 1月	奈良県高市郡金橋村(現・橿原市)に東洋鋼球製作所として創業、鋼球の生産販売開始。
1936年 6月	奈良県北葛城郡磐城村(現・葛城市)に工場を移転、合名会社東洋鋼球製作所を設立。
1939年 1月	東洋鋼球製造(株)に改組。本社を大阪市南区に設置。
1942年 1月	本社を大阪市北区に移転。
1950年 3月	東京出張所(東京都)を開設(現・東京事務所)。
1954年 8月	椿本鋼球製造(株)に商号変更。
1957年 8月	本社を奈良県北葛城郡當麻村(現・葛城市)に移転、大阪営業所を開設(現在は本社に統合)。
1959年 3月	大阪地区店頭売買承認銘柄として株式を公開。
1959年 9月	名古屋営業所(愛知県)を開設(現・名古屋事務所)。
1959年10月	ボールねじの生産販売開始。
1961年10月	大阪証券取引所市場第2部に株式上場。
1961年12月	東京証券取引所市場第2部に株式上場。
1967年 6月	本社を大阪市北区に移転。
1968年 6月	(株)椿本精工に商号変更。
1968年 7月	(株)尚球精工(現・椿鋼球(株))へ資本参加。
1969年 8月	奈良県大和郡山田市にボールねじ専門工場として郡山工場を設置。
1970年 4月	椿薬品工業(株)(現・椿興産(株))を資本金100万円で設立(現・連結子会社)。
1980年11月	ルクセンブルグ証券取引所に上場(1983年3月廃止)。
1988年 1月	椿鋼球(株)の全株式を取得(現・連結子会社)。
1988年 3月	東京証券取引所市場第1部、大阪証券取引所市場第1部に市場指定。
1989年 3月	(株)中島製作所と資本及び業務の提携。
1990年 4月	アメリカのHoover Group, Inc. を買収し、HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC. を設立(現・連結子会社)。
1990年11月	(株)中島製作所の株式を追加取得し、当社の子会社化。
1995年 6月	メキシコのBaleros Mexicanos SA de CV.(Tsubaki Hoover Mexico,S.A.de C.V.)を買収。
1995年 8月	本社を兵庫県尼崎市に移転。
1996年 4月	(株)中島製作所と合併し、商号を(株)ツバキ・ナカシマに変更。
1999年 1月	ハンガリーのDAEWOO MGM RTより鋼球製造部門を買収し、Hoover Manufacturing Hungary KFT.(Tsubaki-Hoover Hungary LTD.)を設立。
2000年 8月	本社を奈良県北葛城郡當麻町(現・葛城市)に移転。
2002年 2月	中国江蘇省に椿中島機械(太倉)有限公司を設立(現・連結子会社)。
2002年 6月	(株)管理事業、(株)鋼球事業、(株)ボールネジ、(株)ボールウェイ及び(株)送風機事業を設立し全従業員が転籍。
2003年 2月	ポーランドのZaklad Elementow Tocznych Krasnik Sp.Zo.o. (現・TSUBAKI-HOOVER POLSKA Sp.Zo.o.)を買収(現・連結子会社)。
2006年 3月	中国の重慶鋼球有限責任公司(現・椿中島機械(重慶)有限公司)を買収(現・連結子会社)。
2007年 2月	TNNインベストメント(株)による株式公開買い付けが成立。
2007年 5月	TNNインベストメント(株)の完全子会社となる株式交換により東京証券取引所、大阪証券取引所上場廃止。
2007年 7月	HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC. イーストグランビー工場閉鎖。
2007年 8月	TNNインベストメント(株)と合併。同時に(株)ツバキ・ナカシマに商号変更(MEB O完了)。

MEBO実施後の当社の沿革は、以下のとおりであります。

年月	沿革
2007年 8月	形式上の存続会社であるTNNインベストメント(株)に吸収合併され、TNNインベストメント(株)の商号を(株)ツバキ・ナカシマに変更(MEBO完了)。本社を奈良県葛城市に移転。
2007年10月	HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC. アーウィン工場閉鎖。
2008年 1月	Tsubaki-Hoover Hungary LTD. ハンガリー工場閉鎖。
2008年 4月	連結子会社である(株)管理事業、(株)鋼球事業、(株)ボールネジ、(株)ボールウェイ、(株)送風機事業、(有)フーパー・テクノサービス、(有)フーパー・パーソナル及び(有)フーパー・サービスを吸収合併。
2008年 7月	Tsubaki Hoover Mexico, S.A.de C.V. メキシコ工場閉鎖。
2009年 3月	Tsubaki-Hoover Hungary LTD. の全株式を売却。
2010年 8月	台湾台中市に台湾椿中島股份有限公司を設立(現・連結子会社)。
2010年12月	インドにTsubaki Hoover India Pvt., Ltd. を設立(現・連結子会社)。
2011年 3月	Tsubaki Hoover Mexico, S.A.de C.V. の全株式を売却。
2012年11月	決算期を3月31日から12月31日に変更。
2013年 1月	シンガポールにTSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE.LTD. を設立(現・連結子会社)。
2013年 4月	監査役会設置会社から委員会設置会社(現・指名委員会等設置会社)へ移行。
2013年 6月	イギリスのSpheric Trafalgar LTD.、タイのSpheric Trafalgar (Thailand) LTD. を買収(現・連結子会社)。
2015年 8月	韓国にTSUBAKI NAKASHIMA KOREA CO., LTD. を設立(現・連結子会社)。

3 【事業の内容】

当社グループは、奈良に本社を置く当社及び国内外の連結子会社14社により構成されております。主な事業として、精密球（ボールビジネス）、ボールねじ及び送風機（リニアビジネス）の製造販売を行っております。当社グループは、日本に加え、米国、ポーランド、中国、インド、台湾、イギリス、タイ及び韓国で製造販売を行っております。

ボールビジネスは2014年12月期における当社グループ売上収益の84.4%の事業であり、顧客の厳しい要求に合った様々な材質、サイズの20,000種類を超える幅広い高品質精密球を製造販売しております。さらに、幅広い範囲の精密球の在庫を十分な水準で保有しているため、通常は顧客に対して短い納期で納入することができます。

精密球は主に重要な構成要素としてボールベアリングに使用され、自動車や工作機械のような最終製品の品質、信頼性を確実なものとしております。

当社グループは幅広い用途に最適であり、大きな成長が期待できる新素材セラミック球の効率的な製造技術を開発いたしました。セラミック球は通常の鋼球に対し耐久性、省エネ等ほぼすべての能力に大きな利点があります。当社グループの新素材セラミック球は従来のセラミック球で唯一の弱点であった製造コストを大幅に削減する事に成功いたしました。

また、当社グループはボールペンのペン先ボールや光通信用のガラスボールのような非ベアリング用途も製造販売しております。

リニアビジネスは、主に工作機械の精度を左右する部品としてNC旋盤やマシニングセンタ（MC）に使用されるボールねじ（直動軸受案内）及び中・大型送風機を製造販売しており、2014年12月期における当社グループ売上収益の14.6%の事業であります。今後は子会社である台湾椿中島股份有限公司を通して、人件費高騰対策のための自動省人化需要が期待できる中国NC工作機械向け市場を取り込んでいく考えであります。

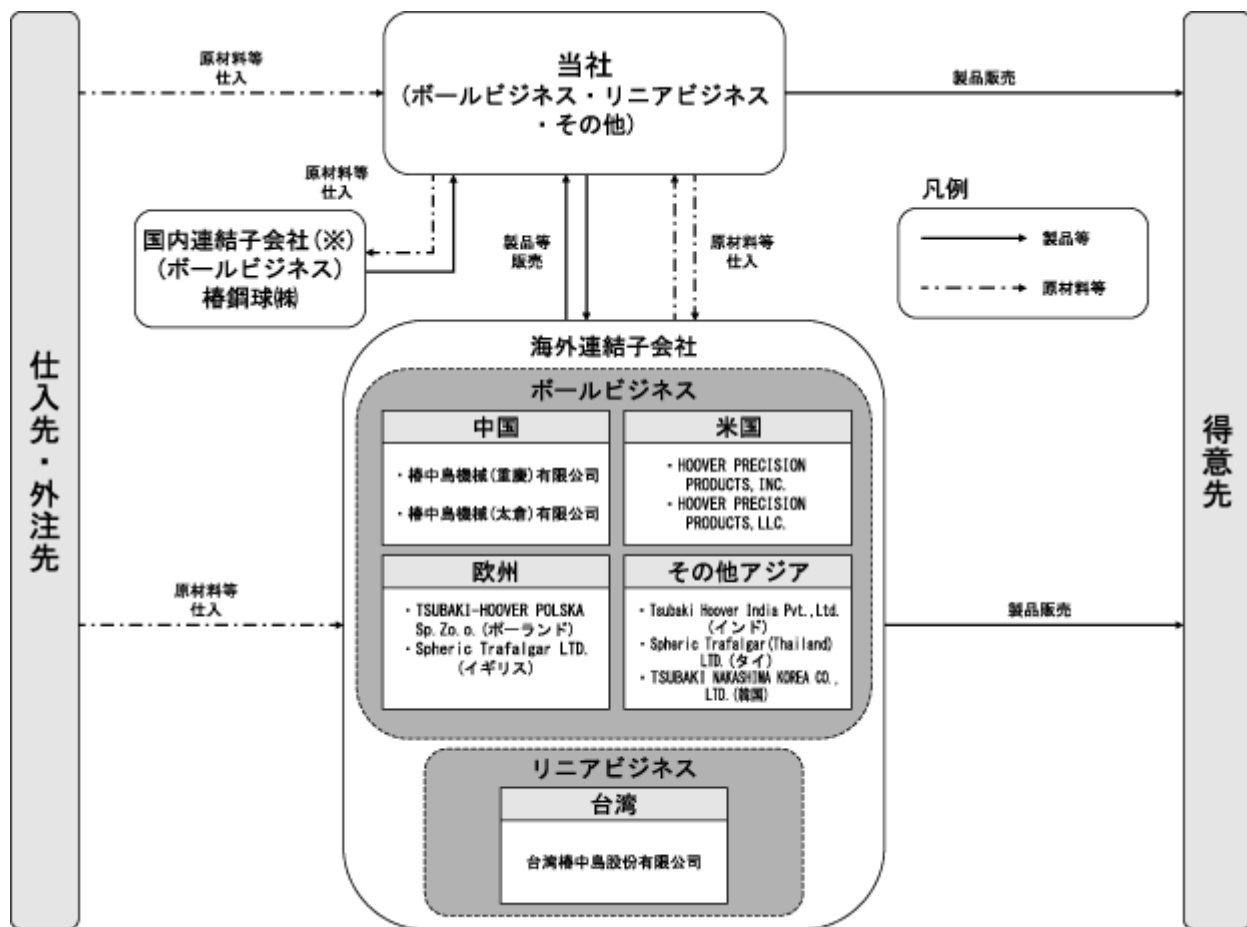
その他は2014年12月期における当社グループ売上収益の1.0%の事業となっており、不動産の賃貸等を行っております。

主な製品の特徴と用途は以下のとおりであります。

製品		製品の特徴と用途
ボール ビジネス	玉軸受用鋼球	当社グループの主力製品であり、主にボールベアリングを構成する部品として用いられております。当社グループの鋼球は高寿命、低騒音の特徴をもち、自動車、二輪車、家電機器、一般機械の回転部分をはじめ幅広い用途に使用されております。
	セラミック球	当社グループの戦略製品であり、主にボールベアリングを構成する部品として用いられております。セラミック球は鋼球に比べ、軽量、高強度、耐磨耗性、耐熱性、耐蝕性、絶縁性等の面で優れ、セラミック球を使用したボールベアリングは高寿命、良潤滑性、低フリクション等の特徴を持ちエコロジーや省エネの面で優れた性能を発揮します。また、耐蝕性、絶縁性が優れていることから、従来の鋼球では使用できなかった環境での使用が可能となり、幅広い用途への展開が可能となっております。
	超硬合金球	主に、ボールペン用、計測器測定端子用、ボールバルブ用、ボールベアリング用等の用途に用いられております。特にボールペン用ボールにおいては、高品質で幅広い表面加工技術を確立し、近年主流となっている水性ゲルインキや低粘度油性インキを使用したボールペンの筆記性能の向上に寄与しております。
	ガラスボール	主に、光通信用、内視鏡、カメラをはじめとする光学レンズなどの用途として用いられております。当社では、ベアリング用ボールの製造技術を応用し、他社では類を見ない高品質、高精度の製品を大量生産する技術を確立しております。
	プラスチック球	金属球と比べ軽量であり、耐久性、耐蝕性に優れており、そのため潤滑油、錆止め油を必要としない等の特徴があります。低荷重のベアリング、バルブ、プリンターインク用のボール栓などをはじめ、医療用、絶縁用、無騒音用ベアリング等でプラスチックの特性を生かした用途として用いられております。
	カーボン鋼球	カーボン鋼球は、キャスター等の中荷重、低荷重で特に高精度を必要としない回転機器などに用いられております。主に、自動車用シートレール、自転車や事務機用等の軽荷重用ベアリングなどの用途として使用されております。

製品		製品の特徴と用途
リニア ビジネス	ボールねじ等	当社グループは、工作機械等の稼働部分の精度を左右する部品として、精密な回転技術を応用したボールねじ（直動軸受案内）といった部品を製造販売しております。主要製品であるボールねじは、精密ボールねじ、高負荷用ボールねじ、精密ミニチュアボールねじ、リテーナー入り精密ボールねじ、中空軸ボールねじ、精密転造ボールねじ、一般産業用ボールねじ等、多岐にわたる商品群を有し、サイズもミニチュアから超大型まで様々な機械の稼働部分の主要部品として用いられております。主な用途といたしましては工作機械、射出成形機、半導体製造装置、産業ロボット、計測機器、医療機器等に使用されております。また、特殊な用途といたしましては過酷な条件下で高い安全性が問われる航空機用や確かな技術、精度が要求される原子力発電所の制御棒コントロール用にも使用されております。
	遠心送風機等	当社グループは、中・大型遠心送風機を製造しており、各施設の用途に応じた、高効率、高圧力、大風量、低騒音型の遠心送風機等を製造販売しております。主に、製鉄所、火力発電所、原子力発電所、セメントプラントなどの主要部に使用されております。

（事業系統図）



※国内連結子会社 椿鋼球株は主たる事業ではなく、取引金額が僅少であるため記載を省略しております。
※投資管理を行っておりますTBK HOLDINGS, INC. (米国)、HPP HOLDINGS, INC. (米国)、TSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE. LTD. (シンガポール)は記載を省略しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な 事業の内容	議決権 の所有 [被所有] 割合(%)	関係内容			
					役員の 兼任等	資金 取引等 (百万円)	営業上の取引	設備の賃 貸借
(連結子会社) TBK HOLDINGS, INC.	米国 デラウェア州	USドル 1,654	その他	100.0	兼任 2名	貸付金 1,700		
HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC.	米国 デラウェア州	USドル 1,000	ボール ビジネス	100.0 (100.0) 1	兼任 1名		当社仕入製品 の購入先及び 当社製品の販 売先	
HOOVER PRECISION PRODUCTS, LLC.	米国 ミシガン州	USドル 41,307,261	ボール ビジネス	100.0 (100.0) 2	兼任 1名		当社仕入製品 の購入先及び 当社製品の販 売先	
HPP HOLDINGS, INC.	米国 デラウェア州	USドル 1,000	その他	100.0 (100.0) 3	兼任 2名			
TSUBAKI-HOOVER POLSKA Sp.Zo.o.	ポーランド クラシュニツ ク市	ズロチ 73,729,000	ボール ビジネス	100.0 (100.0) 4			当社仕入製品 の購入先及び 当社製品の販 売先	
椿中島機械(太倉) 有限公司	中国 江蘇省	人民元 180,079,700	ボール ビジネス	100.0 (100.0) 4	兼任 4名		当社仕入製品 の購入先及び 当社製品の販 売先	
椿中島機械(重慶) 有限公司	中国 重慶市	人民元 65,000,000	ボール ビジネス	100.0 (100.0) 4	兼任 4名		当社仕入製品 の購入先及び 当社製品の販 売先	
Tsubaki Hoover India Pvt.,Ltd.	インド ダードラー及 びナガル・ ハーヴェー リー連邦直轄 領	インドルピー 199,868,620	ボール ビジネス	100.0 (100.0) 5	兼任 1名		当社製品の販 売先	
Spheric Trafalgar LTD.	英国 ウエスト・サ セックス州	ポンド 250,000	ボール ビジネス	100.0 (100.0) 6		貸付金 230	当社製品の販 売先	
Spheric Trafalgar (Thailand) LTD.	タイ ラヨン県	パーツ 80,000,000	ボール ビジネス	100.0 (100.0) 7	兼任 1名	貸付金 400	当社製品の販 売先	
TSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE.LTD.	シンガポール	シンガポ ドル 32,930,000	その他	100.0	兼任 2名	貸付金 750	当社仕入製品 の購入先及び 当社製品の販 売先	
台湾椿中島股份 有限公司	台湾 台中市	台湾ドル 7,000,000	リニア ビジネス	95.0	兼任 1名	貸付金 350	当社仕入製品 の購入先	
椿鋼球(株)	奈良県葛城市	百万円 80	ボール ビジネス	100.0	兼任 3名		当社仕入製品 の購入先	土地、事 務所の賃 貸
椿興産(株)	奈良県葛城市	百万円 20	その他	100.0	兼任 3名		当社に対する 保険業務代行	事務所の 賃貸

(注) 1 「主要な事業の内容」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 TBK HOLDINGS, INC.、HOOVER PRECISION PRODUCTS, LLC.、TSUBAKI-HOOVER POLSKA Sp.Zo.o.及び椿鋼球(株)は特定子会社に該当しております。

3 HOOVER PRECISION PRODUCTS, LLC.はパートナーシップであり、このパートナーシップのパートナーは、TBK HOLDINGS, INC.とHPP HOLDINGS, INC.であります。

4 子会社の議決権の所有[被所有]割合欄の()内は、間接所有割合を内数で示しており、その所有会社は次のとおりであります。

1 TBK HOLDINGS, INC. 100.0%

2 TBK HOLDINGS, INC. 70.0%、HPP HOLDINGS, INC. 30.0%

3 HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC. 100.0%

4 HPP HOLDINGS, INC. 100.0%

5 HPP HOLDINGS, INC. 99.9%、TBK HOLDINGS, INC. 0.1%

6 TSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE.LTD. 100.0%

7 Spheric Trafalgar LTD. 99.8%、TSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE.LTD. 0.1%、当社 0.1%

- 5 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 6 当社の過半数の株式を保有するCJP TN Holdings, L.P. は企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」16項(4)に該当する為、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づく親会社に該当しません。なお、当社が採用するIFRSにおいては、当該会社が親会社となります。
- 7 HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC. 及び樺中島機械(太倉)有限公司については、売上収益（連結会社相互間の内部売上を除く。）の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。日本において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成された各社の直近事業年度の財務諸表における主要な損益情報等は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	主要な損益情報等				
	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC.	4,002	342	342	1,188	11,405
樺中島機械(太倉)有限公司	5,199	660	574	7,127	13,503

- 8 2015年8月6日に物流拠点として、TSUBAKI NAKASHIMA KOREA CO., LTD. (韓国ソウル、現連結子会社)を設立しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2015年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ボールビジネス	1,667
リニアビジネス	197
その他	1
全社(共通)	21
合計	1,886

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
 2 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
 3 平均臨時雇用人員については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2015年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
453	40.1	7.2	4,367

セグメントの名称	従業員数(名)
ボールビジネス	278 (63)
リニアビジネス	153 (32)
その他	1
全社(共通)	21 (2)
合計	453 (97)

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
 2 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
 3 従業員数欄の（外書）は、年間平均臨時雇用人員数であります。
 4 臨時従業員には、パートタイム及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 5 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社及び国内連結子会社には、労働組合はありません。一部の海外子会社には労働組合があり、2015年10月末の組合員は311名であります。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第9期連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

当連結会計年度における世界経済は、米国は引続き堅調な回復を維持し、欧州経済も持ち直し傾向が続く一方で、中国は景気拡大が緩やかになるとともに、その他アジアでは景気の減速感が見られました。日本では消費税の増税後の個人消費の回復に不透明感はあるものの、総じて景気は堅調に推移いたしました。

このような環境の中、当社グループは、コスト削減を積極的に継続し競争力強化に努めるとともに、新組織体制を発足しより一層のグローバル化を推進し、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上収益は36,049百万円（前期比19.2%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は2014年9月9日付で公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたこと等によりその他の費用1,366百万円を計上し、5,218百万円（前期比3.3%減）となり、米国子会社にてその他の包括利益に計上していたグループ間長期ローンに対する為替差額の為替差益への振替1,524百万円や、円安の影響で外貨預金等に係る為替差益が発生したことにより為替差益1,782百万円を計上した結果、税引前当期利益は6,427百万円（前期比12.0%増）となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は3,843百万円（前期比5.2%増）となりました。

セグメント業績を示すと、次のとおりであります。

ボールビジネス

ボールビジネスでは、中国、新興国で成長鈍化は見えるものの、米国自動車販売は引続き堅調に推移し、グローバルな産業機械需要の回復もあり、売上収益は30,404百万円（前期比19.0%増）となり、セグメント利益（営業利益）は2014年9月9日付で公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたこと等によりその他の費用1,356百万円を計上し4,315百万円（前期比5.3%減）となりました。

リニアビジネス

リニアビジネスでは、ボールねじ（直動軸受システム）の主要客先である設備投資関連向け受注が緩やかかつ継続的な回復をみせており、また送風機の発電所向け引合いの増加に伴って少しずつ受注が増加している状況であります。売上収益は5,271百万円（前期比21.9%増）となり、セグメント利益（営業利益）は553百万円（前期比13.8%増）となりました。

その他

その他については、売上収益は374百万円（前期比0.2%減）となり、セグメント利益（営業利益）は366百万円（前期比3.4%減）となりました。

第10期第3四半期連結累計期間（自 2015年1月1日 至 2015年9月30日）

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、米国では穏やかな経済拡大傾向にあり、欧州経済もギリシャ債務問題等による金融不安が癒えるものの比較的堅調に推移する一方、中国経済の減速が今夏以降深刻化し、国内外の株式市場の急落につながりました。日本では、軽自動車税増税による駆け込み需要の反動減など景気は足踏みする場面がありつつも穏やかな回復傾向が続いております。

このような環境の中、当社グループは、2014年11月に発足した新組織体制のもと、「“Further Profitable Growth（さらなる利益ある成長）”を実現し、企業価値を継続的に創造し続ける輝く企業を目指す」という経営理念のもと、“グローバル・ワン・ツバキ・ナカシマ”により、精密ボール業界内におけるリーディングメーカーの地位の維持・発展を実現すべく新成長戦略を策定し、その実現を目指しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上収益は29,767百万円（前年同四半期比11.6%増）、営業利益は5,694百万円（前年同四半期比45.1%増）となり、税引前四半期利益は5,149百万円（前年同四半期比5.0%増）となりました。また、法人税率引下げによる実効税率変更により法人所得税費用が209百万円減少した結果、親会社の所有者に帰属する四半期利益は3,812百万円（前年同四半期比20.8%増）となりました。

セグメント業績を示すと、次のとおりであります。

ボールビジネス

ボールビジネスでは、中国をはじめとする新興国での成長鈍化はあるものの、米国自動車販売は堅調に推移し、欧州自動車ではVW問題による影響は不透明なもの回復傾向が続きました。また、産業機械需要も引き続き堅調に推移したことから、売上収益は25,256百万円（前年同四半期比11.6%増）となり、セグメント利益（営業利益）は5,004百万円（前年同四半期比54.4%増）となりました。

リニアビジネス

リニアビジネスでは、主要客先である設備投資関連向け受注の減速傾向はみられるものの、売上収益は4,229百万円（前年同四半期比12.4%増）となり、セグメント利益（営業利益）は501百万円（前年同四半期比20.6%増）となりました。

その他

その他については、特に変化はなく売上収益は282百万円（前年同四半期比0.6%増）となり、セグメント利益（営業利益）は275百万円（前年同四半期比1.6%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第9期連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は10,452百万円と前連結会計年度末と比べ3,985百万円の減少となりました。当連結会計年度の各活動におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは3,366百万円の収入（前期比32.7%減）となりました。主な原因は税引前当期利益6,427百万円、減価償却費及び償却費1,706百万円、たな卸資産の減少575百万円、営業債権及びその他の債務の増加309百万円の収入、営業債権及びその他の債権の増加1,138百万円、為替差益1,709百万円、利息の支払額429百万円、法人所得税等の支払額2,645百万円の支出であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは677百万円の支出（前期比77.1%減）となりました。主な原因は有形固定資産の売却による収入94百万円、有形固定資産の取得による支出756百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは7,177百万円の支出（前期比1,335.3%増）となりました。主な原因は長期借入れによる収入20,500百万円、第三者割当増資による収入120百万円、長期借入金の返済による支出20,655百万円、配当金の支払額7,000百万円であります。

第10期第3四半期連結累計期間（自 2015年1月1日 至 2015年9月30日）

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は15,656百万円と前連結会計年度末と比べ5,204百万円の増加となりました。当第3四半期連結累計期間の各活動におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは6,111百万円の収入（前年同四半期比78.8%増）となりました。主な要因は、税引前四半期利益が5,149百万円となり、減価償却費及び償却費が1,339百万円、営業債権及びその他の債権の減少1,146百万円などのキャッシュの増加要因があった一方で、利息の支払額348百万円、法人所得税等の支払額1,774百万円などのキャッシュ減少要因がありました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは539百万円の支出（前年同四半期比2.1%減）となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出が552百万円、有形固定資産の売却による収入が17百万円となったことによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは135百万円の支出（前年同四半期比0.0%増）となりました。主な要因は、長期借入金の返済による支出が135百万円となったことによります。

(3) 国際会計基準により作成した連結財務諸表における主要な項目と、日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

（のれんの償却に関する事項）

日本基準において、のれんの償却についてはその効果の及ぶ期間を見積り、その期間で償却することとしておりましたが、国際会計基準では国際会計基準移行日以降の償却を停止しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

第9期連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
ボールビジネス	26,968	113.2
リニアビジネス	5,867	125.5
合計	32,835	115.2

- (注) 1 上記の金額は、平均販売価格で表示しております。
2 セグメント間取引については、相殺消去しております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
ボールビジネス	432	40.0
リニアビジネス	103	321.5
合計	535	48.4

- (注) 1 上記の金額は、平均仕入価格で表示しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
ボールビジネス				
リニアビジネス	5,843	136.6	2,939	127.0
合計	5,843	136.6	2,939	127.0

- (注) 1 ボールビジネスの生産方式は、見込生産のため該当事項はありません。
2 セグメント間取引については、相殺消去しております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
ボールビジネス	30,404	119.0
リニアビジネス	5,271	121.9
その他	374	99.8
合計	36,049	119.2

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合。

相手先	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)		当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
NTN(株)	3,281	10.8	4,121	11.4
(株)ジェイテクト	3,754	12.4	3,992	11.1

- (注) 上記の金額には当該顧客と同一の企業集団に属する顧客に対する販売高を含めております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第10期第3四半期連結累計期間（自 2015年1月1日 至 2015年9月30日）

(1) 生産実績

当第3四半期連結累計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)
ボールビジネス	23,916
リニアビジネス	4,544
合計	28,460

- (注) 1 上記の金額は、平均販売価格で表示しております。
 2 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当第3四半期連結累計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)
ボールビジネス	402
リニアビジネス	80
合計	482

- (注) 1 上記の金額は、平均仕入価格で表示しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当第3四半期連結累計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
ボールビジネス		
リニアビジネス	4,787	3,163
合計	4,787	3,163

- (注) 1 ボールビジネスの生産方式は、見込生産のため該当事項はありません。
 2 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当第3四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)
ボールビジネス	25,256
リニアビジネス	4,229
その他	282
合計	29,767

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、「“ Further Profitable Growth(さらなる利益ある成長) ” を実現し、企業価値を継続的に創造し続ける輝く企業を目指す」という経営理念のもと、“グローバル・ワン・ツバキ・ナカシマ”により、精密ボール業界内におけるリーディングメーカーの地位の維持・発展を実現すべく新成長戦略を策定し、その実現を目指してまいります。

<これまでの事業戦略と成果>

近年の事業環境を振り返りますと、

- ・自動車及び工作機械を中心としたエンドマーケットの堅実な成長
- ・品質・価格・納期、及び要求技術の高度化（省エネ、高速、耐久、静音）
- ・顧客企業の成長地域への生産シフト・地産地消ニーズの高まり
- ・顧客企業の内製比率の低下
- ・競合他社の戦略の変化に伴う当社グループの競争優位性の高まり

など、当社グループにとってポジティブな流れに転じてまいりました。その中で当社グループは、精密ボール業界内のポジショニングをさらに高めるべく下記3つの戦略を着実に実施してきました。

- ・高品質製品を安定大量に供給するための生産技術の強化(装置の内製、絶え間ない改善活動)
- ・高付加価値のセラミックボールの事業拡大（量産技術の確立、海外大手顧客の開拓、素材メーカーとの戦略提携）
- ・顧客の地産地消ニーズに応える海外拠点の確保（英国ベアリングボールメーカー買収による英国・タイ拠点の確保、中国拠点の拡充、インド拠点の確保）

その結果、2年間で世界経済の成長率(世界のGDP成長率3～4%)を超える年平均14.8%の売上成長を達成することができました。

<新経営陣からみた課題とさらなる成長機会>

2014年11月に代表執行役CEOを始めとする新経営チームが発足いたしました。新たな目で世界各拠点を訪問し、当社グループの事業実態と市場環境、顧客ニーズをつぶさに観察する中で、さらなる利益ある成長につながる潜在的な機会が多く存在すること、そしてその成長機会を実現し継続的に企業価値を高めるため、企業体・組織としてさらにレベルアップすべき余地があることの認識が得られました。

そうした認識のもと、当社グループは次の施策に着手し、“グローバル・ワン・ツバキ・ナカシマ”として全世界一体となった活動を展開しています。

新成長戦略の実行	コンプライアンス、ガバナンスの強化	グローバル・ワン・ツバキ・ナカシマの実現
<p>グローバルニッチトップとしての地位をさらに強固にするために以下の取り組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外顧客への浸透アップ ・セラミックボールのさらなる拡販 ・中長期的な成長が期待できる中国・インド・アジアでの成長 ・新成長分野創出の強化 ・グローバル連携による品質・コスト競争力のいっそうの強化 ・バランスシート重視によるさらなるキャッシュの創出と株主還元の実現 	<p>公正取引委員会からの独占禁止法に係る排除措置命令(2014年9月)を受け、再発を決して許さないとの決意のもと、一連の施策を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス、内部統制を統括する役員、スタッフの配置、委員会の定期開催 ・コンプライアンスマニュアル、ルールの整備と研修の実施 ・監査委員会、内部監査体制の強化 	<p>グローバルレベルで方針決定、目標設定、事業進捗、サポートやコントロールを行うと同時に、各リージョンに責任者を置き、リージョンレベルでの経営の自主性を高め、マーケットと顧客に密着した事業活動を目指しています。また、機能軸ごとにグローバルリーダーを任命し、横軸連携によるグローバル営業活動の展開、ベストプラクティスの共有による品質技術向上活動やスケールを活かしたコスト削減活動を行っています。</p>

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 法的規制の新設・改廃、違反等によるリスク

事業展開をしている国内外において、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、製造物責任法、独占禁止法、知的財産権法、外国為替及び外国貿易法等、様々な法規制下にあります。当社グループは、法令遵守を基本としておりますが、万が一当社グループがかかる法的規制に違反した場合には、罰金、業務停止その他の制裁が課され、当社グループの社会的評価及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、今後さらにその規制が強化された場合、事業活動における影響が懸念され、費用負担増も予想されます。このような規制が行われた場合には、業績などに影響を与える可能性があります。

なお、当社は、鋼球等の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、2014年1月21日に公正取引委員会による立入調査を受け、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。また、2014年9月9日、同委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、1,325百万円の課徴金を納付しております。

(2) 有利子負債に関するリスク

当社グループは、多額の有利子負債の元金支払のために、また、特にボールビジネスにおいて十分な在庫を維持するための資金を確保するために追加借入又は資産の売却等による資金調達を必要とする可能性があります。こうした資金調達を行うことができるか否かは、金融市場の状況、当社の資産の売却先の有無等様々な要因に依存しております。さらに、金利が上昇した場合には、金利負担が増加することにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 原材料の価格の上昇、調達等に伴うリスク

当社グループの事業活動には、原材料及び部品等が適時、適切に納入されることが必要であります。その一部については、原材料及び部品等の特殊性から購入先が限定され、代替品を入手することが困難なものがあります。かかる原材料及び部品等について供給遅延等が生じた場合、又はそれらの購入先との間で取引関係の終了や生産能力の問題が生じた場合、必要な原材料及び部品等が不足すること、又は購入するための費用負担が増加することにより、当社グループの業績などに影響を与える可能性があります。また、新興国の景気変動や世界的な経済情勢等により原材料価格が上昇した場合、製品価格への反映や歩留まり向上等によるコストダウンによる吸収を図っておりますが、想定以上の上昇により、当社グループの業績などに影響を与える可能性があります。

(4) 知的財産権リスク

当社グループは、事業活動、事業展開に有用なノウハウや製造技術及び特許権、商標権などの知的財産権の取得及び保護に努めております。また、他社の知的財産権に対しても問題が発生しないよう細心の注意を払っております。しかしながら、当社グループのノウハウや製造技術が漏洩したり、他社が当社グループの知的財産権を侵害した場合、又は当社グループが意図せず他社の知的財産権を侵害した場合、当社グループの業績などに影響を与える可能性があります。

(5) 海外事業の展開に伴うリスク

当社グループは、グローバルに事業を展開しており、中国、アメリカ、ポーランド、台湾、インド、イギリス、タイ及び韓国に海外製造拠点を有しております。また、将来において上記以外の海外市場に進出する可能性もあります。しかしながら、これらの海外市場における事業展開には、投下資本の回収が当初の事業計画どおり進まないリスク、生産拠点の統廃合や撤退に伴うリスクのほかに、次のような海外事業展開に共通のリスクがあります。

- 各国の予期しない法律や規制の変更
- 社会・政治及び経済状況の変化又は治安の悪化
- 輸送の遅延及び電力等のインフラの障害
- 各種税制の不利な変更又は課税
- 保護貿易諸規制の発動
- 異なる商習慣による取引先の信用リスク等
- 雇用制度及び社会保険制度の違い
- 労働環境の変化や人材確保・教育の困難性
- 知的財産保護の困難性

疫病の発生
為替リスク

(6) 製品の欠陥に伴うリスク

当社グループは、国内外で行う事業活動において、製品の欠陥により第三者が損害を被った場合、当該製品のリコール対応に多大な費用負担を余儀なくされ、又は製造物責任法に基づく民事賠償責任を負う可能性があります。当社グループは、高品質で安全な製品を供給しておりますが、予期しない問題が発生した場合、当社グループの社会的評価が低下するなど、業績などに影響を与える可能性があります。

(7) 経済環境に関するリスク

当社グループの製品の需要は、自動車、電子機器、消費財及び工作機械向け精機等の最終製品の需要に左右され、工業生産量の全体的な落ち込み及びこれに伴う最終製品市場の悪化の影響を受ける傾向があり、特に当社の製品は自動車産業の市場悪化の影響を強く受ける傾向があります。また、世界的な経済環境の悪化に起因する各産業セクターにおける生産の減少も、当社グループの製品の需要を減少させ、当社グループの業績などに影響を与える可能性があります。

(8) 顧客集中に関するリスク

当社グループの製品の大半は、比較的少数の製造業者（特に、鋼球についてはボールベアリングの製造業者、ボールねじについては工作機械及び射出成形機の製造業者）を主要な顧客としており、当社グループとこれらの主要な顧客との関係が悪化した等の理由により主要な顧客を失った場合には、当社グループの業績などに影響が生じる可能性があります。

(9) 新素材セラミック球の製造及び販売に関するリスク

当社は、セラミック製造業者との提携により、従来のセラミック球よりも安定的かつ低コストな生産が可能な新素材セラミック球を開発し、その生産を開始しております。新素材セラミック球の増産は、当社グループの重要な事業戦略の1つであります。品質の確保、原材料の入手、素球の生産能力の十分な確保及び新素材セラミック球の採用に関する顧客の承諾・認証プロセス等が当社の想定どおりに進まない場合や、競合製品が登場した場合又は当社が新素材セラミック球に関する知的財産権を十分に保護できない場合には、当社グループの将来的な業績などに影響が生じる可能性があります。

(10) 他社競合リスク

当社グループは、顧客や市場ニーズに対応した高品質で安全な商品、サービスを提供することに全力を挙げて取り組んでおります。しかしながら、当社グループは他社との競合に晒されており、今後において、新製品の開発が計画どおりに進捗せず、品質、価格、在庫量及びマーケティング等に関連して競合他社に対して十分な競争力を確保できない場合には、当社グループの売上が減少する可能性があります。その場合業績などに影響を与える可能性があります。

(11) 環境問題リスク

当社は、環境保全活動を重要な経営方針の一つとして、ISO14000を取得しその充実を図っております。これまで、重大な環境問題を引き起こしたことはありません。しかしながら、今後において環境問題を引き起こし、損害の賠償、生産の停止、社会的評価の低下等の可能性、又は新しい規制への対応による費用負担の増加等により、業績などに影響を与える可能性があります。

(12) 財務報告に係る内部統制

当社グループでは、財務報告の信頼性に係る内部統制の構築及び運用を重要な経営課題の一つとして位置づけ、グループを挙げて管理体制等の点検・改善等に継続的に取り組んでおりますが、内部統制報告制度の運用開始後、当社グループの財務報告に重大な欠陥が発見される可能性があります。また、将来にわたって常に有効な内部統制を構築及び運用できる保証はなく、さらに、内部統制に本質的に内在する固有の限界があるため、今後、当社グループの財務報告に係る内部統制が有効に機能しなかった場合や、財務報告に係る内部統制に重要な不備が発生した場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響が及ぶ可能性があります。

(13) 固定資産の価格下落

当社グループが保有している固定資産について、時価の下落・収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

(14) のれんの減損

のれんの減損テストについては各資金生成単位で行っており、ボールビジネスについては主に世界の自動車需要や産業機械需要の動向により影響を受け、リニアビジネスについては主に設備投資関連需要の影響を受ける事となります。ボールビジネスは比較的広いエンドユーザーを持っており、個々の需要動向の影響が薄まる傾向にあります。リニアビジネスについては設備投資関連需要への依存度が高い傾向にあります。当社グループが保有しているのれんについて、収益性の低下等に伴い資産価値が減少した場合、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

(15) 災害の発生

当社グループの生産拠点において、地震、風水害、火災等の災害又は事故が発生した場合は、事業所ごとに自衛団を組織して、被害を最小限にとどめるべく努力をいたしますが、被害状況によっては、又は社会インフラの損壊など予想を超える事態が生じた場合には、当該生産拠点における生産活動が停止し、製品の出荷が停止若しくは遅延し、又は設備の修理、代替等のため多大な損失・費用を被る可能性があります。また、新型インフルエンザ等の感染症及び国内外の電力供給問題等の発生により当社グループの生産能力が悪影響を受ける可能性があります。これらの事象が発生した場合、当社グループの業績などに影響を与える可能性があります。

(16) 人事労務及び経営陣に関するリスク

当社グループの事業においては、国内外において専門性の高い熟練した従業員を確保する必要があり、かかる従業員を確保できない場合、当社グループの事業に影響が生じる可能性があります。また、当社グループは一定の経営陣及び幹部従業員に依存しておりますが、当社の新経営陣は近時に発足したものであり、また、当社グループの経営陣及び幹部従業員が大量に流出した場合にも、当社グループの事業及び業績などに影響が生じる可能性があります。

(17) 筆頭株主であるカーライル・グループとの関係について

2011年3月に、野村プリンシパル・ファイナンス(株)が保有する当社株式の全部が投資会社であるカーライル・グループが運営するCJP TN Holdings, L.P.に譲渡され、筆頭株主に異動が生じております。当該筆頭株主の異動に伴い、当社はカーライル・グループのアドバイザー会社であるカーライル・ジャパン・エルエルシー（以下「同社」といいます。）と経営等に関する契約等を締結し、同契約に基づき、同社より取締役2名、監査役2名を受入れておりました。

なお、同社と締結した上記の契約は2012年6月30日に解消しており、本書提出日現在の同社からの招聘役員は、取締役1名であります。また、本書提出日現在のCJP TN Holdings, L.P.による出資比率は96.3%（議決権比率ベース）となっており、当社と同社との間に重要な営業上の取引関係はありません。

当社は、独立性、自主性に基づき企業運営を行っておりますが、カーライル・グループの経営方針等に変更があった場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

同社は上場時において、一部当社株式の売却を行う予定であるほか、上場後においても同社の保有・処分方針次第では、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。

(18) 新成長戦略に関するリスク

当社グループは、精密ボール業界内におけるリーディングメーカーの地位の維持・発展を実現すべく新成長戦略を策定しております。当該新成長戦略には、海外顧客への浸透アップ、セラミックボールのさらなる拡販、中長期的な成長が期待できる中国・インド・アジアでの成長、新成長分野創出の強化等の取り組みが含まれております。

しかしながら、策定された新成長戦略は、業務改善やコスト管理の実現等の当社グループに関する事項のみならず、主要顧客の戦略や当社製品を使用した最終製品の市場動向等の当社グループのコントロールが及ばない事項を含む、多くの前提に基づいたものとなっております。

したがって、当社グループが新成長戦略を成功裡に実施し又は成長目標を達成できるという保証はなく、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性も否定できません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第9期連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

当社グループは、精密球体、直動軸受システム、送風機の専門メーカーとして、ユーザーの多様化するニーズに適応した製品を供給するため、各事業部において研究開発に取り組んでおり、それぞれの事業の中心となる製品についての研究開発を進めております。

現在の研究開発は当社グループの各技術部門において、ボールビジネス及びリニアビジネスを中心に推進しております。研究開発に携わるスタッフは11名で当連結会計年度の研究開発費は21百万円となっております。

セグメントごとの研究の目的、主要な課題、研究成果及び研究開発費は次のとおりであります。なお、当連結会計年度はその他においては、研究開発活動を行っておりません。

(1) ボールビジネス

ボールビジネスにおいては、ボールの精度の向上が極限迄要求されております。ボール品質の中でユーザーがどの特性を重視しているかを調査し、これらの需要にいち早く応えるため超高精度のボールを安定して生産する加工技術の確立に向けての研究開発を行っております。当連結会計年度の研究開発費は8百万円となっており、一部のサイズについては生産技術及び加工方法を確立し需要に応えることができました。

(2) リニアビジネス

リニアビジネスにおいては、ボールねじについては市場ニーズの変化に応えるため、より安価で経済性に優れた加工方法で製品化する研究を進めており、送風機については年々厳しくなるユーザーの技術的要求に対処すべく、有限要素法を用いた解析を行って構造改善に取り組んでおります。当連結会計年度の研究開発費は13百万円となりました。

第10期第3四半期連結累計期間（自 2015年1月1日 至 2015年9月30日）

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、32百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会によって公表されたIFRSに基づき作成しております。重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 3 重要な会計方針」に記載しております。

連結財務諸表の作成においては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りが必要であります。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

売上収益の状況

第9期連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

当連結会計年度売上収益の84.4%を占めるボールビジネスは前期比19.0%増の30,404百万円、14.6%を占めるリニアビジネスは前期比21.9%増の5,271百万円、主に2013年6月に買収したSpheric Trafalgar LTD.グループの売上収益が年間で貢献したことや中国、新興国で成長鈍化は見えるものの自動車販売は堅調に推移し、グローバルな産業機械需要の回復により、売上収益は前期比19.2%増の36,049百万円となりました。

第10期第3四半期連結累計期間（自 2015年1月1日 至 2015年9月30日）

当第3四半期連結累計期間の売上収益の84.8%を占めるボールビジネスは前年同四半期比11.6%増の25,256百万円、14.2%を占めるリニアビジネスは前年同四半期比12.4%増の4,229百万円、中国をはじめとする新興国での成長鈍化はあるものの、米国自動車販売は堅調に推移し、欧州ではVW問題による影響は不透明なものの回復傾向が続きました。また、産業機械需要も引き続き堅調に推移したことから、売上収益は前年同四半期比11.6%増の29,767百万円となりました。

損益の状況

第9期連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

売上原価は売上収益の増加及び一時的なコスト増加要因に伴い前期比19.5%増加の26,329百万円となり、売上総利益は前期比18.4%増加の9,720百万円となりました。この結果、売上総利益率は0.1ポイント減少し、27.0%となりました。売上総利益率が減少した理由は、売上の増加に伴う固定費吸収効果はあるものの、当連結会計年度において一時的に発生した評価減等の要因と考えております。販売費及び一般管理費は前期比10.8%増加の3,257百万円となりました。主な増加理由は、2013年6月に買収したSpheric Trafalgar LTD.グループによる固定費負担や売上収益の増加にともない販売費が増加したことによります。また、その他の費用として、2014年9月9日付で公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる課徴金1,325百万円を計上しており、営業利益は3.3%減少し5,218百万円となりました。

営業費用をセグメント別に示しますと、ボールビジネスは前期比24.3%増加の26,089百万円、リニアビジネスは前期比22.9%増加の4,718百万円となりました。各セグメント別の営業費用は、ボールビジネス及びリニアビジネスで売上増加に伴う費用増加及び一時的な評価減等の費用増加となっております。また、ボールビジネスでは2014年9月9日付で公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる課徴金1,325百万円を計上しております。これらの結果、ボールビジネスの営業利益は前期比5.3%減少の4,315百万円、リニアビジネスは前期比13.8%増の553百万円となりました。

上記以外に、各セグメントに帰属しない全社費用等16百万円を調整額として表示しております。前連結会計年度の調整額は26百万円であります。

税引前当期利益は前期比12.0%増加の6,427百万円となりました。主な要因は、営業利益は減少しているものの、金融収支として米国子会社にてその他の包括利益に計上していたグループ間長期ローンに対する為替差額の為替差益への振替1,524百万円や円安の影響で外貨預金等に係る為替差益が発生したことにより為替差益1,782百万円を計上していることによります。当期利益は前期比5.2%増加の3,845百万円となりました。これらの結果、売上収益営業利益率及び当期利益率は、それぞれ前期比3.3ポイント減少の14.5%、1.4ポイント減少の10.7%となりました。

第10期第3四半期連結累計期間（自 2015年1月1日 至 2015年9月30日）

売上原価は売上収益の増加及び一時的なコスト増加要因に伴い前年同四半期比11.4%増加の21,356百万円となり、売上総利益は前年同四半期比12.1%増加の8,411百万円となりました。この結果、売上総利益率は0.2ポイント増加し、28.3%となりました。販売費及び一般管理費は前年同四半期比15.4%増加の2,711百万円となりました。営業利益は45.1%増加し5,694百万円となりました。

営業費用をセグメント別に示しますと、ボールビジネスは前年同四半期比4.4%増加の20,252百万円、リニアビジネスは前年同四半期比11.4%増加の3,728百万円となりました。各セグメント別の営業費用は、ボールビジネス及びリニアビジネスで売上増加に伴う費用増加及び一時的な評価減等の費用増加となっております。これらの結果、ボールビジネスの営業利益は前年同四半期比54.4%増加の5,004百万円、リニアビジネスは前年同四半期比20.6%増加の501百万円となりました。

上記以外に、各セグメントに帰属しない全社費用等86百万円を調整額として表示しております。前年同四半期連結累計期間の調整額は3百万円であります。

税引前四半期利益は前年同四半期比5.0%増加の5,149百万円となりました。四半期利益は前年同四半期比20.8%増加の3,814百万円となりました。これらの結果、売上収益営業利益率及び四半期利益率は、それぞれ前年同四半期比4.4ポイント増加の19.1%、1.0ポイント増加の12.8%となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては「第2事業の状況 4事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 経営戦略の現状と見直し

当社グループは、M E B Oを実施した事により安定性重視から効率性・成長性重視に経営方針を転換し、安定的かつ持続的に企業価値を向上しうる企業体質を構築してまいりました。また、2014年11月に新経営体制を発足し、グローバルにマトリクス組織を導入し、各リージョンへの権限移譲による責任明確化及び横断的なファンクション

機能によるグローバルコントロールを行う事により、より一層の拡販、コスト削減に努めてまいりたいと考えております。

(5) キャッシュ・フローの状況に関する分析

第9期連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は10,452百万円と前連結会計年度末と比べ3,985百万円の減少となりました。当連結会計年度の各活動におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは3,366百万円の収入（前期比32.7%減）となりました。主要な要因は、利益において特殊要因として課徴金1,325百万円等の一時的マイナス要因はあるものの、一時的要因も含む為替差益1,782百万円のプラスもあり税引前当期利益が6,427百万円となり、減価償却費及び償却費が1,706百万円、在庫管理を強化したことに伴うたな卸資産の減少575百万円などのキャッシュの増加要因があった一方で、為替差益1,709百万円、売上増加及び回転期間の長い国内での売上増加に伴う営業債権及びその他債権の増加1,138百万円、利息の支払額429百万円、法人所得税等の支払額2,645百万円などのキャッシュ減少要因がありました。

投資活動によるキャッシュ・フローは677百万円の支出（前期比77.1%減）となりました。主要な要因は設備投資が前年までに一巡したこともあり、更新設備やボトルネック工程への投資に限られたことで有形固定資産の取得による支出が756百万円となったことによります。

財務活動によるキャッシュ・フローは7,177百万円の支出（前期比1,335.3%増）となりました。主要な原因は、借入金についてはリファイナンスを行ったものの、純額では定期弁済による155百万円の支出によるものであり、また、M E B O以降行ってこなかった配当を行ったことによる配当金の支払額7,000百万円によります。

第10期第3四半期連結累計期間（自 2015年1月1日 至 2015年9月30日）

当第3四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は15,656百万円と前連結会計年度末と比べ5,204百万円の増加となりました。当第3四半期連結累計期間の各活動におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは6,111百万円の収入（前年同四半期比78.8%増）となりました。主要な要因は、税引前四半期利益が5,149百万円となり、減価償却費及び償却費が1,339百万円、営業債権及びその他の債権の減少1,146百万円などのキャッシュの増加要因があった一方で、利息の支払額348百万円、法人所得税等の支払額1,774百万円などのキャッシュ減少要因がありました。

投資活動によるキャッシュ・フローは539百万円の支出（前年同四半期比2.1%減）となりました。主要な要因は、有形固定資産の取得による支出が552百万円、有形固定資産の売却による収入が17百万円となったことによります。

財務活動によるキャッシュ・フローは135百万円の支出（前年同四半期比0.0%増）となりました。主要な要因は、長期借入金の返済による支出が135百万円となったことによります。

(6) 資本の財源及び運用についての分析

第9期連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

当連結会計年度末の資産につきまして、流動資産は前期末に比べ1,976百万円減少し40,558百万円となりました。これは営業債権及びその他の債権が1,561百万円、たな卸資産が333百万円増加し、現金及び現金同等物が3,985百万円減少したことによります。

非流動資産は前期末に比べ428百万円増加し51,359百万円となりました。これは有形固定資産が368百万円、無形資産及びのれんが122百万円増加し、繰延税金資産が29百万円減少したことによります。

流動負債は前期末に比べ1,543百万円減少し5,269百万円となりました。これは営業債務及びその他の債務が419百万円、その他の流動負債が224百万円増加し、借入金が2,010百万円、未払法人所得税等が176百万円減少したことによります。

非流動負債は前期末に比べ1,428百万円増加し45,474百万円となりました。これは借入金が2,016百万円増加し、繰延税金負債が300百万円減少したことによります。

資本は前期末に比べ1,433百万円減少し41,174百万円となりました。これは資本金が60百万円、利益剰余金が1,799百万円、その他の資本の構成要素が1,644百万円増加し、資本剰余金が4,940百万円減少したことによります。

第10期第3四半期連結累計期間（自 2015年1月1日 至 2015年9月30日）

当第3四半期連結会計期間末の資産につきましては、流動資産は前期末に比べ3,599百万円増加し44,157百万円となりました。これは現金及び現金同等物が5,204百万円増加し、営業債権及びその他の債権が1,296百万円、たな卸資産が324百万円減少したことによります。

非流動資産は前期末に比べ1,265百万円減少し50,094百万円となりました。これは有形固定資産が1,121百万円減少したことによります。

流動負債は前期末に比べ141百万円減少し5,128百万円となりました。これは営業債務及びその他の債務が99百万円増加し、未払法人所得税等が89百万円、その他の流動負債が150百万円減少したことによります。

非流動負債は前期末に比べ571百万円減少し44,903百万円となりました。これは借入金が140百万円、繰延税金負債が247百万円、その他の非流動負債が172百万円減少したことによります。

資本は前期末に比べ3,046百万円増加し44,220百万円となりました。これは利益剰余金が3,810百万円増加し、その他の資本の構成要素が765百万円減少したことによります。

(7) 資金需要及び財務政策

当社グループの資金需要は主に設備投資及び運転資金であります。

現在、設備投資資金につきましては、内部資金、銀行借入金及び社債発行により資金調達をすることとしております。また、今後につきましては、健全な財政状態の維持を図っていくとともに資本効率を高めてまいります。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、ヘアリング用ボールの製造販売を目的として創業し、以降、球面加工の技術を活かし鋼球の用途を広げてまいりました。また、リニアビジネスの分野では工作機械の精度を左右する重要部品としてボールねじ等の事業展開を行っております。

現在の製造業を取り巻く環境は、新興国の成長を積極的に取り組むべくグローバル展開が必須な状況となっており、機動的なマネジメントが要求されております。

このような環境下、当社グループは効率改善・コスト削減に取り組むとともに、リスクのある新規成長分野への投資強化も実行し、更なる成長戦略を進めていく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第9期連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

当社グループでは、当連結会計年度中の設備投資につきましては、主に更新設備及びボトルネック工程への投資として、ボールビジネスでは572百万円、リニアビジネスでは195百万円実施し、連結では778百万円の設備投資を行いました。所要資金については自己資金を充当いたしました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第10期第3四半期連結累計期間（自 2015年1月1日 至 2015年9月30日）

当社グループでは、当第3四半期連結累計期間の設備投資につきましては、主に更新設備及びボトルネック工程への投資として、ボールビジネスでは453百万円、リニアビジネスでは43百万円実施し、連結では540百万円の設備投資を行いました。所要資金については自己資金を充当いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2014年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社及び鋼球事業所 (奈良県葛城市)	ボールビジネス 全社(共通)	本社機能 及び生産 設備	176	1,454	1,737 (51,929)	33	3,398	287 (65)
精機事業所 (奈良県大和郡山市)	リニアビジネス	生産設備	105	1,045	1,043 (23,397)	10	2,203	116 (32)
送風機事業所 (長崎県佐世保市)	リニアビジネス	生産設備	349	237	65 (75,983)	1	652	38 (3)
その他 (兵庫県尼崎市)	その他	賃貸 不動産			3,755 (19,066)		3,755	1

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 事業所名「その他」の土地は、連結会社以外へ賃貸しております。

3 帳簿価額「その他」は、工具、器具及び備品等であります。

4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。

5 臨時従業員には、パートタイム及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 国内子会社

2014年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
椿鋼球(株)	岡山工場 (岡山県勝田郡 勝央町)	ボール ビジネス	生 産 設備	264	716	120 (3,034)	3	1,103	98

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額「その他」は、工具、器具及び備品等であります。

(3) 在外子会社

2014年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメン トの名称	設備 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC.	本社 (米国 ジョージア州)	ボール ビジネス	生産 設備	201	997	525 (182,111)		1,723	95
HOOVER PRECISION PRODUCTS, LLC.	本社 (米国 ミシガン州)	ボール ビジネス	生産 設備	413	515	2 (24,281)		930	52
TSUBAKI-HOOVER POLSKA Sp.Zo.o.	本社 (ポーランド クラシュニツ ク市)	ボール ビジネス	生産 設備	271	1,371	() [139,608]	220	1,862	394
椿中島機械 (太倉) 有限公司	本社 (中国 江蘇省)	ボール ビジネス	生産 設備	2,617	3,115	() [68,000]	414	6,146	264
椿中島機械 (重慶) 有限公司	本社 (中国 重慶市)	ボール ビジネス	生産 設備	757	1,364	() [33,866]	132	2,253	227
Tsubaki Hoover India Pvt., Ltd.	本社 (インド ダードラー及び ナガル・ハー ヴェーリー連邦 直轄領)	ボール ビジネス	生産 設備		458	() [10,000]	1	459	65
台湾椿中 島 股份有限公司	本社 (台湾 台中市)	リニア ビジネス	生産 設備	46	319	()	13	378	33
Spheric Trafalgar LTD.	本社 (英国 ウエスト・ サセックス州)	ボール ビジネス	生産 設備	62	46	()	31	139	34
Spheric Trafalgar(Thailand) LTD.	本社 (タイ ラヨン県)	ボール ビジネス	生産 設備	137	658	95 (11,500)	9	899	130

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額「その他」は、工具、器具及び備品、借地権等であります。

3 土地の[]内の数字は借地面積（外書）であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2015年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

当社グループの設備投資は、主に更新設備及びボトルネック工程への投資となっており、重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	39,221,300	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	39,221,300		

(2) 【新株予約権等の状況】

第5回新株予約権

2011年6月29日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（第5回新株予約権）は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年10月31日)
新株予約権の数(個)	11,364 (注) 1、2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,136,400 (注) 2、6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,026 (注) 3、6	同左
新株予約権の行使期間	2013年8月1日 ～2021年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,026 資本組入額 513 (注) 6	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は、1個あたり2円（有償発行）とする。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第5回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役、使用人のいずれの地位も失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

- (注1) ベスティング日(1回目) 2012年6月30日
ベスティング日(2回目) 2013年6月30日
ベスティング日(3回目) 2014年6月30日
ベスティング日(4回目) 2015年6月30日
ベスティング日(5回目) 2016年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

- (2) 新株予約権者は、2011年3月31日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、新株予約権者が当社との間で締結する「第5回新株予約権割当契約書」に関連して新株予約権者がグループ主要株主等との間で締結する覚書に基づき、新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、2011年3月31日現在グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 5 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

(1) 交付する新株予約権の数

当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

- (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、1,136,400株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
当社組織再編後払込金額 = 当社組織再編前払込金額 × 1 / 割当比率
- (4) 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）4の定めに基づいて定める。
新株予約権の取得事由及び条件
- a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、取締役を解任された場合又は監査役に就任した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、任期満了により取締役を退任した場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。
- c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第5回新株予約権割当契約書」又はこれに関連してグループ主要株主等との間で締結する覚書（これらに関連する契約がある場合には、当該契約を含む。）に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,025円64銭と同等以下として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。
- 6 2012年5月15日開催の取締役会決議により、2012年6月8日付で普通株式1株を100株に分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

第6回新株予約権

2011年6月29日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（第6回新株予約権）は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年10月31日)
新株予約権の数(個)	10,036 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,003,600 (注) 1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,026 (注) 2、5	同左
新株予約権の行使期間	2013年8月1日 ～2021年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,026 資本組入額 513 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

- 2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第6回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役、使用人のいずれの地位も失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2012年6月30日

ベスティング日(2回目) 2013年6月30日

ベスティング日(3回目) 2014年6月30日

ベスティング日(4回目) 2015年6月30日

ベスティング日（5回目） 2016年6月30日

- (注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- (2) 新株予約権者は、2011年3月31日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、新株予約権者が当社との間で締結する「第6回新株予約権割当契約書」に関連して新株予約権者がグループ主要株主等との間で締結する覚書に基づき、新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、2011年3月31日現在グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 4 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、1,003,600株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
- (4) 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）3の定めに基づいて定める。
新株予約権の取得事由及び条件
- a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、取締役を解任された場合、監査役に就任した場合、懲戒解雇をされ再編後新会社の使用人でなくなった場合、出向関係が解消されることによって再編後新会社において業務に従事しなくなった場合、又は自己都合による退職をした場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。

- b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、任期満了により取締役を退任した場合、会社都合により退職した場合、再編後新会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。
 - c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第6回新株予約権割当契約書」又はこれに関連してグループ主要株主等との間で締結する覚書（これらに関連する契約がある場合には、当該契約を含む。）に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,025円64銭と同等以下として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。
- 5 2012年5月15日開催の取締役会決議により、2012年6月8日付で普通株式1株を100株に分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

第9回新株予約権

2013年8月20日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（第9回新株予約権）は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年10月31日)
新株予約権の数(個)	840 (注) 1、2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,026 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	2015年10月1日 ~2023年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,026 資本組入額 513	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は、1個あたり2円（有償発行）とする。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第9回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の執行役及び当社の使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2014年6月30日
 ベスティング日(2回目) 2015年6月30日
 ベスティング日(3回目) 2016年6月30日
 ベスティング日(4回目) 2017年6月30日
 ベスティング日(5回目) 2018年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

- (2) 新株予約権者は、2013年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下、「譲渡請求権」という。)を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等(海外含む。)のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 5 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社(以下、これらを「再編後新会社」と総称する。)から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限り。
- (1) 交付する新株予約権の数
 当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
 再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、84,000株(調整がなされた場合には調整後の株式の数)を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率(以下、「割当比率」という。)に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
 出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
- (4) 新株予約権行使期間
 行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件

新株予約権の行使条件は（注）4の定めに基づいて定める。

新株予約権の取得事由及び条件

- a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、執行役を解任された場合、使用人が懲戒解雇された場合、出向関係が解消されることによって再編後新会社において業務に従事しなくなった場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社において自己都合による退職をした場合、又は再編後新会社の子会社の取締役等を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社及び再編後新会社の子会社において、任期満了により執行役、取締役を退任又は使用人が会社都合により退職した場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。
 - c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第9回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,026円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

第10回新株予約権

2013年8月20日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（第10回新株予約権）は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年10月31日)
新株予約権の数(個)	2,620 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	262,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,026 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2015年10月1日 ~2023年8月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,026 資本組入額 513	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

3 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第10回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社及び当社の子会社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の使用人及び当社の子会社の取締役、使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2014年6月30日
ベスティング日(2回目) 2015年6月30日
ベスティング日(3回目) 2016年6月30日
ベスティング日(4回目) 2017年6月30日

ベスティング日（5回目） 2018年6月30日

- (注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- (2) 新株予約権者は、2013年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 4 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、262,000株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
- (4) 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）3の定めに基づいて定める。
新株予約権の取得事由及び条件
- a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において出向関係が解消されることによって再編後新会社において業務に従事しなくなった場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社において使用人が懲戒解雇をされた場合、自己都合による退職をした場合、又は再編後新会社の子会社の取締役等を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。

- b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社及び再編後新会社の子会社において、会社都合により退職した場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者の再編後新会社及び再編後新会社の子会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、新株予約権者が死亡した場合、又は再編後新会社の子会社において、任期満了により再編後新会社の子会社の取締役等を退任した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。
 - c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第10回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,026円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

第11回新株予約権

2014年8月20日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（第11回新株予約権）は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年10月31日)
新株予約権の数(個)	905 (注) 1、2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,500 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,163 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	2016年10月1日 ~2024年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は、1個あたり2円（有償発行）とする。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第11回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の執行役及び当社の使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日

ベスティング日(2回目) 2016年6月30日

ベスティング日（3回目） 2017年6月30日

ベスティング日（4回目） 2018年6月30日

ベスティング日（5回目） 2019年6月30日

（注2）ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

- （2）新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
 - （3）新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
 - （4）新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
 - （5）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
 - （6）新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 5 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- （1）交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - （2）新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、90,500株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
 - （3）新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
 - （4）新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
 - （5）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - （6）新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）4の定めに基づいて定める。
新株予約権の取得事由及び条件
 - a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、執行役を解任された場合、使用人が懲戒解雇された場合、出向関係が解消されることによって再編後新会社において業務に従事しなくなった場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社において自己都合による退職をした場合、又は再編後新会社の

子会社の取締役等を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。

- b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社及び再編後新会社の子会社において、任期満了により執行役、取締役を退任又は使用人が会社都合により退職した場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。
 - c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第11回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,163円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

第12回新株予約権

2014年8月20日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（第12回新株予約権）は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年10月31日)
新株予約権の数(個)	515 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,163 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2016年10月1日 ～2024年8月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

3 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第12回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社及び当社の子会社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の使用人及び当社の子会社の取締役、使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日

ベスティング日(2回目) 2016年6月30日

ベスティング日(3回目) 2017年6月30日

ベスティング日(4回目) 2018年6月30日

ベスティング日（5回目） 2019年6月30日

- (注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- (2) 新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 4 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、51,500株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
- (4) 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）3の定めに基づいて定める。
新株予約権の取得事由及び条件
- a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、出向関係が解消されることによって再編後新会社において業務に従事しなくなった場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社において使用人が懲戒解雇をされた場合、自己都合による退職をした場合、又は再編後新会社の子会社の取締役等を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。

- b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社及び再編後新会社の子会社において、会社都合により退職した場合、再編後新会社及び再編後新会社の子会社の就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、新株予約権者の再編後新会社及び再編後新会社の子会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、新株予約権者が死亡した場合、又は再編後新会社の子会社において、任期満了により再編後新会社の子会社の取締役等を退任した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。
 - c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第12回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,163円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

第13回新株予約権

2014年10月1日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（第13回新株予約権）は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年10月31日)
新株予約権の数(個)	1,850 (注) 1、2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	185,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,163 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	2016年10月10日 ~2024年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は、1個あたり2円（有償発行）とする。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第13回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の取締役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日

ベスティング日(2回目) 2016年6月30日

ベスティング日（3回目） 2017年6月30日

ベスティング日（4回目） 2018年6月30日

ベスティング日（5回目） 2019年6月30日

（注2）ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

- （2）新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
 - （3）新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
 - （4）新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
 - （5）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
 - （6）新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 5 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- （1）交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - （2）新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、185,000株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
 - （3）新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
 - （4）新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
 - （5）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - （6）新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）4の定めに基づいて定める。
新株予約権の取得事由及び条件
 - a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、取締役を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、任期満了により取締役を退職した場合、自己都合による退職をした場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった

場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。

- c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第13回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,163円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

第14回新株予約権

2014年10月1日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（第14回新株予約権）は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年10月31日)
新株予約権の数(個)	515 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,163 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2016年10月10日 ~ 2024年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

3 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第14回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の取締役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日
ベスティング日(2回目) 2016年6月30日
ベスティング日(3回目) 2017年6月30日
ベスティング日(4回目) 2018年6月30日

ベスティング日（5回目） 2019年6月30日

- (注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- (2) 新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 4 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、51,500株（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
- (4) 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）3の定めに基づいて定める。
新株予約権の取得事由及び条件
- a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、取締役を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、任期満了により取締役を退職した場合、自己都合による退職をした場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。

- c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第14回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,163円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

第15回新株予約権

2014年11月3日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（第15回新株予約権）は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年10月31日)
新株予約権の数(個)	350 (注) 1、2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,163 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	2016年11月14日 ～2024年10月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は、1個あたり2円（有償発行）とする。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第15回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の執行役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日

ベスティング日(2回目) 2016年6月30日

ベスティング日(3回目) 2017年6月30日

ベスティング日(4回目) 2018年6月30日

ベスティング日(5回目) 2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

- (2) 新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社(以下、「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下、「譲渡請求権」という。)を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
 - (4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等(海外含む。)のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
 - (6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 5 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社(以下、これらを「再編後新会社」と総称する。)から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- (1) 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、35,000株(調整がなされた場合には調整後の株式の数)を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率(以下、「割当比率」という。)に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
 - (4) 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (6) 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件

新株予約権の行使条件は（注）4の定めに基づいて定める。

新株予約権の取得事由及び条件

- a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、執行役を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、任期満了により執行役を退職した場合、自己都合による退職をした場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。
 - c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第15回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,163円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

第16回新株予約権

2014年11月3日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（第16回新株予約権）は次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (2014年12月31日)	提出日の前月末現在 (2015年10月31日)
新株予約権の数(個)	1,030 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	103,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,163 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2016年11月14日 ～2024年10月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株である。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下、「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使に係る出資金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行決議日以降に当社組織再編に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

3 新株予約権の行使の条件

(1) ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第16回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で 5 回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

新株予約権者が当社の執行役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注 1) ベスティング日 (1 回目) 2015年 6 月30日
ベスティング日 (2 回目) 2016年 6 月30日
ベスティング日 (3 回目) 2017年 6 月30日
ベスティング日 (4 回目) 2018年 6 月30日

ベスティング日（5回目） 2019年6月30日

- （注2） ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- （2） 新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が、新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。
- （3） 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。
- （4） 新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。
- （5） 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
- （6） 新株予約権の質入等の処分は認めない。
- 4 当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるときは、当社にかかる新株予約権を消滅させ、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割にかかる分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。
- （1） 交付する新株予約権の数
当社組織再編の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- （2） 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数
再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、103,000数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下、「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。
- （3） 新株予約権の行使に際して出資される金額
出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{当社組織再編後払込金額} = \text{当社組織再編前払込金額} \times 1 / \text{割当比率}$$
- （4） 新株予約権行使期間
行使期間は、上記に定める期間の開始日又は当社組織再編の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
- （5） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- （6） 新株予約権の行使条件並びに取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は（注）3の定めに基づいて定める。
新株予約権の取得事由及び条件
- a 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、執行役を解任された場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- b 再編後新会社は、新株予約権者が再編後新会社において、任期満了により執行役を退職した場合、自己都合による退職をした場合、新株予約権者の再編後新会社における役職が割当日現在より下位となった場合、新株予約権者について破産手続が開始された場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を随時、無償にて取得することができる。

- c 再編後新会社は、グループ主要株主等が、自己が保有している再編後新会社の株式の全部をグループ主要株主等に属さない第三者に譲渡する場合であって、新株予約権者に対して譲渡請求権を行使した場合は、当該譲渡が実行された日の翌日以後に、当該新株予約権者に発行された新株予約権のうち当該実行日に未行使のすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - d 再編後新会社は、新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - e 再編後新会社は、新株予約権者が当社との間で締結する「第16回新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
 - f 再編後新会社は、再編後新会社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、かつ、再編後新会社普通株式につき、その対価を当社1株あたり金1,163円未満として売買その他の取引が行われた場合は、発行されたすべての新株予約権を随時、無償にて取得することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2011年7月28日(注)1	1,383	391,383	70	15,824	70	14,095
2012年6月8日(注)2	38,746,917	39,138,300		15,824		14,095
2014年8月15日(注)3		39,138,300		15,824	5,000	9,095
2014年12月24日(注)4	83,000	39,221,300	60	15,884	60	9,155

(注) 1 2011年7月15日の取締役会において決議された有償第三者割当増資によるものであります。

第三者割当 発行価格102,565円、資本組入額51,283円

割当先 近藤 高規

2 2012年5月15日の取締役会において決議された、普通株式1株を100株にする株式分割により発行済株式総数が38,746,917株増加しております。

3 2014年7月10日の臨時株主総会において決議された、資本準備金の取り崩しによるものであります。

4 2014年12月12日の取締役会において決議された有償第三者割当増資によるものであります。

第三者割当 発行価格1,450円、資本組入額725円

割当先 高宮 勉、小原 シェキール、檜葉 徹雄、廣田 浩治、張 立

(5) 【所有者別状況】

2015年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)					1		15	16	
所有株式数 (単元)					377,505		14,708	392,213	
所有株式数 の割合(%)					96.25		3.75	100.00	

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2015年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,221,300	392,213	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式			
発行済株式総数	39,221,300		
総株主の議決権		392,213	

【自己株式等】

2015年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

第5回新株予約権

当該制度は、会社法に基づき、2011年6月29日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2011年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 上記付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。

第6回新株予約権

当該制度は、会社法に基づき、2011年6月29日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2011年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社使用人 26名 子会社役員 9名 子会社使用人 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 上記付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。

第9回新株予約権

当該制度は、会社法に基づき、2013年8月20日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2013年8月20日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 1名 子会社役員 1名 当社使用人 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 上記付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。

第10回新株予約権

当該制度は、会社法に基づき、2013年8月20日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2013年8月20日
付与対象者の区分及び人数	子会社役員 6名 当社使用人 18名 子会社使用人 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 上記付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。

第11回新株予約権

当該制度は、会社法に基づき、2014年8月20日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2014年8月20日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 1名 当社使用人 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）上記付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。

第12回新株予約権

当該制度は、会社法に基づき、2014年8月20日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2014年8月20日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）上記付与対象者の区分及び人数は、当該新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。

第13回新株予約権

当該制度は、会社法に基づき、2014年10月1日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2014年10月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役兼代表執行役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第14回新株予約権

当該制度は、会社法に基づき、2014年10月1日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2014年10月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役兼代表執行役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第15回新株予約権

当該制度は、会社法に基づき、2014年11月3日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2014年11月3日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第16回新株予約権

当該制度は、会社法に基づき、2014年11月3日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2014年11月3日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、2007年にM E B Oにより非上場化して以降、当社経営陣及び当社従業員とともに、急激に変化する経営環境に対応し、組織改革や生産、販売体制の再構築及び新規成長分野への投資といった収益、組織構造の変革等の施策を実施するため無配を続けてまいりましたが、上記各施策が一定の成果をあげたと考え、2014年に、M E B O（2007年）以降初めて70億円の配当（2014年11月3日開催の臨時株主総会により、当社普通株式1株につき178円85銭の配当を決議しております。）を実施いたしました。これは、上記各施策が一定の成果をあげたと考えたことに加え、過去の無配が継続していた状況を考慮の上、資本効率向上を図る観点から実施したものであります。

この結果、2014年12月期の単年度においては一時的に、配当総額が70億円と下記記載の上場後配当性向目標を大幅に上回る水準となっております。上場後においては、株主の皆様に対する利益配分と継続的な企業発展を経営の最重要課題と認識しており、株主還元、適切なレバレッジ、成長資金の確保のオプティマムバランスを念頭に、配当などによる株主総還元を判断していく考えであります。また、当社は、将来の事業展開と企業価値の向上に向けた設備投資等に備えて内部留保を確保しつつ、株主の皆様へ継続的な期末配当を実施していくことを基本方針とし、上場後の連結配当性向は50%を目標としております。このほか年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状況】

(1) 取締役 の 状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所 有 株 式 数 (株)
取締役		高宮 勉	1950年 10月13日	1974年4月 日産自動車(株)入社 1999年4月 欧州日産自動車会社上級副社長 2006年3月 ナイルス(株) (現: (株)ヴァレオジャパン) 代表取締役社長 2013年11月 (株)ヴァレオジャパン マネージング・ディレクター / 常務取締役 2014年10月 当社取締役兼代表執行役CEO(現任)	(注)4	25,000
取締役		山田 賢司	1963年 8月29日	1986年4月 旧(株)ツバキ・ナカシマ入社 2000年8月 椿鋼球(株)出向 2001年5月 同社取締役 2002年8月 (株)管理事業へ転籍 椿鋼球(株)出向 2007年6月 役員就任により(株)管理事業退社 旧(株)ツバキ・ナカシマ取締役鋼球事業部副事業部長 2007年8月 当社取締役鋼球事業部副事業部長 2011年1月 HPP HOLDINGS, INC. Director/Secretary HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC. President TBK HOLDINGS, INC. President 2011年6月 当社代表取締役専務鋼球事業部長 椿中島機械(太倉)有限公司 董事 椿中島機械(重慶)有限公司 董事 2012年5月 椿鋼球(株)代表取締役社長 2013年3月 当社代表執行役 2013年6月 Spheric Trafalgar (Thailand) LTD. Director 2013年10月 当社代表執行役COO 2014年8月 TBK HOLDINGS, INC. Director President 2014年10月 当社取締役兼代表執行役COO(現任) 椿中島機械(太倉)有限公司董事長(現任) 椿中島機械(重慶)有限公司董事長(現任)	(注)4	30,000
取締役		小原 シェキール	1958年 7月1日	1994年4月 フェデラルエクスプレス ノースパシフィック・リージョナル・ファイナンスディ レクター 1999年5月 アボット(日本) CFO 2004年1月 ホスピラ アジアパシフィック・VP/CEO 2008年3月 アボット(シンガポール) リージョナル・CFO/ ビジネスストラテジー・ディレク ター 2014年6月 当社入社 2014年8月 TSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE. LTD.出向 2014年10月 当社専務執行役CFO TBK HOLDINGS, INC. Corporate Auditor(現任) HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC. Corporate Auditor (現任) HOOVER PRECISION PRODUCTS, LLC. Corporate Auditor (現任) HPP HOLDINGS, INC. Corporate Auditor(現任) 椿中島機械(太倉)有限公司 ⁷⁵ 事(現任) 椿中島機械(重慶)有限公司 ⁷⁶ 事(現任) 2014年11月 椿鋼球(株)監査役(現任) 椿興産(株)監査役(現任) 2015年3月 当社取締役兼専務執行役CFO(現任)	(注)4	17,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		大塚 博行	1968年 9月1日	1992年4月 (株)住友銀行(現:(株)三井住友銀行)入行 1999年4月 大和証券SBCM(株)(現:大和証券(株))出向 2001年4月 カーライル・ジャパン・エルエルシー ヴァイスプレジデント 2002年2月 ラザード・フレール・エルエルシー(現:ラザードLTD) ヴァイスプレジデント 2004年1月 同社ディレクター 2006年2月 同社マネージング・ディレクター 2006年4月 カーライル・ジャパン・エルエルシー ディレクター 2009年3月 クオリカブス(株)取締役 2010年3月 チムニー(株)取締役 2011年3月 当社社外取締役(現任) 2012年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージング・ディレクター(現任) 2013年1月 ディバーシー(株)(現:シーバイエス(株))取締役(現任) 2015年6月 (株)ディー・エヌ・エー取締役(現任) 日立機材(株)取締役(現任)	(注)4	
取締役		河野 研	1971年 10月9日	1996年10月 公認会計士二次試験合格 1998年9月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 2002年8月 武田薬品工業(株)入社 2004年7月 東京北斗監査法人(現 仰星監査法人)入所 2006年12月 河野公認会計士事務所開業 所長 2011年8月 IBS(株)取締役(現任) 2012年6月 当社社外取締役(現任) 2013年11月 (株)河野会計事務所設立 代表取締役(現任)	(注)4	
取締役		石井 英夫	1943年 10月25日	1967年4月 日産自動車(株)入社 2000年2月 ハネウエル・ターボチャージング・システムズ・ジャパ ン(株)代表取締役社長 2000年8月 ハネウエル・ターボ・テクノロジーズ(株) アジア事業担当副社長 2004年4月 同社グローバル品質担当副社長 2005年7月 ハネウエル・インターナショナル 日本代表 ハネウエル・ジャパン 代表取締役社長 2007年6月 旭テック(株) Co-CEO兼代表執行役社長 2009年11月 企業国際化支援ネットワーク コンサルタント 2015年3月 当社社外取締役(現任)	(注)4	
計						72,000

- (注) 1 2013年3月29日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって、委員会設置会社(現・指名委員会等設置会社)に移行しております。
- 2 大塚 博行、河野 研、石井 英夫は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 当社の委員会体制は以下のとおりとなっております。
- 指名委員会
委員長 石井 英夫、委員 大塚 博行、河野 研
- 報酬委員会
委員長 高宮 勉、委員 大塚 博行、河野 研
- 監査委員会
委員長 河野 研、委員 大塚 博行、石井 英夫
- 4 2015年3月20日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表執行役	CEO	高宮 勉	1950年 10月13日		(注)1	25,000
代表執行役	COO	山田 賢司	1963年 8月29日		(注)1	30,000
専務執行役	CFO	小原 シェキール	1958年 7月1日		(注)1	17,000
常務執行役	CSO	榎葉 徹雄	1960年 4月25日	1984年4月 オークヴィレッジ㈱入社 1986年6月 ㈱福武書店(現:ベネッセホールディングス)入社 1986年7月 マサチューセッツ工科大学へ客員研究員として派遣 1994年10月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 1999年10月 ゴールドマン・サックス証券会社(現:ゴールドマン・サックス証券㈱)マネージング・ディレクター 2006年2月 三洋電機㈱代表取締役副社長 2007年7月 ㈱フジタ取締役副社長 2009年5月 ソネット・エムスリー㈱(現:エムスリー㈱)執行役員 2014年11月 当社常務執行役CSO(現任)	(注)1	16,000
常務執行役	CAO	廣田 浩治	1951年 10月27日	1976年4月 日産自動車㈱入社 1996年7月 欧州日産自動車会社 ゼネラルマネージャー 2003年4月 橋本フォーミング工業㈱(現:㈱ファルテック)理事 2008年5月 ナイルス㈱(現:㈱ヴァレオジャパン)常務執行役員 2014年11月 当社常務執行役CAO兼総務部長(現任) 椿興産㈱取締役 2015年2月 同社代表取締役(現任)	(注)1	5,000
常務執行役	鋼球 事業部長	島田 一也	1970年 1月17日	1993年4月 旧㈱ツバキ・ナカシマ入社 2002年8月 ㈱管理事業へ転籍 2003年4月 椿中島機械(太倉)有限公司出向 2008年4月 当社が㈱管理事業を吸収合併 2010年3月 椿中島機械(太倉)有限公司董事(現任) 椿中島機械(重慶)有限公司董事(現任) 2011年1月 当社鋼球事業部技術部長 2012年6月 当社取締役鋼球事業部副事業部長兼技術部長 2013年3月 当社執行役鋼球事業部副事業部長兼品質管理部長 2014年10月 当社常務執行役鋼球事業部長(現任) 2014年11月 椿鋼球㈱代表取締役会長(現任)	(注)1	5,900
執行役		張 立	1963年 2月6日	1984年9月 北京微電機廠入社 1988年4月 ニチメン㈱(現:双日㈱)入社 北京駐在 1994年1月 ニチメンマシナリー㈱(現:双日マシナリー㈱)入社 2000年1月 ニチメン㈱(現:双日㈱) 上海駐在所出向 2002年3月 当社入社 椿中島機械(太倉)有限公司出向 椿中島機械(太倉)有限公司副董事長(現任) 2005年12月 椿中島機械(重慶)有限公司副董事長(現任) 2014年10月 当社執行役(現任)	(注)1	20,000
執行役		津田 雅司	1963年 5月27日	1987年4月 旧㈱ツバキ・ナカシマ入社 2001年1月 TSUBAKI-HOOVER HUNGARY LTD.出向 2002年8月 ㈱管理事業へ転籍 TSUBAKI-HOOVER HUNGARY LTD.出向 2006年1月 ㈱管理事業鋼球事業部技術部技術課長 2007年10月 同社鋼球事業部技術部生産技術課長 2008年4月 当社が㈱管理事業を吸収合併 当社鋼球事業部技術部技術課長 2008年6月 当社取締役鋼球事業部副事業部長 TSUBAKI-HOOVER POLSKA Sp. Zo.o. Director 2009年6月 当社取締役鋼球事業部副事業部長兼技術部長 2010年12月 Tsubaki Hoover India Pvt.,Ltd. Director(現任) 2011年1月 当社取締役鋼球事業部副事業部長 2011年3月 当社取締役鋼球事業部副事業部長兼営業部長 2011年9月 当社取締役鋼球事業部副事業部長 2012年2月 当社取締役鋼球事業部副事業部長兼製造部長 2012年3月 当社取締役鋼球事業部副事業部長 2013年3月 当社取締役退任 2013年6月 Spheric Trafalgar LTD. Director Spheric Trafalgar (Thailand) LTD. Director 2014年10月 当社執行役(現任) 2014年11月 TSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE.LTD. Director(現任) 2014年12月 Spheric Trafalgar (Thailand) LTD. Chairman(現任)	(注)1	7,200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
執行役		茅原 和朗	1967年 3月27日	1990年4月 旧(株)ツバキ・ナカシマ入社 2002年8月 (株)鋼球事業へ転籍 2004年4月 同社鋼球事業部製造部製造五課長 2008年4月 当社が(株)鋼球事業を吸収合併 当社鋼球事業部管理部生産管理課長 2009年10月 当社鋼球事業部管理部部長兼生産管理課長 2012年3月 当社鋼球事業部製造部長 2014年3月 当社執行役鋼球事業部副事業部長兼製造部長 2014年10月 当社執行役(現任)	(注)1	2,500
執行役		田中 成幸	1949年 1月29日	1969年4月 日本車輛製造(株)入社 1971年2月 同社退社 1971年4月 旧(株)ツバキ・ナカシマ入社 1986年7月 同社郡山工場技術部品質保証課長 1988年4月 同社郡山工場技術部次長 1988年10月 同社品質保証部次長 1992年7月 同社郡山工場品質保証部長 1996年10月 同社世知原工場長 1997年6月 同社取締役世知原工場長 1998年4月 同社取締役送風機事業部副事業部長 2007年8月 当社取締役送風機事業部副事業部長 2007年9月 当社取締役送風機事業部長 2008年6月 当社専務取締役精機事業部長 2010年7月 台湾椿中島股份有限公司董事長 2013年3月 当社取締役退任 2013年4月 台湾椿中島股份有限公司董事長退任 2014年10月 当社執行役(現任) 台湾椿中島股份有限公司董事長(現任)	(注)1	
執行役		酒井 秀行	1973年 12月22日	1996年4月 旧(株)ツバキ・ナカシマ入社 2002年8月 (株)管理事業へ転籍 2003年4月 同社経理部経理課長 2006年4月 同社経理部長 2007年6月 役員就任により(株)管理事業退社 旧(株)ツバキ・ナカシマ取締役経理部長 2007年8月 当社取締役経理部長 2012年5月 椿興産(株)取締役 2013年2月 同社取締役退任 2013年3月 当社執行役(現任) 2014年3月 当社取締役兼執行役 2014年9月 当社取締役退任 2014年10月 TBK HOLDINGS, INC. Director(現任) HPP HOLDINGS, INC. Director(現任) 2014年11月 TSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE.LTD. Director(現任) 椿鋼球(株)取締役(現任) 椿興産(株)取締役(現任)	(注)1	14,900
計						143,500

(注) 1 2015年3月20日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会終結の時までであります。

2 代表執行役である高宮勉及び山田賢司並びに専務執行役である小原シェキールは、当社取締役を兼任しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業として利益ある成長を遂げ続け、社会に貢献することを経営の基本方針とし、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つと位置づけております。

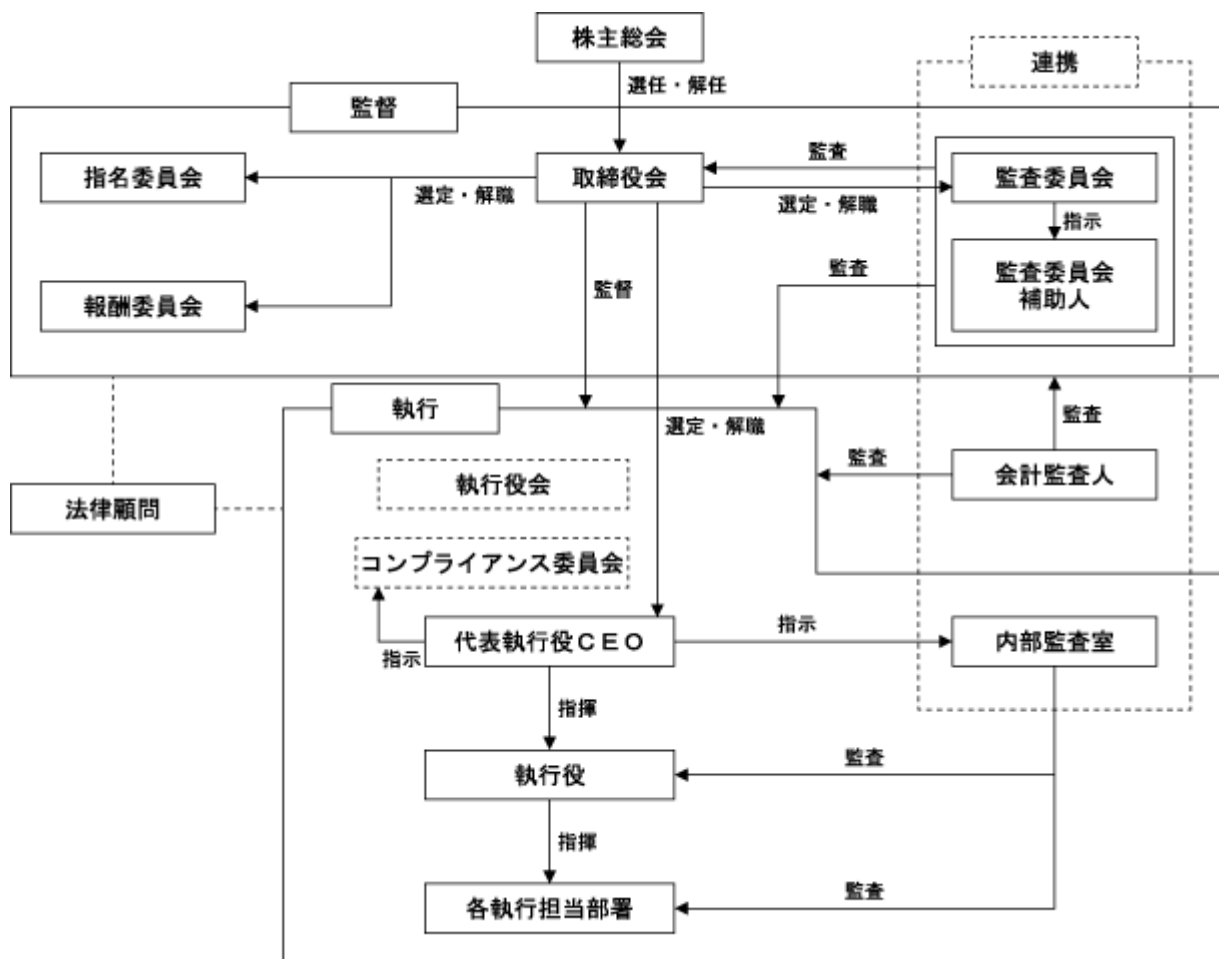
業務執行を担う執行役と、社外取締役が半数を占める取締役会とを分離し、業務執行の機動性・柔軟性を高めつつ、取締役会が執行役を監督しております。

また、社外取締役が過半数を占める指名委員会・報酬委員会・監査委員会の3委員会を設置しております。以上により、「監督と執行の分離」の徹底を図り、経営の透明化を高めております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ 会社の機関の基本説明

当社は、指名委員会等設置会社であります。当社の取締役会は、取締役6名（内、社外取締役3名）であります。取締役会は月1回開催され、必要に応じて臨時取締役会を適時開催しております。法令で定められた事項及び経営の基本事項の審議、決議をするとともに、執行役の業務執行状況を監督しております。また、社外取締役が過半数を占める指名委員会・報酬委員会・監査委員会の3委員会を設置しており、指名委員会においては取締役等の選任解任議案の決定等、報酬委員会においては取締役及び執行役等の報酬等の決定等、監査委員会においては業務執行監査、会計監査人の選任解任議案の決定等の権限を有しております。代表執行役CEOは全社を代表して業務を執行し、執行役は代表執行役CEOを補佐し業務を執行しております。業務執行を円滑にするため、執行役会を週1回開催し、業務執行に関する事項の審議等を行っております。また、当社は、適切な内部監査を実行するため、内部監査室を設置し、代表執行役CEO直属の組織として、全部署及び子会社を対象に内部監査を実施しております。監査委員会は、監査体制や範囲などに関し、内部監査室及び会計監査人と緊密に連携して活動しております。また、監査委員会に関する事務を担う役割として、監査委員会補助人を置いております。その他代表執行役CEOを委員長とする社内横断的なコンプライアンス委員会を開催し、法令、定款、諸規程及び社会ルールの遵守状況の検証を行っていることに加え、コンプライアンス委員会の下部組織として、各事業の長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、職務上のコンプライアンス及びリスク等の管理を行っております。



□ 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第416条及び会社法施行規則第112条に基づき、「監査委員会の職務の執行のため必要な事項に関する規則」及び「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則」を取締役会決議で定めております。その概要は、次のとおりであります。

(イ) 「監査委員会の職務の執行のために必要な事項に関する規則」の概要

A 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき者として専任の監査委員会補助人を置いております。

B 監査委員会補助人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会補助人は、監査委員会の指示の下、執行役から独立して業務を行います。

監査委員会補助人の任命、異動は、代表執行役CEOが監査委員会の同意を得て行います。

監査委員会補助人に対する人事評価、懲戒処分等は、代表執行役CEOが監査委員会の同意を得て行います。

C 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他監査委員会への報告に関する体制

監査委員は、監査委員会が必要と判断した社内会議・委員会等に出席し、随時執行役及び使用人が担当する業務執行状況の報告を受け又は必要な場合は報告を求めるものとします。

執行役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又は法令若しくは定款に違反する行為（それらのおそれのある行為を含む。）など特に重大な事項については、直ちに監査委員会に報告するものとします。

D その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、必要に応じ各部門に対し、監査に必要な資料の閲覧及び質問への回答等、監査の協力を求めることができるものとするものとします。

監査委員は、会計監査人及び内部監査室と連携し、会計監査及び業務監査等の説明を受けるとともに、意見交換を行います。

(ロ) 「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則」

A 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存管理規程その他社内規程の定めるところにより、法令上保存が義務づけられている文書、並びに稟議書、重要な会議録及び資料を適切に保存及び管理しています。また、監査委員は、当該文書をいつでも閲覧できるものとします。

B 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動におけるリスクに対処するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、職務権限規程、業務分掌規程に基づいた職務上のリスク管理に加え、財務、コンプライアンス、環境、災害、安全、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクの洗い出しと評価を行い対策を実行し、リスクの未然防止とリスクの低減に努めるとともに、不測の事態が発生した場合対策本部を設置し、損失拡大を防止しこれを最小限に止めるよう図ります。また、代表執行役CEOは、重大な損失の発生が予測される場合、速やかに取締役会へ報告するものとします。

C 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、各執行役の職務分掌及び相互の関係を適切に定め、責任の明確化を図ります。

執行役は、組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき、各部門の責任と権限を明確にし、業務が適正に遂行される体制を整備します。

D 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章、倫理規範及びコンプライアンスに関する規程を制定し、執行役・使用人への周知徹底を図ります。

コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、企業行動憲章等社内規程に反する事態に備えるとともに、企業行動憲章等が当社風土として定着するようコンプライアンスに関する指導、教育を行います。

内部通報規程を制定し、社外、社内に相談窓口を設置し、運用面での実効性の確保を図ります。

内部監査を担当する部署として内部監査室を設置し、内部監査規程に従って監査を実施します。

E 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ共通の企業行動憲章、倫理規範及びコンプライアンスに関する規程を持ち、周知徹底を図っております。

当社グループのリスク管理及びその効率性の確保のため、定期的に内部監査を行い業務の改善指導を行っております。

監査委員会及び内部監査室は、定期監査等を実施し、当社グループ各社の業務遂行の適法性、妥当性、効率性を検証しております。

八 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備の状況

当社は、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」において反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求は断固として排除するための体制を整備しております。

A 反社会的勢力に対する対応としましては、新規取引の開始時において、企業情報をもとに、記事検索調査媒体（日経テレコン21）を活用し、調査しております。また、継続的取引先においても、年1回定期調査しております。

B 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署は総務部であり、事案により関係部署と協議し対応しております。また、その対応にあたっては、警察、奈良県暴力団追放県民センター（以下、「暴追センター」という。）、顧問弁護士等の外部専門機関の指導を受ける等連携強化を図っております。

C 「奈良県企業防衛対策協議会」（以下、「防対協」という。）に加盟し、また、暴追センターの会員となり、防対協並びに暴追センター等の主催する会議、セミナー等に積極的に参加することにより、情報の収集等を行っております。

D 反社会的勢力との関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力の基準を明確にし、契約書を締結しております。

二 内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室(2名)が代表執行役CEO直属の組織として設置され、当社及び当社グループ会社に対し内部統制システムの整備、コンプライアンス、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、内部監査の結果については、具体的な解決方法を提示し、改善状況を定期的に確認し、その内容を代表執行役CEO及び関係部署へ報告しております。

ホ 会計監査の状況

会計監査人は、有限責任あずさ監査法人を選任、監査契約を締結し厳正な監査を受けております。第9期事業年度における業務を執行した公認会計士の氏名、継続関与年数及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

河崎雄亮 氏

辻井健太 氏

三井孝晃 氏

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	17名
その他	11名

へ 社外取締役との関係

社外取締役大塚博行氏は、当社の大株主であるカーライル・グループの日本におけるアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーのマネージング・ディレクターを兼務しており、グローバルな視野を有し、また多岐に亘るビジネスに参画された経験を活かし、適切な経営の監督を行っていただけると判断し選任しております。社外取締役河野研氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と見識から、当社に対して公正かつ客観的な経営の監督を行っていただけると判断し、社外取締役石井英夫氏は、グローバルレベルの製造業における経営経験及びコンサルタントとしての視野をもって、当社に対して公正かつ客観的な経営の監督を行っていただけると判断し、それぞれ選任しております。いずれの方も当社との間には、人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。

ト 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社は、グループの「企業行動憲章」及び「倫理規範」を定め、共通の行動指針を遵守することを徹底します。

(ロ) 当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社の管理の基本方針や業務の分担を明確にし、業務の円滑化を図ります。具体的には、当社の地域担当又は事業担当が、子会社の現地責任者からの報告を必要に応じて取締役会等に報告し、承認事項については当社の承認を受けることで、子会社の業務の適正を確保しております。

(ハ) 内部監査室は、当社及び子会社への内部監査を行い、内部管理状況の把握と改善点の洗い出し及び改善確認を行います。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社グループを取り巻く様々なリスク（企業経営目的の達成及び業務遂行を阻害する要因）の未然防止及び発生時のリスクの最小化に向けた迅速な対応を図るための管理体制の構築及び適切な管理活動の推進により、日常の業務遂行の倫理法令遵守の確保、リスク管理活動の有効性及び効率性の維持・継続の観点から社内規程を整備し、リスク要因を抽出・把握するとともに、その損失の最小化を図るためコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク予防に重点を置いた諸施策を実施しております。また、当社及び当社グループへの周知徹底を図っております。

役員報酬の内容

イ 最近事業年度における当社の取締役及び執行役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役 (執行役及び社外取締役を 除く)	10		0	10	1
取締役 (社外取締役)	4	3		1	1
執行役	95	81	0	14	11

- (注) 1 報酬額には、使用人兼務執行役の使用人分給与は含まれておりません。
2 取締役と執行役を兼務する者の報酬等の総額、対象となる役員の員数は執行役の欄に記載しております。
3 取締役及び執行役の報酬等は、報酬委員会により決定しております。
4 上記支給額のほか、子会社へ常勤している役員に対する子会社からの報酬として125百万円を支払っております。
5 上記支給額のほか、2014年9月10日開催の報酬委員会決議に基づき、退任取締役1名に対し341百万円の役員退職慰労金を支給しております。

□ 役員報酬等の決定に関する方針

取締役及び執行役の報酬等については、過半数が社外取締役にて構成されている報酬委員会により決定しております。

取締役及び執行役の報酬額は、公正かつ中立的な立場からの決定となるよう、個人別の役割及び職務執行状況を勘案し、適正に決定しております。

具体的な方法は、ベース報酬（役職・職責・役割に応じた固定報酬）及び業績連動型報酬（売上・フリーキャッシュフロー・EBITDAを基準に、事業計画における経営目標の達成状況等を総合的に加味した上で、個人の貢献度合に応じて決定）で構成され、その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境、当社の業績及び各人の職務内容を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。

なお、執行役を兼務しない取締役につきましては、ベース報酬のみであり、業績連動型報酬を設定しておりません。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

イ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元ができるように、会社法第454条第5項の規定により、毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

□ 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行ができるように、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

八 取締役及び執行役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるように会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の審議を円滑に行うことができるように、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	45	39	54	40
連結子会社		27		23
計	45	66	54	63

【その他重要な報酬の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度（自 2013年1月1日 至 2013年12月31日）

当社、当社の連結子会社であるTSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE. LTD.、Spheric Trafalgar LTD.及びSpheric Trafalgar (Thailand) LTD.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに所属しているKPMGグループに対して監査証明業務に基づく報酬を23百万円支払っております。

最近連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

当社、当社の連結子会社であるTSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE. LTD.、Spheric Trafalgar LTD.及びSpheric Trafalgar (Thailand) LTD.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに所属しているKPMGグループに対して監査証明業務に基づく報酬を25百万円支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度（自 2013年1月1日 至 2013年12月31日）

当社は監査公認会計士等に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務である国際財務報告基準に関する指導・助言等について、対価を支払っております。

最近連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

当社は監査公認会計士等に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務である国際財務報告基準に関する指導・助言等について、対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査日数等を勘案した上で監査報酬を決定しております。

決定にあたり監査委員会の同意を得ております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。
- (2) 当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下「IAS第34号」という。)に準拠して作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(2013年1月1日から2013年12月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2013年1月1日から2013年12月31日まで)及び当連結会計年度(2014年1月1日から2014年12月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2013年1月1日から2013年12月31日まで)及び当事業年度(2014年1月1日から2014年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2015年7月1日から2015年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2015年1月1日から2015年9月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適正に把握し、又は、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、IFRSに関する十分な知識を有した従業員を配置するとともに、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の研究のための研修等へ参加しております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記番号	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	6,24	12,074	14,437	10,452
営業債権及びその他の債権	7,24	8,938	10,772	12,333
たな卸資産	8	15,259	16,934	17,267
その他の流動資産		660	391	506
流動資産合計		36,931	42,534	40,558
非流動資産				
有形固定資産	9	18,331	21,920	22,288
無形資産及びのれん	10	22,869	24,798	24,920
投資不動産	11	3,755	3,755	3,755
その他の投資	12,24	199	205	222
繰延税金資産	21	13	98	69
その他の非流動資産		115	155	105
非流動資産合計		45,282	50,931	51,359
資産合計		82,213	93,465	91,917
負債及び資本				
負債				
流動負債				
営業債務及びその他の債務	13,24	1,206	1,718	2,137
借入金	14,24	155	2,166	156
未払法人所得税等		128	1,139	963
その他の流動負債	14,15	1,402	1,789	2,013
流動負債合計		2,891	6,812	5,269
非流動負債				
借入金	14,24	39,248	37,093	39,109
退職給付に係る負債	16	2,226	2,214	2,054
繰延税金負債	21	2,105	2,784	2,484
その他の非流動負債	15,24	1,798	1,955	1,827
非流動負債合計		45,377	44,046	45,474
負債合計		48,268	50,858	50,743
資本				
資本金	17	15,824	15,824	15,884
資本剰余金	17	15,002	15,002	10,062
その他の資本の構成要素	17,23	5,353	383	1,261
利益剰余金	17	8,463	12,150	13,949
親会社の所有者に帰属する持分		33,936	42,593	41,156
非支配持分		9	14	18
資本合計		33,945	42,607	41,174
負債及び資本合計		82,213	93,465	91,917

【要約四半期連結財政状態計算書】

（単位：百万円）

	注記 番号	前連結会計年度 (2014年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2015年9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	9	10,452	15,656
営業債権及びその他の債権	9	12,333	11,037
たな卸資産	5	17,267	16,943
その他の流動資産		506	521
流動資産合計		40,558	44,157
非流動資産			
有形固定資産	6	22,288	21,167
無形資産及びのれん		24,920	24,805
投資不動産		3,755	3,755
その他の投資	9	222	205
繰延税金資産	7	69	53
その他の非流動資産		105	109
非流動資産合計		51,359	50,094
資産合計		91,917	94,251
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	9	2,137	2,236
借入金	9	156	155
未払法人所得税等		963	874
その他の流動負債		2,013	1,863
流動負債合計		5,269	5,128
非流動負債			
借入金	9	39,109	38,969
退職給付に係る負債		2,054	2,042
繰延税金負債	7	2,484	2,237
その他の非流動負債	9	1,827	1,655
非流動負債合計		45,474	44,903
負債合計		50,743	50,031
資本			
資本金		15,884	15,884
資本剰余金		10,062	10,062
その他の資本の構成要素		1,261	496
利益剰余金		13,949	17,759
親会社の所有者に帰属する持分		41,156	44,201
非支配持分		18	19
資本合計		41,174	44,220
負債及び資本合計		91,917	94,251

【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	注記番号	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
売上収益	5	30,248	36,049
売上原価		22,038	26,329
売上総利益		8,210	9,720
販売費及び一般管理費	18	2,938	3,257
その他の収益	19	188	121
その他の費用	19	65	1,366
営業利益	5	5,395	5,218
金融収益	20	868	1,836
金融費用	20	526	627
税引前当期利益		5,737	6,427
法人所得税費用	21	2,080	2,582
当期利益		3,657	3,845
当期利益の帰属			
親会社の所有者		3,654	3,843
非支配持分		3	2
当期利益		3,657	3,845
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目			
確定給付制度の再測定	17	33	44
純損益に振り替えられない項目の合計		33	44
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の為替換算差額	17	4,843	1,676
キャッシュ・フロー・ヘッジ	17	131	39
売却可能金融資産の公正価値の変動	17	2	9
純損益に振り替えられる可能性のある項目の合計		4,972	1,646
税引後その他の包括利益		5,005	1,602
当期包括利益		8,662	5,447
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		8,657	5,443
非支配持分		5	4
当期包括利益		8,662	5,447
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	22	93.34	98.18
希薄化後1株当たり当期利益(円)	22		

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	注記 番号	前第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)
売上収益		26,677	29,767
売上原価		19,171	21,356
売上総利益		7,506	8,411
販売費及び一般管理費		2,351	2,711
その他の収益		113	84
その他の費用		1,345	90
営業利益		3,923	5,694
金融収益		1,497	46
金融費用		514	591
税引前四半期利益		4,906	5,149
法人所得税費用	7	1,747	1,335
四半期利益		3,159	3,814
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		3,157	3,812
非支配持分		2	2
四半期利益		3,159	3,814
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目			
確定給付制度の再測定			2
純損益に振り替えられない項目の合計			2
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の為替換算差額		383	748
キャッシュ・フロー・ヘッジ		1	4
売却可能金融資産の公正価値の変動		10	22
純損益に振り替えられる可能性のある項目の合計		374	766
税引後その他の包括利益		374	768
四半期包括利益		2,785	3,046
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		2,783	3,045
非支配持分		2	1
四半期包括利益		2,785	3,046
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	8	80.65	97.21
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	8		

【第3四半期連結会計期間】

（単位：百万円）

	注記 番号	前第3四半期連結会計期間 (自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)
売上収益		9,094	9,627
売上原価		6,529	6,935
売上総利益		2,565	2,692
販売費及び一般管理費		804	909
その他の収益		25	25
その他の費用		1,329	21
営業利益		457	1,787
金融収益		1,763	13
金融費用		111	401
税引前四半期利益		2,109	1,399
法人所得税費用	7	958	462
四半期利益		1,151	937
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		1,150	937
非支配持分		1	0
四半期利益		1,151	937
その他の包括利益			
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の為替換算差額		783	1,027
キャッシュ・フロー・ヘッジ		0	33
売却可能金融資産の公正価値の変動		1	22
純損益に振り替えられる可能性のある項目の合計		784	1,082
税引後その他の包括利益		784	1,082
四半期包括利益		1,935	145
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		1,933	143
非支配持分		2	2
四半期包括利益		1,935	145
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	8	29.36	23.90
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	8		

【連結持分変動計算書】

（単位：百万円）

		親会社の所有者に帰属する持分					
注記番号		資本金	資本剰余金	その他の資本の構成要素			
				新株予約権	確定給付制度 の再測定	在外営業活動体 の為替換算差額	キャッ シュ・フ ロー・ヘッジ
	2013年1月1日 残高	15,824	15,002	0		4,933	420
	当期利益						
	その他の包括利益				33	4,841	131
	当期包括利益				33	4,841	131
	株式報酬取引			0			
	利益剰余金へ振替				33		
	所有者との取引額等合計			0	33		
	2013年12月31日 残高	15,824	15,002	0		92	289
	当期利益						
	その他の包括利益				44	1,674	39
	当期包括利益				44	1,674	39
	株式の発行	60	60				
	剰余金の配当		5,000				
	株式報酬取引			0			
	利益剰余金へ振替				44		
	所有者との取引額等合計	60	4,940	0	44		
	2014年12月31日 残高	15,884	10,062	0		1,582	328

（単位：百万円）

		親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
注記番号		その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計			
		売却可能金融資 産の公正価値の 変動	合計					
	2013年1月1日 残高	0	5,353	8,463	33,936	9	33,945	
	当期利益			3,654	3,654	3	3,657	
	その他の包括利益		5,003		5,003	2	5,005	
	当期包括利益		5,003	3,654	8,657	5	8,662	
	株式報酬取引		0		0		0	
	利益剰余金へ振替		33	33				
	所有者との取引額等合計		33	33	0		0	
	2013年12月31日 残高	2	383	12,150	42,593	14	42,607	
	当期利益			3,843	3,843	2	3,845	
	その他の包括利益		1,600		1,600	2	1,602	
	当期包括利益		1,600	3,843	5,443	4	5,447	
	株式の発行				120		120	
	剰余金の配当			2,000	7,000		7,000	
	株式報酬取引		0		0		0	
	利益剰余金へ振替		44	44				
	所有者との取引額等合計		44	2,044	6,880		6,880	
	2014年12月31日 残高	7	1,261	13,949	41,156	18	41,174	

【要約四半期連結持分変動計算書】

（単位：百万円）

注 記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	その他の資本の構成要素			
			新株予約権	確定給付制度 の再測定	在外営業活動体 の為替換算差額	キャッ シュ・ ロー・ヘッジ
2014年1月1日 残高	15,824	15,002	0		92	289
四半期利益						
その他の包括利益					383	1
四半期包括利益					383	1
株式報酬取引			0			
利益剰余金へ振替						
所有者との取引額等 合計			0			
2014年9月30日 残高	15,824	15,002	0		475	290

注 記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計			
	売却可能金融資 産の公正価値の 変動	合計					
2014年1月1日 残高	2	383	12,150	42,593	14	42,607	
四半期利益			3,157	3,157	2	3,159	
その他の包括利益	10	374		374	0	374	
四半期包括利益	10	374	3,157	2,783	2	2,785	
株式報酬取引		0		0		0	
利益剰余金へ振替							
所有者との取引額等 合計		0		0		0	
2014年9月30日 残高	8	757	15,307	45,376	16	45,392	

親会社の所有者に帰属する持分

注 記 番号	資本金	資本剰余金	その他の資本の構成要素			
			新株予約権	確定給付制度 の再測定	在外営業活動体 の為替換算差額	キャッ シュ・ ロー・ヘッジ
2015年1月1日 残高	15,884	10,062	0		1,582	328
四半期利益						
その他の包括利益				2	747	4
四半期包括利益				2	747	4
株式報酬取引			0			
利益剰余金へ振替				2		
所有者との取引額等 合計			0	2		
2015年9月30日 残高	15,884	10,062	0		835	324

親会社の所有者に帰属する持分

注 記 番号	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
	売却可能金融資 産の公正価値の 変動	合計				
2015年1月1日 残高	7	1,261	13,949	41,156	18	41,174
四半期利益			3,812	3,812	2	3,814
その他の包括利益	22	767		767	1	768
四半期包括利益	22	767	3,812	3,045	1	3,046
株式報酬取引		0		0		0
利益剰余金へ振替		2	2			
所有者との取引額等 合計		2	2	0		0
2015年9月30日 残高	15	496	17,759	44,201	19	44,220

【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	注記番号	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益		5,737	6,427
減価償却費及び償却費		1,460	1,706
退職給付に係る負債の増減額(は減少)		150	306
受取利息及び受取配当金		46	54
支払利息		522	485
為替差損益(は益)		73	1,709
固定資産売却損益(は益)		87	1
固定資産処分損		17	40
営業債権及びその他の債権の増減額 (は増加)		642	1,138
たな卸資産の増減額(は増加)		556	575
営業債務及びその他の債務の増減額 (は減少)		501	309
その他		72	51
小計		6,721	6,387
利息及び配当金の受取額		46	53
利息の支払額		551	429
法人所得税等の支払額		1,211	2,645
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,005	3,366
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		1,834	756
有形固定資産の売却による収入		299	94
投資有価証券の取得による支出		58	1
投資有価証券の売却による収入		69	
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得 による支出	28	1,453	
その他		15	14
投資活動によるキャッシュ・フロー		2,962	677
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入れによる収入			20,500
長期借入金の返済による支出		500	20,655
第三者割当増資による収入			120
新株予約権の発行による収入		0	0
配当金の支払額	17		7,000
その他			142
財務活動によるキャッシュ・フロー		500	7,177
現金及び現金同等物に係る換算差額		820	503
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		2,363	3,985
現金及び現金同等物の期首残高	6	12,074	14,437
現金及び現金同等物の期末残高	6	14,437	10,452

【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

注記 番号	前第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	4,906	5,149
減価償却費及び償却費	1,217	1,339
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	287	19
受取利息及び受取配当金	40	46
支払利息	372	332
為替差損益(は益)	1,482	208
固定資産売却損益(は益)	5	7
固定資産処分損	21	7
営業債権及びその他の債権の増減額 (は増加)	1,131	1,146
たな卸資産の増減額(は増加)	225	130
営業債務及びその他の債務の増減額 (は減少)	385	155
その他流動負債の増減額 (は減少)	1,593	156
その他	54	51
小計	5,720	8,187
利息及び配当金の受取額	40	46
利息の支払額	416	348
法人所得税等の支払額	1,927	1,774
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,417	6,111
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	644	552
有形固定資産の売却による収入	95	17
投資有価証券の取得による支出	1	1
その他	0	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	550	539
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入による収入	20,500	
長期借入金の返済による支出	20,635	135
その他	0	
財務活動によるキャッシュ・フロー	135	135
現金及び現金同等物に係る換算差額	126	233
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,858	5,204
現金及び現金同等物の期首残高	14,437	10,452
現金及び現金同等物の四半期末残高	17,295	15,656

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

㈱ツバキ・ナカシマ（「当社」）は日本国に所在する企業であります。当社の登録事業所の住所は奈良県葛城市尺土19番地であります。当社の連結財務諸表は2014年12月31日を期末日とし、当社及び子会社（当社及び子会社を合わせて「当社グループ」とし、またそれぞれを「グループ企業」とします）により構成されます。当社グループは、主な事業として、精密球（ボールビジネス）、ボールねじ及び送風機（リニアビジネス）の製造販売を行っております。

2. 作成の基礎

(1) 準拠している旨の記載

当社は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「特定会社」の要件をすべて満たすことから、同第93条の規定により、当社の連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しております。

当社グループは、2014年12月31日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日は2013年1月1日であります。

早期適用していないIFRS、並びに国際財務報告基準第1号「国際財務報告基準の初度適用」の規定により強制された例外規定及び認められた免除規定を除き、当社グループの会計方針は2014年12月31日時点で有効なIFRSに準拠しております。

なお、当連結会計年度において、早期適用した基準書等はありません。

連結財務諸表は、2015年11月6日において最高経営責任者である取締役兼代表執行役CEO高宮勉及び最高財務責任者である取締役兼専務執行役CFO小原シェキールによって公表の承認がなされております。

(2) 測定的基础

公正価値で評価されるデリバティブ金融資産及び売却可能金融資産を除き、資産及び負債は取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

連結財務諸表は当社の機能通貨である円で表示しております。円で表示しているすべての財務情報は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(4) 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り、仮定を行うことが義務付けられております。実際の業績は、これらのお見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの変更は、見積りが変更された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- ・ たな卸資産の評価（注記8）
- ・ 固定資産の耐用年数及び残存価額の見積り（注記9及び10）
- ・ 減損テストの基礎となる計画と評価の前提（注記10）
- ・ 確定給付債務の測定（注記16）
- ・ 繰延税金資産の回収可能性（注記21）
- ・ ストック・オプションの公正な評価単価（注記23）
- ・ 営業債権その他の受取勘定の回収可能性（注記24）
- ・ 金融商品の公正価値（注記24）

(5) 公正価値の測定

当社グループの会計方針及び開示規定の多くを遵守するためには、金融資産・負債及び非金融資産・負債の両方について公正価値を算定することが必要であります。

当社グループは、資産又は負債の公正価値を測定する際に、入手可能な限り市場の観察可能なデータを用いております。公正価値は、用いられる評価技法へのインプットに基づいて、以下の3つのレベルに区分されております。

- ・レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）
- ・レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接的（すなわち、価格で）又は間接的に（すなわち、価格を用いて）観察可能なもの
- ・レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産又は負債に関するインプット（観察可能でないインプット）

資産又は負債の公正価値の測定に用いられるインプットが、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルに区分される可能性がある場合、その公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルのインプットと同一の公正価値ヒエラルキーのレベルにその公正価値測定全体を区分しております。

当社グループは公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えを、その振替えが発生した報告期間の末尾に認識しております。

公正価値を測定する際の仮定に関する詳細な情報は、以下の注記に含まれております。

- ・投資不動産（注記11）
- ・金融商品（注記24）

3. 重要な会計方針

以下に記載されている会計方針は、他の記載がない限り、これらの連結財務諸表及びIFRSへの移行を目的とした2013年1月1日のIFRS開始財政状態計算書の作成において、表示されているすべての期間について継続的に適用されております。

(1) 連結の基礎

(a) 企業結合

当社グループは企業結合を、支配が当社グループに移転した時点で取得法を用いて会計処理しております。通常、取得における譲渡対価は、識別可能純資産と同様に公正価値で測定しております。発生したのれんについては毎年減損テストを実施しております。

取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。発生した取得費用は費用として処理しております。なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しており、当該取引からののれんは認識しておりません。

当社グループは選択適用が可能であるIFRS第1号の免除規定を採用し、2013年1月1日より前の企業結合に関して、IFRS第3号「企業結合」を遡及適用しておりません。即ち、移行日現在の従前の会計基準（日本基準）に従ったのれんの帳簿価額を、開始連結財政状態計算書におけるのれんの帳簿価額として表示しております。

(b) 非支配持分

非支配持分は、取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する比例的な取り分で測定されております。

(c) 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、企業に対するパワーによりそのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合、当社グループはその企業を支配しております。子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日までの間、連結財務諸表に含まれます。

(d) 支配の喪失

当社グループが子会社への支配を喪失した場合、子会社の資産及び負債、子会社に関連する非支配持分及び資本のその他の構成要素の認識を中止します。その結果生じた利得又は損失は、純損益で認識します。従来の子会社に対する持分を保持する場合には、その持分は支配喪失日の公正価値で測定します。

(e) 連結上消去される取引

グループ内の債権債務残高及び取引、並びにグループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去します。未実現損失は、減損が生じている証拠がない場合に限り、未実現利益と同様の方法で控除しております。

(2) 外貨

(a) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レート又はそれに近似するレートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産・負債は、報告日の為替レートで機能通貨に再換算しております。外貨建の公正価値で測定される非貨幣性資産・負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。為替換算差額は通常、純損益で認識しております。外貨建の取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、換算しておりません。

ただし、以下の項目の換算により発生する為替換算差額は、その他の包括利益で認識しております。

- ・売却可能持分投資（減損を除く。その場合、その他の包括利益で認識されていた為替換算差額は純損益に組み替えております）。
- ・ヘッジが有効な範囲内における、適格キャッシュ・フロー・ヘッジ

(b) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産・負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、報告日の為替レートで円に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで円に換算しております。

当該換算により生じる換算差額はその他の包括利益で認識し、為替換算差額を非支配持分に配分している部分を除き、為替換算調整勘定に累積しております。

在外営業活動体の一部又はすべてを処分し、支配、重要な影響力又は共通支配を喪失する場合には、この在外営業活動体に関連する為替換算調整勘定の累積金額を、処分に係る利得又は損失の一部として純損益に組み替えます。当社グループが、子会社の持分を部分的に処分するが、支配は保持する場合、累積金額の一部は適宜非支配持分に再配分します。在外営業活動体から受領する、又は在外営業活動体に対して支払う貨幣性項目の決済が、予測可能な将来において計画されておらず、起こる可能性が低い場合には、この貨幣性項目から発生する為替換算差損益は、在外営業活動体に対する純投資の一部を構成します。したがって、それらの為替換算差損益はその他の包括利益に認識し、為替換算調整勘定に累積されております。

(3) 金融商品

当社グループは、非デリバティブ金融資産を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、満期保有目的金融資産、貸付金及び債権、並びに売却可能金融資産の各区分に分類しております。当社グループは非デリバティブ金融負債をその他の非流動負債の区分に分類しております。

(a) 非デリバティブ金融資産及び非デリバティブ金融負債 - 認識及び認識の中止

当社グループは、貸付金及び債権並びに負債証券を、それらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産及び金融負債は取引日に当初認識しております。当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、その金融資産の所有に係るリスク及び便益のほとんどすべてを移転する取引においてキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合、又は所有に係るリスク及び便益のほとんどすべてを移転したわけでも、保持しているわけでもないが、移転した金融資産に対する支配を保持していない場合に、その金融資産の認識を中止しております。このように移転した金融資産が創出された場合、又は当社グループが引き続き保持する持分については、別個の資産又は負債として認識しております。

当社グループは、契約上の義務が免責、取消し又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、財政状態計算書上で相殺し、純額で開示しております。

(b) 非デリバティブ金融資産 - 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

売買目的で保有する金融資産、又は当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類しております。金融資産の取得に直接起因する取引コストは、発生時に純損益として認識しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動（利息及び配当を含む）を純損益として認識しております。

満期保有目的金融資産

満期保有目的金融資産は、公正価値に金融資産の取得に直接起因する取引コストを加味して当初認識しております。当初認識後は、実効金利法による償却原価により測定しております。

貸付金及び債権

貸付金及び債権は、公正価値に金融資産の取得に直接起因する取引コストを加味した金額で当初認識しております。当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

売却可能金融資産

売却可能金融資産は、公正価値に金融資産の取得に直接起因する取引コストを加味して当初認識しております。当初認識後は、公正価値で測定し、負債証券に係る減損損失及び為替換算差額を除く公正価値の変動をその他の包括利益で認識し、公正価値の変動による評価差額に累積しております。これらの金融資産の認識を中止した場合、資本に累積された利得又は損失は純損益に組み替えられます。

(c) 非デリバティブ金融負債 - 測定

非デリバティブ金融負債は公正価値から金融負債の発行に直接起因する取引コストを控除して当初認識しております。当初認識後は、これらの金融負債は実効金利法を用いて償却原価で測定しております。

(d) 資本金

普通株式

普通株式の発行に直接関連する追加費用は、税効果考慮後の金額を資本の控除項目として認識しております。

(e) デリバティブ金融商品及びヘッジ会計

当社グループは、外貨及び金利のリスク・エクスポージャーをヘッジする目的でデリバティブ金融商品を保有しております。特定の要件を満たす場合は、組込デリバティブをホスト契約と区別して、別個に会計処理しております。

デリバティブは公正価値で当初認識し、デリバティブの取得に直接起因する取引コストはすべて発生時に純損益として認識しております。当初認識後は、デリバティブは公正価値で測定し、その変動は通常、純損益で認識しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブをキャッシュ・フロー・ヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、その他の包括利益として認識し、ヘッジ損益に累積しております。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に純損益として認識しております。資本に累積されていた金額は、その他の包括利益に維持し、ヘッジ対象が純損益に影響を与えるのと同じ期の純損益に組み替えております。ヘッジ金融商品がヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、又は満期となった、売却された、終了した、行使された、又は指定が無効となった場合には、ヘッジ会計の将来に向けての適用を中止します。予定取引の発生が予想されなくなった場合は、資本に累積された金額を純損益に組み替えます。

(4) 有形固定資産

(a) 認識及び測定

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

有形固定資産の重要な構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個（主要構成要素）の有形固定資産項目として会計処理をしております。有形固定資産の処分損益は、純損益で認識しております。

(b) 投資不動産への振替え

不動産を自己使用不動産から投資不動産に変更した場合は、投資不動産へと分類を変更しております。

(c) 取得後の支出

取得後の支出は、その支出に関連する将来の経済的便益が当社グループにもたらされる可能性が高い場合にのみ資産計上します。

(d) 減価償却

減価償却は、見積残存価額を差し引いた有形固定資産の取得原価を、見積耐用年数にわたり定額法を用いて減額するように計算し、通常、純損益で認識しております。リース資産は、リース契約の終了時まで当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実である場合を除き、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却しております。土地は償却しておりません。

有形固定資産項目の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・ 建物及び構築物 7-59年
- ・ 機械装置及び運搬具 2-20年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎報告日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(5) 無形資産

(a) のれん

子会社の取得により生じたのれんは、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しております。

(b) 研究開発費

研究活動に関する支出は、発生時に純損益として認識しております。

開発費用は、信頼性をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、その資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合のみ資産計上しております。そうでない場合は、発生時に純損益で認識しております。開発費用は当初認識後、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しております。

(c) その他の無形資産

当社グループが取得したその他の無形資産で有限の耐用年数が付されたものについては、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。

(d) 事後的な支出

事後的な支出は、その支出に関連する特定の資産に伴う将来の経済的便益を増加させる場合にのみ資産計上しております。ブランドを含むその他の支出は、すべて発生時に費用として認識しております。

(e) 償却

減価償却は、見積残存価額を差し引いた無形資産の取得原価を、見積耐用年数にわたり定額法を用いて減額するように計算し、通常、純損益で認識しております。のれんは償却しておりません。

見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ ソフトウェア 5 年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎報告日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(6) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益又は資本増価、もしくはその両方を目的として保有する不動産であります。

投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(7) たな卸資産

たな卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか小さい額で測定しております。たな卸資産の取得原価は主に総平均法又は個別法に基づいて算定しており、たな卸資産の取得にかかる費用、製造費及び加工費、並びにそのたな卸資産を現在の場所及び状態とするまでに要したその他の費用が含まれております。製造たな卸資産及び仕掛品については、通常操業度に基づく製造間接費の適切な配賦額を含めております。

正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売時費用を控除した額であります。

(8) 減損

(a) 非デリバティブ金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されない金融資産については、毎報告日に減損の客観的な証拠が存在するかを評価しております。

金融資産が減損していることを示す客観的な証拠には以下の項目が含まれます。

- ・債務者による支払不履行又は滞納
 - ・当社グループが債務者に対して、通常は考慮しないような条件で行った債権のリストラクチャリング
 - ・債務者又は発行企業が破産する兆候
 - ・借手又は発行企業の支払状況の不利な変化
 - ・活発な市場の消滅
 - ・金融資産のグループからの見積キャッシュ・フローが著しく減少していることを示す観察可能なデータ
- 持分証券に対する投資については、その償却原価で測定する

金融資産

当社グループは、償却原価で測定する金融資産の減損の証拠を、個々の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しております。個々に重要な資産はすべて、減損を別個に評価しております。これらのうち減損していないものについては、発生しているがまだ個々に識別されていない減損の有無の評価を全体として実施しております。全体としての評価は、リスクの特徴が類似する資産ごとにまとめて行います。

全体としての減損の評価に際しては、回復の時期、発生損失額に関する過去の情報を考慮し、現在の経済及び信用状況によって実際の損失が過去の傾向より過大又は過少となる可能性が高い場合は、調整を加えております。

償却原価で測定される金融資産の減損損失は、その金融資産の帳簿価額と、その資産の当初の実効金利で割り引いた将来キャッシュ・フローの見積りの現在価値との差額として測定されます。減損損失は純損益として認識し引当金に含められます。当社グループが、その金融資産の回収が現実的に見込めないとみなす場合、引当金のうち関連する金額を使用します。減損損失の金額がその後に減少し、その減少が減損損失認識後に発生した事象に客観的に関連し得る場合、過去に認識した減損損失を純損益を通じて戻し入れます。

売却可能金融資産

売却可能金融資産に対する減損損失は、公正価値の変動に伴う評価差額に計上していた累積損失を純損益に組み替えて認識します。この組替額は、元本返済額及び償却額を相殺後の取得原価と現在の公正価値との差額から、過去に純損益として認識済みの減損損失を控除した額となります。減損損失の認識後に売却可能負債証券の公正価値が増加し、かつ、その増加を減損損失を認識した後に発生した事象に信頼性をもって関連付けることができる場合には、減損損失を純損益を通じて戻し入れます。それ以外の場合は、その他の包括利益を通じて戻し入れます。

(b) 非金融資産

当社グループは非金融資産（投資不動産、たな卸資産及び繰延税金資産を除く）の帳簿価額を報告日ごとに見直し、減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、その資産の回収可能価額を見積っております。のれんは、年次で減損テストを行っております。

減損テストにおいて、資産は、継続的な使用により他の資産又は資金生成単位のキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループに集約しております。企業結合から生じたのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きいほうの金額としております。使用価値は、貨幣の時間的価値及びその資産又は資金生成単位に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いた、見積将来キャッシュ・フローに基づいております。

資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合、減損損失を認識しております。

減損損失は純損益として認識します。認識した減損損失は、まずその資金生成単元に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻し入れません。その他の資産については、減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

(9) 売却目的で保有する資産

非流動資産又は資産及び負債から構成される処分グループは、継続的な使用ではなく、売却によって回収される可能性が非常に高い場合、売却目的保有に分類しております。

そのような資産又は処分グループは通常、その帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか小さい金額で測定しております。処分グループの減損損失は、まずのれんに配分し、その後に残りを資産・負債に比例的に配分しております。ただし、たな卸資産、金融商品、繰延税金資産、退職後給付資産、投資不動産については減損損失は配分せず、当社グループの他の会計方針に従って引き続き測定しております。売却目的保有又は所有者分配目的保有として当初分類された資産の減損損失及びその後の再測定により発生する利得又は損失は、純損益として認識しております。

売却目的で保有する資産に分類した後は、無形資産及び有形固定資産の償却又は減価償却を行いません。

(10) 従業員給付

(a) 退職後給付

確定拠出制度

確定拠出制度の拠出債務は、関連するサービスを提供した時点で、費用として認識しております。拠出額の前払いは、拠出額が返還されるか又は将来の支払額が減少する範囲で資産として認識しております。

確定給付制度

確定給付制度に関連する当社グループの純債務は、制度ごとに従業員が過年度及び当事業年度において獲得した将来給付額を見積り、その金額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を差し引くことによって算定しております。確定給付制度債務は、予測単位積増方式を用いて毎年算定しております。計算の結果、当社グループに潜在的な資産が生じる場合、制度からの将来の現金の返還又は制度への将来掛金の減額の形で享受可能な経済的便益の現在価値を限度として資産を認識しております。経済的便益の現在価値の算定に際しては、該当する最低積立要件を考慮しております。

数理計算上の差異、制度資産に係る収益（利息を除く）及び資産上限額の影響（該当ある場合は、利息を除く）から構成される確定給付負債の純額の再測定は、即時にその他の包括利益に計上しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。当社グループは、事業年度の確定給付負債（資産）の純額に係る利息費用（収益）の純額を、事業年度の期首に確定給付制度債務の測定に用いられた割引率を期首の確定給付負債（資産）の純額に乗じて算定しております。期首の確定給付負債（資産）の純額には、拠出及び給付支払による当期の確定給付負債（資産）の純額のすべての変動を考慮しております。利息費用の純額及び確定給付制度に関連するその他の費用は、純損益で認識しております。

制度の給付が変更された場合、又は制度が縮小された場合、給付の変更のうち過去の勤務に関連する部分又は縮小に係る利得又は損失は即時に純損益に認識しております。当社グループは、確定給付制度の清算の発生時に、清算に係る利得又は損失を認識しております。

(b) 短期従業員給付

短期従業員給付は、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与については当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(c) 株式に基づく報酬取引

従業員に付与される株式決済型の株式に基づく報酬の付与日における公正価値は通常、その権利確定期間にわたり、費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。費用として認識する金額は、関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件を満たすと見込まれる株式に基づく報酬の数を反映して修正します。したがって、最終的に認識される金額は、権利確定日における関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件を満たした株式に基づく報酬の数に基づいております。権利確定条件以外の条件が付された株式に基づく報酬については、株式に基づく報酬の付与日における公正価値を、それらの条件を反映するように測定しているため、予測と実績との差異について調整は行いません。

(11) 収益

(a) 物品の販売

物品の所有に伴う重要なリスク及び便益が顧客に移転し、対価の回収可能性が高く、関連原価や返品の可能性を合理的に見積ることができ、物品に関する継続的な管理上の関与を有しておらず、収益の金額を信頼性をもって測定することができる場合に、収益を認識しております。収益は、返品、値引き及び割戻しを控除した純額で測定しております。

物品の所有に係るリスク及び便益の移転時期は、個々の販売契約の条件によって異なります。製品の販売における物品の所有に係るリスク及び便益は、通常、製品が顧客の倉庫に引き渡された時点で移転します。ただし、これらを輸出している場合は、港において荷積みした時点でリスク及び便益が移転するものもあります。通常、そのような商品については、顧客には返品権がありません。

(b) 賃貸収入

投資不動産から得られる賃貸収入は、リース期間にわたり定額法で認識しております。リースに関して何らかのリース・インセンティブを提供している場合は、それを賃貸収入とは不可分なものとしてリース期間にわたり、賃貸収入総額の一部として認識しております。転貸不動産から得られる賃貸収入は、その他の収益として認識しております。

(12) 支払リース料

オペレーティング・リースにおける支払額は、リース期間にわたって定額法により損益で認識しております。

(13) 政府補助金

政府補助金は、補助金を受領し、その補助金に付帯する諸条件を遵守することが合理的に確かである場合に、公正価値で測定し繰延収益として当初認識しており、資産の耐用年数にわたって定期的にその他の収益として純損益で認識しております。

発生した費用を補償する補助金は、その費用を認識した期に純損益で認識しております。

(14) 金融収益及び金融費用

金融収益は、利息収入、受取配当金、売却可能金融資産の処分益、公正価値で測定しその変動を純損益で認識する金融商品にかかる公正価値利得、取得において従前から保有する持分の公正価値への再測定にかかる利得、純損益で認識されたヘッジ手段にかかる利得、及びその他の包括利益で従前に認識した金額の振替から構成されております。利息収入は、実効金利法を用いて発生時に認識しております。受取配当金は、通常当社グループの受領権が確定した日に認識しております。

金融費用は、借入れにかかる支払利息、引当金及び偶発対価の割引の時の経過に伴う割戻し、売却可能金融資産の処分による損失、公正価値で評価しその変動を純損益で認識する金融資産の公正価値の公正価値損失、金融資産の減損損失（営業債権を除く）、純損益で認識するヘッジ金融商品にかかる損失、及びその他の包括利益で従前に認識された金額の振替から構成されております。

為替差損益は、為替の変動が純額で利益又は損失のいずれのポジションであるかによって、金融収益又は金融費用として、純額ベースで認識しております。

(15) 法人所得税

税金費用は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの及び資本の部又はその他の包括利益で直接認識される項目を除き、純損益で認識しております。

(a) 当期税金

当期税金は、当期の課税所得又は損失に係る未払法人税あるいは未収還付税の見積りに、前年までの未払法人税及び未収還付税を調整したものであります。当期税金の測定には、報告日時点において施行又は実質的に施行される税率を用いております。当期税金には、配当から生じる税金も含まれております。

(b) 繰延税金

繰延税金は、資産及び負債の財務諸表上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異について認識していません。以下の場合には、繰延税金を認識していません。

- ・企業結合以外の取引で、かつ会計上又は税務上のいずれの純損益にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識に係る一時差異
- ・子会社、関連会社及び共同支配の取決めに対する投資に関連する一時差異で、当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合
- ・のれんの当初認識において生じる加算一時差異

繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金、未使用のタックス・クレジット及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の金額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。繰延税金は、報告日に施行又は実質的に施行される法律に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。

繰延税金の測定は、報告日時点で、当社グループが意図する資産及び負債の帳簿価額の回収又は決済の方法から生じる税務上の影響を反映しております。この目的上、公正価値で測定する投資不動産の帳簿価額は、売却を通じて回収されると仮定され、当社グループはこの推定を反証していません。繰延税金資産・負債は、特定の要件を満たす場合にのみ相殺しております。

4. 適用されていない新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準書及び解釈指針の新設又は改訂は以下のとおりであり、当連結会計年度末（2014年12月31日）において、当社グループはこれらを適用しておりません。適用による当社グループへの影響は検討中であり、現時点では見積ることができません。

基準書	基準名	強制適用時期	当社適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第7号	金融商品：開示	2018年1月1日	2018年12月期	ヘッジ会計の改訂に関連する改訂
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	2018年12月期	金融商品の認識・分類及び測定並びにヘッジ会計に関連する会計処理
IFRS第11号	共同支配の取決め	2016年1月1日	2016年12月期	共同支配事業に対する持分取得時の会計処理の改訂
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2018年12月期	収益認識基準の改訂
IAS第16号	有形固定資産	2016年1月1日	2016年12月期	有形固定資産の減価償却方法のうち、収益に基づく方法の取扱いを明確化
IAS第19号	従業員給付	2014年7月1日	2015年12月期	確定給付制度における従業員等による拠出に関する会計処理の改訂
IAS第38号	無形資産	2016年1月1日	2016年12月期	無形資産の償却方法のうち、収益に基づく方法の取扱いを明確化

5. 事業セグメント

(1) セグメント区分の基礎

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、本社に製品・サービス別の事業部を置き、各事業部は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは事業を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「ボールビジネス」、「リニアビジネス」及び「その他」の3つを報告セグメントとしております。

以下は、各報告セグメントの事業の説明であります。

「ボールビジネス」は、精密球の製造販売を行っております。「リニアビジネス」は、ボールねじ及び送風機を製造販売しております。「その他」は、不動産の賃貸等を行っております。

当社グループの最高経営責任者は各事業単位の内部管理報告を、少なくとも四半期ごとにレビューしております。

セグメント間の取引の価格は、独立第三者間取引における価格で決定されております。

(2) 報告セグメントに関する情報

移行日（2013年1月1日）

（単位：百万円）

	ボール ビジネス	リニア ビジネス	その他	合計	調整額	連結 財務諸表
報告セグメント資産	54,643	15,275	3,755	73,673	8,540	82,213

（注）セグメント資産の調整額には、主に全社目的のために保有される余剰運用資金（現金及び預金）等が含まれております。

前連結会計年度（自 2013年1月1日 至 2013年12月31日）

（単位：百万円）

	ボール ビジネス	リニア ビジネス	その他	合計	調整額	連結 財務諸表
売上収益						
外部収益	25,550	4,323	375	30,248		30,248
セグメント間収益			42	42	42	
連結収益合計	25,550	4,323	417	30,290	42	30,248
セグメント利益	4,554	488	379	5,421	26	5,395
金融収益						868
金融費用						526
税引前当期利益						5,737
減価償却費及び償却費	1,150	310		1,460		1,460
報告セグメント資産	67,441	14,851	3,755	86,047	7,418	93,465
資本的支出	1,783	178		1,961	9	1,970

（注）1 セグメント資産の調整額には、主に全社目的のために保有される余剰運用資金（現金及び預金）等が含まれております。

2 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引の消去、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

当連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

（単位：百万円）

	ボール ビジネス	リニア ビジネス	その他	合計	調整額	連結 財務諸表
売上収益						
外部収益	30,404	5,271	374	36,049		36,049
セグメント間収益			43	43	43	
連結収益合計	30,404	5,271	417	36,092	43	36,049
セグメント利益	4,315	553	366	5,234	16	5,218
金融収益						1,836
金融費用						627
税引前当期利益						6,427
減価償却費及び償却費	1,390	316		1,706		1,706
報告セグメント資産	64,400	14,766	3,755	82,921	8,996	91,917
資本的支出	572	195		767	11	778

(注) 1 セグメント資産の調整額には、主に全社目的のために保有される余剰運用資金（現金及び預金）等が含まれております。

2 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引の消去、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

(3) 地域別に関する情報

（単位：百万円）

	売上収益		非流動資産		
	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
日本	14,684	16,869	34,912	34,379	33,937
欧州	4,301	6,121	1,658	3,874	3,833
アジア	6,501	7,527	6,361	9,704	10,431
北中米	4,762	5,532	2,139	2,671	2,867
合計	30,248	36,049	45,070	50,628	51,068

(注) 1 売上収益は外部顧客に対して販売している当社又は連結子会社の所在地を基礎とした地域別に分類しております。

2 非流動資産は、金融商品及び繰延税金資産を含んでおりません。

(4) 主要な顧客に関する情報

売上収益が当社グループ全体の売上収益の10%以上の相手先は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2013年1月1日 至 2013年12月31日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上収益	関連するセグメント名
(株)ジェイテクト	3,754	ボールビジネス
NTN(株)	3,281	ボールビジネス

(注) 売上収益には、当該顧客と同一の企業集団に属する顧客に対する売上収益を含めております。

当連結会計年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上収益	関連するセグメント名
NTN(株)	4,121	ボールビジネス
(株)ジェイテクト	3,992	ボールビジネス

(注) 売上収益には、当該顧客と同一の企業集団に属する顧客に対する売上収益を含めております。

6. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
現金及び預金	12,074	14,437	10,452
連結キャッシュ・フロー 計算書上の現金及び現金 同等物	12,074	14,437	10,452

7. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
売掛金	6,899	8,849	9,196
受取手形	2,041	1,947	3,054
未収入金	39	76	142
貸倒引当金	41	100	59
合計	8,938	10,772	12,333

8. たな卸資産

たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
原材料及び貯蔵品	3,557	3,452	3,492
仕掛品	5,145	5,615	5,980
商品及び製品	6,557	7,867	7,795
合計	15,259	16,934	17,267

純損益として認識したたな卸資産の評価減の金額及び評価減の戻し入れ金額は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
評価減の金額	576	778
評価減の戻し入れの金額	415	467

9. 有形固定資産

帳簿価額の調整表

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

取得価額	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2013年1月1日 残高	9,560	29,417	3,597	1,674	2,023	46,271
個別取得	1,135	1,662		1,010	49	1,836
企業結合による取得	165	579	107		24	875
除売却	43	546		0	28	617
為替レートの変動による影響	959	2,502	21	245	141	3,868
2013年12月31日 残高	11,776	33,614	3,725	909	2,209	52,233
個別取得	87	1,046		416	53	770
除売却	137	354		0	13	504
為替レートの変動による影響	595	1,463	46	56	43	2,203
2014年12月31日 残高	12,321	35,769	3,771	549	2,292	54,702

（単位：百万円）

減価償却累計 額 及び減損 損失累計額	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2013年1月1日 残高	6,103	20,241			1,596	27,940
減価償却費	272	1,049			92	1,413
除売却	43	325			21	389
為替レートの変動による影響	222	1,074			53	1,349
2013年12月31日 残高	6,554	22,039			1,720	30,313
減価償却費	297	1,245			94	1,636
除売却	126	229			13	368
為替レートの変動による影響	152	652			29	833
2014年12月31日 残高	6,877	23,707			1,830	32,414

（単位：百万円）

帳簿価額	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2013年1月1日 残高	3,457	9,176	3,597	1,674	427	18,331
2013年12月31日 残高	5,222	11,575	3,725	909	489	21,920
2014年12月31日 残高	5,444	12,062	3,771	549	462	22,288

10. 無形資産及びのれん

(1) 帳簿価額の調整表

無形資産及びのれんの取得価額、償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

取得価額	のれん	その他	合計
2013年1月1日 残高	22,479	491	22,970
個別取得		5	5
企業結合による増加	1,194	443	1,637
除売却		13	13
為替レートの変動による影響	186	174	360
2013年12月31日 残高	23,859	1,100	24,959
個別取得		8	8
除売却			
為替レートの変動による影響	106	91	197
2014年12月31日 残高	23,965	1,199	25,164

（単位：百万円）

償却累計額 及び減損損失累計額	のれん	その他	合計
2013年1月1日 残高		101	101
償却費		47	47
為替レートの変動による影響		13	13
2013年12月31日 残高		161	161
償却費		70	70
為替レートの変動による影響		13	13
2014年12月31日 残高		244	244

（単位：百万円）

帳簿価額	のれん	その他	合計
2013年1月1日 残高	22,479	390	22,869
2013年12月31日 残高	23,859	939	24,798
2014年12月31日 残高	23,965	955	24,920

(2) 償却

無形資産（その他）の償却費は、連結包括利益計算書上の売上原価又は販売費及び一般管理費に含めております。

(3) のれんを含む資金生成単位の減損テスト

減損テストの際に、のれんを当社グループの各資金生成単位に以下のとおり配分しております。

（単位：百万円）

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
ボールビジネス	15,500	16,880	16,986
リニアビジネス	6,979	6,979	6,979
合計	22,479	23,859	23,965

- (注) 1 各資金生成単位の回収可能価額は、割引キャッシュ・フローを用いて見積った使用価値に基づいております。
- 2 公正価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、マネジメントが承認した今後3年分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の税引前の加重平均資本コスト(4.1%~6.1%)により現在価値に割引いて算定しております。なお、3年超のキャッシュ・フローの見積りについては、将来の不確実性を考慮し、各市場において予測される長期平均成長率、一定成長率等をもとに推定しております。
- 3 移行日、前連結会計年度並びに当連結会計年度における減損テストの結果、資金生成単位の回収可能価額は帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

11. 投資不動産

(1) 帳簿価額の調整表

投資不動産の帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
期首残高	3,755	3,755
増減額		
期末残高	3,755	3,755

(注) 当社グループは、兵庫県において、賃貸収益を得ることを目的とした賃貸土地を所有しております。これらの投資不動産はオペレーティング・リース契約により賃貸されております。

(2) 公正価値

投資不動産の公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
公正価値	3,475	3,417	3,403

(注) 投資不動産の公正価値は、投資不動産の所在する地域における適切な専門家としての資格を有する独立した鑑定人による評価に基づいております。その評価は、当該不動産の所在する地域の評価基準に従った市場証拠に基づいたものであります。投資不動産の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。

(3) 純損益で認識した金額

投資不動産からの賃貸収益及びそれに伴って発生する営業費用の金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
賃貸収益	361	361
投資不動産に係る営業費用	23	22

12. その他の投資

その他の投資の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
投資有価証券	199	205	222
その他	0	0	0
合計	199	205	222

(注) その他の投資（非流動資産）に関連する信用リスク、為替リスク、金利リスク及び公正価値情報に関する当社グループのエクスポージャーについては注記24.「金融商品」で開示しております。

13. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
買掛金	1,206	1,718	2,137
合計	1,206	1,718	2,137

14. 有利子負債

有利子負債の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)	平均 利率	返済期限
長期借入金 (1年内返済予定)	155	2,166	156	1.538%	
その他の流動負債					
保証金	12	12	12	0.025%	
長期借入金	39,248	37,093	39,109	1.094%	2016年3月 ～2024年6 月
有利子負債合計	39,415	39,271	39,277		
流動負債合計	167	2,178	168		
非流動負債合計	39,248	37,093	39,109		

(注) 平均利率は当連結会計年度末の残高と利率を用いて算出してあります。

15. その他の負債

その他の流動負債の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
未払費用	564	633	680
未払賞与	241	432	525
未払金	333	415	387
未払消費税	22	142	68
その他	242	167	353
合計	1,402	1,789	2,013

その他の非流動負債の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
金利スワップ	656	449	331
その他(注)	1,142	1,506	1,496
合計	1,798	1,955	1,827

(注) 海外子会社で発生している政府補助金（IFRS移行日：831百万円、前連結会計年度：1,002百万円、当連結会計年度：1,077百万円）が繰延収益として含まれております。主として移転に関わる政府からの補助金で構成されております。

16. 従業員給付

(1) 退職後給付

(a) 確定給付制度

当社グループでは主に非積立型の退職一時金制度を採用し、従業員の退職時に一時金を支給しております。過去に閉鎖した米国の1工場（以下、工場）にて、確定給付型年金制度を採用しております。なお、現在新規加入は行っておりません。

退職一時金制度

退職一時金制度は、退職給付の原資について外部積立てを行わずに、従業員が定年や自己都合で退職する際に、一時金として支払う制度であります。退職一時金は、就業規則による退職金規程で定められた内容に基づき支給されております。

確定給付年金制度

確定給付年金制度は、確定給付年金制度の規約に基づき、一定期間にわたり年金を支給しております。当該給付額は、勤続年数及び規約で定められた支給単価等に基づき算定されております。当該制度においては、給付に充てるために、最低積立基準額を下回らない額を積立金として積み立てる必要があります。

確定給付制度は、工場と法的に分離された単一の年金基金によって管理されております。工場は、年金資産運用の基本方針を策定し、年金基金は、その基本方針に基づいて一貫した資産運用を行っております。

これらの確定給付制度により、当社グループは数理計算上のリスク（金利リスク、市場リスク）に晒されております。

連結財政状態計算書上の確定給付負債は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
確定給付制度債務 (制度資産あり)	580	624	739
制度資産の公正価値	384	507	567
合計	196	117	172
確定給付制度債務 (制度資産なし)	1,593	1,711	1,832
確定給付負債の純額	1,789	1,828	2,004

確定給付制度債務の現在価値の変動は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
期首残高	2,173	2,335
勤務費用（注）	111	118
利息費用（注）	46	46
人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	10	25
財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	47	94
実績修正	11	8
制度より支払われた給付額	73	97
為替レートの変動による影響	126	92
期末残高	2,335	2,571

（注） 勤務費用及び利息費用は、売上原価、販売費及び一般管理費に計上しております。

確定給付制度債務に係る満期分析

（日本）

2014年12月31日における確定給付制度債務の加重平均デュレーションは12.0年であります。

（米国）

2014年12月31日における確定給付制度債務の加重平均デュレーションは9.0年であります。

制度資産の公正価値の変動は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
期首残高	384	507
利息収益	15	22
制度資産に係る収益	28	7
管理費用支払額	3	3
事業主による拠出	46	16
制度より支払われた給付額	49	53
為替レートの変動による影響	86	71
期末残高	507	567

（注） 翌連結会計年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）の確定給付制度への拠出見込額は、59百万円であります。

制度資産の構成は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
株式	128	178	197
債券	216	304	341
不動産	40	25	29
合計	384	507	567

(注) いずれも、活発な市場における公表市場価格がないものであります。
制度資産の運用にあたっては、投資対象資産のリスクやリターンを考慮した上で、将来にわたり最適な組み合わせである政策的資産構成を策定しております。当社海外子会社の目標とする資産別配分比率は株式25%-35%、債券55%-65%及び不動産5%-10%であります。

数理計算に用いた主要な仮定は以下のとおりであります。

	移行日 (2013年1月1日)		前連結会計年度 (2013年12月31日)		当連結会計年度 (2014年12月31日)	
	日本	米国	日本	米国	日本	米国
割引率	1.44%	3.50%	1.14%	4.25%	0.65%	3.50%
予想昇給率	2.11%		2.08%		1.81%	

(注) 数理計算上の仮定には、上記以外に、死亡率、退職率等が含まれております。

当連結会計年度末においては、割引率が変動した場合の確定給付制度債務に与える影響額は以下のとおりであります。なお、本分析では割引率以外の変動要因は一定であることを前提としております。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (2014年12月31日)
割引率 0.25%上昇	67
割引率 0.25%低下	70

(b) その他の退職後給付

確定給付制度以外の退職給付に係る負債として、連結財政状態計算書で認識した金額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
その他の退職後給付	437	386	50
合計	437	386	50

(2) 従業員給付費用

前連結会計年度及び当連結会計年度において、連結包括利益計算上、売上原価及び販売費及び一般管理費に含まれている従業員給付費用の合計は、それぞれ5,804百万円及び6,658百万円であります。

17. 払込資本及びその他の資本

(1) 資本金及び資本剰余金

	授權株式数（株）	発行済株式数（株）
移行日（2013年1月1日）	100,000,000	39,138,300
増減		
前連結会計年度（2013年12月31日）	100,000,000	39,138,300
増減		83,000
当連結会計年度（2014年12月31日）	100,000,000	39,221,300

(注) すべての普通株式は、会社の残余資産に関して同等と位置付けられております。
普通株式の株主は、配当が確定されるたびに、配当を受け取る権利を有し、また株主総会での議決権を100株につき1つ有しております。
当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら制限のない無額面の普通株式であります。

(2) その他の資本の構成要素の内容及び目的

(a) 為替換算調整勘定

為替換算調整勘定は、在外営業活動体の財務諸表の換算から生じた為替換算差額からなります。

(b) ヘッジ損益

ヘッジ損益は、キャッシュ・フロー・ヘッジに利用されたヘッジ手段の公正価値の純変動額の累積額のうち、ヘッジが有効な部分からなり、ヘッジされたキャッシュ・フローが純損益に影響を与える際に純損益で認識されます。

(c) 公正価値の変動による評価差額

公正価値の変動による評価差額には、売却可能金融資産の認識が中止されるか減損されるまでに生じた、その資産の公正価値の純変動額の累積額が含まれます。

(3) 配当

各連結会計年度における配当金の支払額は以下のとおりであります。

前連結会計年度（2013年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2014年12月31日）

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当り 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2014年11月3日 臨時株主総会	普通株式	7,000	178.85	2014年11月3日	2014年11月25日

(4) その他の包括利益

その他の包括利益の各項目の内訳とそれらに係る税効果額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度（2013年12月31日）	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果額	合計
確定給付制度の再測定	60		60	27	33
在外営業活動体の為替換算差額	5,177		5,177	334	4,843
キャッシュ・フロー・ヘッジ	12	194	206	75	131
売却可能金融資産の公正価値の変動	2		2	0	2
合計	5,247	194	5,441	436	5,005

(単位：百万円)

当連結会計年度（2014年12月31日）	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果額	合計
確定給付制度の再測定	80		80	36	44
在外営業活動体の為替換算差額	152	1,524	1,676		1,676
キャッシュ・フロー・ヘッジ	176	124	52	13	39
売却可能金融資産の公正価値の変動	13		13	4	9
合計	91	1,648	1,557	45	1,602

(5) 資本管理

当社グループは、持続的成長を続け、企業価値を最大化するために資本管理をしております。

持続的成長の実現には、今後、外部資源の獲得等の事業成長に向けた事業投資機会が生じた際に、機動的な事業投資を実施するため、十分な資金調達余力の確保が必要であると認識しており、バランスある資本構成の維持を目指しております。

なお、当社が適用を受ける重要な資本規制（会社法等の一般的な規定を除く）はありません。

18. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
荷造運搬費	463	552
従業員給料及び賞与	849	1,034
支払手数料	502	333
その他	1,124	1,338
合計	2,938	3,257

19. その他の収益及び費用

その他の収益及び費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
その他の収益		
固定資産売却益	87	
スクラップ売却益	26	28
繰延収益償却 (注) 1	36	35
その他	39	58
合計	188	121
その他の費用		
固定資産売却損		1
固定資産処分損	17	40
課徴金 (注) 2		1,325
その他	48	
合計	65	1,366

(注) 1 海外子会社で発生している政府補助金であります。

- 2 当社は、鋼球等の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、2014年1月21日に公正取引委員会による立入調査を受け、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。2014年9月9日に同委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。その結果、当連結会計年度において課徴金1,325百万円を支払い、その他の費用として計上しております。

20. 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
金融収益		
受取利息	43	50
受取配当金	3	4
為替差益	822	1,782
合計	868	1,836
金融費用		
支払利息	522	485
有価証券売却損	4	
支払手数料		142
合計	526	627

21. 法人所得税及び繰延税金資産・繰延税金負債

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

各連結会計年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2013年1月1日)	純損益を通じて 認識	その他の包括利益 を通じて認識	企業結合	前連結会計年度 (2013年12月31日)
繰延税金資産					
たな卸資産	391	56			335
退職給付に係る 負債	802	33	27		808
未払賞与	28	36			64
未払費用	44	1			43
未払事業税	11	51			62
土地	149				149
繰延ヘッジ損益	235		75		160
その他	97	27		54	178
合計	1,757	90	102	54	1,799
繰延税金負債					
土地及び建物	2,251	8		6	2,265
減価償却費	1,084	109			1,193
留保利益	269	57			326
為替換算調整 勘定	109		334		443
その他	136	6		128	258
合計	3,849	168	334	134	4,485
純額	2,092	78	436	80	2,686

(注) 純損益を通じて認識された額の合計と繰延税金費用との差額は、為替レートの変動によるものであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2013年12月31日)	純損益を通じて 認識	その他の包括利益 を通じて認識	当連結会計年度 (2014年12月31日)
繰延税金資産				
たな卸資産	335	66		401
退職給付に係る 負債	808	83	36	761
未払賞与	64	11		75
未払費用	43	9		34
未払事業税	62	10		52
土地	149			149
繰延ヘッジ損益	160		14	174
その他	178	17		161
合計	1,799	42	50	1,807
繰延税金負債				
土地及び建物	2,265	6		2,271
減価償却費	1,193	64		1,257
留保利益	326	22		348
為替換算調整 勘定	443		443	
その他	258	84	4	346
合計	4,485	176	439	4,222
純額	2,686	218	489	2,415

(注) 純損益を通じて認識された額の合計と繰延税金費用との差額は、為替レートの変動によるものであります。

(2) 未認識の繰延税金資産

当社グループがその便益を利用するために必要となる将来の課税所得を稼得する可能性が高くないため、以下の項目については繰延税金資産を認識しておりません。

(単位：百万円)

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
繰越欠損金	1,581	2,334	1,988
合計	1,581	2,334	1,988

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効期限別の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

失効期限	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
1年以内		297	
1 - 2年	244		1,770
2 - 3年		1,548	
3 - 4年	1,271		
4 - 5年		3	38
5年超	66	486	180
合計	1,581	2,334	1,988

(3) 法人所得税費用

純損益で認識される法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
当期税金費用		
当事業年度	2,044	2,355
過去の事業年度の修正		40
小計	2,044	2,395
繰延税金費用		
一時差異の発生及び 解消	36	187
合計	2,080	2,582

実効税率の調整表

法定実効税率と実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
法定実効税率	37.2%	35.4%
在外子会社の税率差異	4.5%	8.4%
在外連結子会社留保利益 に対する繰延税金負債の 増減	1.1%	0.3%
未認識の繰延税金資産	1.1%	2.6%
課徴金		7.3%
国外移転所得		6.0%
その他	1.4%	2.2%
実際負担税率	36.3%	40.2%

22. 1株当たり利益

	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益	3,654百万円	3,843百万円
希薄化後当期利益	百万円	百万円
発行済普通株式の期中平均株式数	39,138,300株	39,144,685株
希薄化後1株当たり当期利益の算定に用いられた普通 株式の加重平均株式数	株	株
基本的1株当たり当期利益	93.34円	98.18円
希薄化後1株当たり当期利益	円	円

(注) 基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益を、連結会計年度中の発行済普通株式の期中平均株式数により除して算出しております。

23. 株式に基づく報酬契約

(1) 株式報酬制度の内容

2014年12月31日現在で、当社グループは以下の株式に基づき報酬契約を有しております。

当社グループは、ストック・オプション制度を採用しております。この制度の目的は、当社グループの取締役、執行役及び従業員の当社グループの業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することにあります。

オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により付与されております。行使期間は割当契約に定められた期間であり、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効いたします。また、付与日以降、権利確定日までに、対象者が当社グループを退職する場合は、当該オプションは失効いたします。

対象者に対して付与されたストック・オプションは、持分決済型株式報酬として会計処理されており、持分決済型株式報酬取引に関する費用を、前連結会計年度においては0百万円、当連結会計年度においては0百万円それぞれ連結包括利益計算書に計上しております。

	付与数(株)	付与日	行使期限	行使価格(円)	権利行使条件
第5回	1,694,000	2011年7月29日	2021年6月28日	1,026	(注)1
第6回	1,166,000	2011年7月29日	2021年6月28日	1,026	(注)2
第9回	126,000	2013年9月30日	2023年8月30日	1,026	(注)3
第10回	320,000	2013年9月30日	2023年8月19日	1,026	(注)4
第11回	90,500	2014年9月30日	2024年8月30日	1,163	(注)5
第12回	51,500	2014年9月30日	2024年8月19日	1,163	(注)6
第13回	185,000	2014年10月9日	2024年8月30日	1,163	(注)7
第14回	51,500	2014年10月9日	2024年8月30日	1,163	(注)8
第15回	35,000	2014年11月13日	2024年10月20日	1,163	(注)9
第16回	103,000	2014年11月13日	2024年10月20日	1,163	(注)10

(注) 1

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第5回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役、使用人のいずれの地位も失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティング日(1回目) 2012年6月30日
 ベスティング日(2回目) 2013年6月30日
 ベスティング日(3回目) 2014年6月30日
 ベスティング日(4回目) 2015年6月30日
 ベスティング日(5回目) 2016年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2011年3月31日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、新株予約権者が当社との間で締結する「第5回新株予約権

割当契約書」に関連して新株予約権者がグループ主要株主等との間で締結する覚書に基づき、新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、2011年3月31日現在グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 2

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第6回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社及び当社の子会社の取締役、使用人のいずれの地位も失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1)

ベスティング日(1回目)	2012年6月30日
ベスティング日(2回目)	2013年6月30日
ベスティング日(3回目)	2014年6月30日
ベスティング日(4回目)	2015年6月30日
ベスティング日(5回目)	2016年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2011年3月31日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、新株予約権者が当社との間で締結する「第6回新株予約権割当契約書」に関連して新株予約権者がグループ主要株主等との間で締結する覚書に基づき、新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、2011年3月31日現在グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 3

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第9回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の執行役及び当社の使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1)

ベスティング日(1回目)	2014年6月30日
ベスティング日(2回目)	2015年6月30日
ベスティング日(3回目)	2016年6月30日
ベスティング日(4回目)	2017年6月30日
ベスティング日(5回目)	2018年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2013年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 4

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第10回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社及び当社の子会社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の使用人及び当社の子会社の取締役、使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1)

ベスティング日(1回目)	2014年6月30日
ベスティング日(2回目)	2015年6月30日
ベスティング日(3回目)	2016年6月30日
ベスティング日(4回目)	2017年6月30日
ベスティング日(5回目)	2018年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2013年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 5

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第11回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の執行役及び当社の使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1)

ベスティング日(1回目)	2015年6月30日
ベスティング日(2回目)	2016年6月30日
ベスティング日(3回目)	2017年6月30日
ベスティング日(4回目)	2018年6月30日
ベスティング日(5回目)	2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 6

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第12回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社及び当社の子会社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の使用人及び当社の子会社の取締役、使用人の地位を場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1)

ベスティング日(1回目)	2015年6月30日
ベスティング日(2回目)	2016年6月30日
ベスティング日(3回目)	2017年6月30日
ベスティング日(4回目)	2018年6月30日
ベスティング日(5回目)	2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 7

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第13回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の取締役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1)

ベスティング日(1回目)	2015年6月30日
ベスティング日(2回目)	2016年6月30日
ベスティング日(3回目)	2017年6月30日
ベスティング日(4回目)	2018年6月30日
ベスティング日(5回目)	2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 8

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第14回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の取締役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1)

ベスティング日(1回目)	2015年6月30日
ベスティング日(2回目)	2016年6月30日
ベスティング日(3回目)	2017年6月30日
ベスティング日(4回目)	2018年6月30日
ベスティング日(5回目)	2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 9

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第15回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の執行役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1)

ベスティング日(1回目)	2015年6月30日
ベスティング日(2回目)	2016年6月30日
ベスティング日(3回目)	2017年6月30日
ベスティング日(4回目)	2018年6月30日
ベスティング日(5回目)	2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(注) 10

ベスティング

当社は、新株予約権者に発行する第16回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。

・新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。

・新株予約権者が当社の執行役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。

ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1)

ベスティング日(1回目)	2015年6月30日
ベスティング日(2回目)	2016年6月30日
ベスティング日(3回目)	2017年6月30日
ベスティング日(4回目)	2018年6月30日
ベスティング日(5回目)	2019年6月30日

(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入等は認めない。

(2) オプションの価格決定

当連結会計年度（2014年12月期）に付与されたストック・オプションの加重平均公正価値は、2円でありま
す。また、前連結会計年度（2013年12月期）に付与されたストック・オプションの加重平均公正価値は、2円
あります。

使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
付与日の株価(円)(注) 1	1,050	1,163
行使価格(円)	1,026	1,050
予想ボラティリティ(注) 2	38.60%	38.27%-38.50%
予想残存期間(注) 3	10年	10年
配当利回り(注) 4	0%	0%
リスクフリーレート(注) 5	0.844%	0.556%

- (注) 1 スtock・オプションの対象株式は非上場株式であるため、対象会社の事業計画に基づく割引キャ
ッシュ・フロー法により評価額を算定しております。
- 2 当社株式は非上場であり、株価の変動性算出のための十分な株価情報を確保できないため、類似企業2
社の直近10年間の株価実績に基づき算定しております。
- 3 合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の末日を満期までの期間（予想残存期間）としておりま
す。
- 4 配当実績がないため、見積配当率を0%としております。
- 5 予想残存期間に対応する期間に対応する10年利付国債(第328回)の流通利回りであります。

(3) スtock・オプションの変動状況

期末時点で未行使のストック・オプションの権利行使時点の加重平均残存契約年数は、前連結会計年度におい
て7.8年、当連結会計年度において7.4年であります。

	前連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)		当連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)	
	株数(株)	加重平均 行使価格 (円)	株数(株)	加重平均 行使価格 (円)
期首未行使残高	3,040,000	1,026	2,946,000	1,026
期中付与	446,000	1,026	516,500	1,163
期中失効	540,000		460,000	
期中行使				
期末未行使残高	2,946,000	1,026	3,002,500	1,050
期末行使可能残高				

24. 金融商品

(1) 会計上の分類及び公正価値

以下の表では、金融資産及び金融負債の帳簿価額及び公正価値、並びにそれらの公正価値ヒエラルキーのレベルを示しております。公正価値で測定されていない金融資産又は金融負債の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目の公正価値に関する情報は、この表には含まれておりません。

(単位：百万円)

移行日 (2013年1月1日)	帳簿価格	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の投資					
売却可能金融資産	199	179		20	199
合計	199	179		20	199
借入金(1年内返済予定含む)	39,403		39,779		39,779
その他の非流動負債					
ヘッジに使用される金利スワップ	656		656		656
合計	40,059		40,435		40,435

(単位：百万円)

前連結会計年度 (2013年12月31日)	帳簿価格	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の投資					
売却可能金融資産	205	194		11	205
合計	205	194		11	205
借入金(1年内返済予定含む)	39,259		39,439		39,439
その他の非流動負債					
ヘッジに使用される金利スワップ	449		449		449
合計	39,708		39,888		39,888

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2014年12月31日)	帳簿価格	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の投資					
売却可能金融資産	222	202		20	222
合計	222	202		20	222
借入金(1年内返済予定含む)	39,265		39,921		39,921
その他の非流動負債					
ヘッジに使用される金利スワップ	331		331		331
合計	39,596		40,252		40,252

(2) 公正価値の測定

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

売却可能金融資産

市場性のある金融商品については、市場価格を用いて公正価値を見積もっております。市場価格が存在しない場合には、類似上場会社比較法により公正価値を見積もっております。

デリバティブ負債

デリバティブ負債については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき見積もっております。

営業債務及びその他の債務

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

レベル3の公正価値

以下の表は、レベル3の公正価値に関する期首残高と期末残高の調整表を示したものであります。

(単位：百万円)

	売却可能金融資産
移行日(2013年1月1日)	20
当期の利得又は損失合計	9
純損益	
その他の包括利益	9
購入	
売却	
前連結会年度(2013年12月31日)	11
当期の利得又は損失合計	9
純損益	
その他の包括利益	9
購入	
売却	
当連結会計年度(2014年12月31日)	20

(3) 金融リスク管理

当社グループは、金融商品から生じる以下のリスクに晒されております。当該リスクを回避又は低減するため、リスク管理を行っております。デリバティブはリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- ・信用リスク（(a)参照）
- ・流動性リスク（(b)参照）
- ・市場リスク（(c)参照）

(a) 信用リスク

信用リスクとは、顧客又は金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかつた場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであり、主に当社グループの顧客からの債権から生じております。

金融資産の帳簿価額は信用リスクの最大エクスポージャーを表しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の内規である「与信管理規程」に基づき取引先ごとの期日及び残高管理を行うことで把握する体制としております。連結子会社については、当社の「与信管理規程」に準じて、同様の管理を行っております。

また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

減損していない営業債権及びその他の債権の年齢分析は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	帳簿価額		
	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
期日経過前	7,770	9,255	11,035
期日経過後30日以内	861	1,008	978
期日経過後31 - 90日	142	391	214
期日経過後91 - 180日	94	117	76
期日経過後半年を超える	112	101	89
合計	8,979	10,872	12,392

(注) 過去のデフォルト率に鑑みて期日経過前及び期日経過後30日までの営業債権に関しては、減損損失計上の必要性は殆どないと判断しております。また、期日を31日以上経過して減損損失が未計上となっている営業債権についても、顧客ごとの過去の支払状況や信用状況に関する広範な分析に基づき、依然として回収可能であると判断しております。

当社グループは、営業債権及びその他の債権に関する損失見積額について引当金を計上しております。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2013年 1月 1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年 1月 1日 至 2014年12月31日)
期首残高	41	100
期中増加額	46	1
期中減少額(目的使用)	1	47
期中減少額(その他)		
その他(注)	14	5
期末残高	100	59

(注) その他は主に為替レートの変動による影響であります。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。当社グループは、流動性の管理に関して、許容できない損失を発生させたり、当社グループの評判にダメージを及ぼし得るリスクを負ったりすることなく、通常時においても逼迫した状況下においても、満期時に債務を履行するために、十分な流動性があることを可能な限り確実にするようなアプローチを採用しております。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで管理しており、流動性リスクは少ないと考えております。

流動性リスクへのエクスポージャー

報告日における金融負債の契約上の満期は以下のとおりであります。これらの金額は割引前の総額で示されており、利息支払額の見積りを含み、相殺契約の影響を除外しております。

(単位：百万円)

移行日(2013年1月1日)	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・フ ロー	1年 以内	1-2年	2-3年	3-4年	4-5年	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	1,206	1,206	1,206					
借入金 (1年内返済予定含む)	39,403	39,403	155	2,155	18,655	155	155	18,128
デリバティブ金融負債								
その他の非流動負債								
ヘッジに使用される 金利スワップ	656	809	186	186	96	66	65	210
合計	41,265	41,418	1,547	2,341	18,751	221	220	18,338

(単位：百万円)

前連結会計年度 (2013年12月31日)	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・フ ロー	1年 以内	1-2年	2-3年	3-4年	4-5年	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	1,718	1,718	1,718					
借入金 (1年内返済予定含む)	39,259	39,259	2,166	18,655	155	155	155	17,973
デリバティブ金融負債								
その他の非流動負債								
ヘッジに使用される 金利スワップ	449	691	207	106	73	73	72	160
合計	41,426	41,668	4,091	18,761	228	228	227	18,133

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2014年12月31日)	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・フ ロー	1年 以内	1-2年	2-3年	3-4年	4-5年	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	2,137	2,137	2,137					
借入金 (1年内返済予定含む)	39,265	39,265	155	155	155	155	8,655	29,990
デリバティブ金融負債								
その他の非流動負債								
ヘッジに使用される 金利スワップ	331	349	83	82	82	81	81	60
合計	41,733	41,751	2,375	237	237	236	8,736	29,930

(c) 市場リスク

市場リスクとは、外国為替レート、利率、及び株価等の市場価格の変動に関するリスクであり、当社グループの収益又はその保有する金融商品の価値に影響を及ぼすものであります。市場リスク管理の目的は、リターンを最大限にすると同時に、市場リスク・エクスポージャーを許容範囲のパラメーター内で管理しコントロールすることにあります。

為替リスク

当社グループは、グローバルに事業を展開しており、グループ各社の機能通貨以外の通貨建ての取引について、為替の変動リスクに晒されております。これらの取引における通貨は主に円、ユーロ、米国ドルであります。

当該リスクに関しては、当社の内規であります「為替・金利変動リスク管理規程」に基づき為替予約又は通貨スワップを利用する体制としております。

為替感応度分析

当社グループが決算日現在において保有する金融商品において、機能通貨に対して、機能通貨以外の各通貨が10%増価した場合の、連結包括利益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりであります。

機能通貨建ての金融商品、及び在外営業活動体の資産及び負債、収益及び費用を円貨に換算する際の影響は含んでおりません。また、算定に使用した各通貨以外の通貨は変動しないことを前提としております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年 1月 1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年 1月 1日 至 2014年12月31日)
税引前利益	575	484

金利リスク

長期借入金は主に、M & Aに係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払金利の固定化を図るためにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っております。

金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えているため、ベースス・ポイント・バリュー等の金利感応度分析は行っておりません。

株価リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の上場株式を保有しており、株価変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に公正価値を報告する体制としております。

当社グループの株価変動リスクに対する感応度分析は以下のとおりであります。この分析は、他の変数が一定であると仮定した上で、上場株式の株価が10%上昇した場合に連結包括利益計算書のその他の包括利益（税効果考慮後）に与える影響を示しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年 1月 1日 至 2013年12月31日)	当連結会計年度 (自 2014年 1月 1日 至 2014年12月31日)
税引後その他の包括利益	12	13

25. オペレーティング・リース

貸手としてのリース

当社グループは、投資不動産を第三者に賃貸しております。（注記11参照）

解約不能オペレーティング・リースに基づく将来最低リース料の期日別内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
1年以内	361	361	363
1年超5年以内	1,452	1,458	1,463
5年超	1,712	1,346	978
合計	3,525	3,165	2,804

26. 関連当事者

(1) 親会社

当社グループの親会社は、CJP TN Holdings, L.P.であります。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	当連結会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)
報酬	295	291

(3) 関連当事者との取引

前連結会計年度（自2013年1月1日至2013年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2014年1月1日至2014年12月31日）

（単位：百万円）

会社等の名称又は氏名	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	未決済残高
CJP TN Holdings, L.P.	親会社	配当金の支払	6,752	
高宮 勉	当社取締役兼代 表執行役	第三者割当増資 の引受	36	
張 立	当社執行役	第三者割当増資 の引受	29	
小原 シェキール	当社執行役	第三者割当増資 の引受	25	
檜葉 徹雄	当社執行役	第三者割当増資 の引受	23	
廣田 浩治	当社執行役	第三者割当増資 の引受	7	

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

第三者割当増資の割当ては、1株につき1,450円で行っております。

なお、価格は第三者による株式価値の算定結果を勘案して合理的に決定しております。

27. 子会社一覧

子会社の状況は以下のとおりであります。なお、当社グループには重要な非支配持分は存在せず、また、共同支配企業及び持分法適用関連会社は存在しておりません。

名称	所在地	主要な事業の内容	議決権の所有割合（％）		
			移行日 (2013年1月1日)	前連結会計年度 (2013年12月31日)	当連結会計年度 (2014年12月31日)
TBK HOLDINGS, INC.	米国 デラウェア州	その他	100.0	100.0	100.0
HOOVER PRECISION PRODUCTS, INC.	米国 デラウェア州	ボール ビジネス	100.0	100.0	100.0
HOOVER PRECISION PRODUCTS, LLC.	米国 ミシガン州	ボール ビジネス	100.0	100.0	100.0
HPP HOLDINGS, INC.	米国 デラウェア州	その他	100.0	100.0	100.0
TSUBAKI-HOOVER POLSKA Sp.Zo.o.	ポーランド クラシュニク市	ボール ビジネス	100.0	100.0	100.0
椿中島機械(太倉)有限公司	中国 江蘇省	ボール ビジネス	100.0	100.0	100.0
椿中島機械(重慶)有限公司	中国 重慶市	ボール ビジネス	100.0	100.0	100.0
Tsubaki Hoover India Pvt.,Ltd.	インド ダドラー及びナガル・ハーヴェーリー連邦直轄領	ボール ビジネス	100.0	100.0	100.0
Spheric Trafalgar LTD.	英国 ウエスト・サセックス州	ボール ビジネス		100.0	100.0
Spheric Trafalgar (Thailand) LTD.	タイ ラヨン県	ボール ビジネス		100.0	100.0
TSUBAKI NAKASHIMA GLOBAL PTE.LTD.	シンガポール	その他		100.0	100.0
台湾椿中島股份有限公司	台湾 台中市	リニア ビジネス	95.0	95.0	95.0
椿鋼球(株)	奈良県葛城市	ボール ビジネス	100.0	100.0	100.0
椿興産(株)	奈良県葛城市	その他	100.0	100.0	100.0

28. 子会社の取得

当社グループは2013年6月28日付けで、主たる事業として精密球を製造しているSpheric Trafalgar Limited社（以下、「STL社」という）の株式及び議決権の100%を1,983百万円の現金を対価として取得いたしました。この取得により、マーケット・シェア及び海外顧客基盤の拡大、海外市場における生産能力を高めることによる費用削減が見込まれます。

STL社は2013年12月31日までの6ヶ月間に、売上収益1,222百万円、当期利益14百万円を当社グループの経営成績にもたらしました。仮に2013年1月1日にSTL社の取得が行われていたとすると、前連結会計年度の連結売上収益は31,434百万円、連結当期利益は3,583百万円となっていたと見積もっております。

(1) 取得資産及び引受負債の金額

（単位：百万円）

取得した識別可能な純資産の公正価値	
現金及び現金同等物	266
営業債権及びその他の債権	627
たな卸資産	669
有形固定資産	876
無形資産	443
繰延税金資産	54
営業債務及びその他の債務	2,012
繰延税金負債	134
合計	789

(2) 取得により生じた正味キャッシュ・フロー

（単位：百万円）

子会社の取得による支出（純額）	
現金による取得対価	1,983
現金及び現金同等物	266
その他の債務	264
合計	1,453

(3) 取得により生じたのれん

（単位：百万円）

取得対価	1,983
取得した識別可能な純資産の公正価値	789
のれん	1,194

認識されたのれんはシナジー効果、補完的な市場シェアの獲得及び競争の優位性などにより構成されております。

なお、取得により生じたのれんは、税法上、損金には算入できません。

(4) 取得関連費用

取得に関連して、法律関係の手数料及びデューデリジェンス関連の費用118百万円が当社グループに発生いたしました。これらの費用は「販売費及び一般管理費」に含まれております。

29. コミットメント

有形固定資産の取得に関して契約上確約している重要なコミットメントは、移行日274百万円、前連結会計年度末309百万円、当連結会計年度末70百万円であります。

30. 重要な後発事象

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.8%から2016年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%に、2017年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.5%となります。

この変更を勘案して当連結会計年度における一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が189百万円減少し、法人所得税費用が209百万円減少いたします。

31. 初度適用

IFRSへの移行の説明

当社グループは、注記2.「作成の基礎」に記載されているとおり、2014年12月31日に終了する連結会計年度の連結財務諸表から、IFRSを適用しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2013年12月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、日本基準からIFRSへの移行は、2013年1月1日を移行日として行いました。

IFRS第1号の免除規定

IFRS第1号では、最初のIFRS財務諸表を表示する企業（以下「初度適用企業」という。）に対して、遡及的にIFRSを適用することを原則としております。ただし、IFRS第1号では、IFRSに準拠しなければならないという原則に対して、2種類の例外措置を設けております。

（1）他のIFRSの遡及適用の禁止

IFRS第1号では、他のIFRSの一部の局面について遡及適用を禁止しております。

当社グループは、例外規定のうち、「見積り」、「金融資産及び金融負債の認識の中止」、「ヘッジ会計」、「非支配持分」、「金融資産の分類及び測定」及び「組込デリバティブ」について、例外規定を適用しており、これらの項目について移行日より将来に向かって適用しております。

（2）他のIFRSからの免除

IFRS第1号では、他のIFRSの一部の要求事項について免除を認めております。

当社グループが選択した主な免除規定は、以下のとおりであります。

(a) 企業結合

IFRS第1号では、移行日前に生じた企業結合について、IFRS第3号「企業結合」を遡及適用しないことが認められております。遡及適用する場合、その後の企業結合はすべてIFRS第3号に基づいて修正されます。

当社グループは、当該免除規定を適用し、移行日以前に生じた企業結合については修正再表示を行っておりません。

この結果、移行日前の企業結合から生じたのれんの額については、従前の会計基準に基づいた帳簿価額のまま調整しておりません。なお、のれんについては減損の兆候にかかわらず移行日時点で減損テストを実施しております。

日本基準からIFRSへの調整表

当社グループは、IFRSに基づく連結財務諸表の作成において、日本基準に基づき報告していた連結財務諸表数値を修正しております。

当該調整が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、以下のとおりであります。

なお、調整表の「表示組替」については、利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない調整を、「認識及び測定の違い」に、利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めております。

2013年1月1日(移行日)現在の資本に対する調整

(単位:百万円)						
日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及 測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	12,074			12,074		現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	9,002	2	62	8,938	(a)	営業債権及びその他の債権
商品及び製品	6,490		128	15,259	(b)	たな卸資産
仕掛品	5,340					
原材料及び貯蔵品	3,557					
繰延税金資産	495	495			(d)	
その他	699	39		660	(j)	その他の流動資産
貸倒引当金	41	41			(j)	
流動資産合計	37,616	495	190	36,931		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	19,859	3,755	2,227	18,331	(c), (j)	有形固定資産
のれん	22,479			22,869		無形資産及びのれん
その他(無形固定資産)	382	13	5			
		3,755		3,755	(j)	投資不動産
投資有価証券	199			199		その他の投資
従業員に対する長期貸付金	23	23				
繰延税金資産(投資その他の資産)	48	498	463	13	(d), (j)	繰延税金資産
その他(投資その他の資産)	128	13		115		その他の非流動資産
貸倒引当金(投資その他の資産)	23	23			(j)	
固定資産合計	43,095	498	2,685	45,282		非流動資産合計
資産合計	80,711	993	2,495	82,213		資産合計

日本基準表示科目	日本基準	表示組替 び	認識及 測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債
流動負債						流動負債
買掛金	1,206			1,206		営業債務及びその他の債務
短期借入金	155			155		借入金
未払法人税等	128			128		未払法人所得税等
未払費用	693		38	1,402	(e)	その他の流動負債
賞与引当金	112					
その他	559					
流動負債合計	2,853		38	2,891		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	39,248			39,248		借入金
退職給付引当金	1,709		80	2,226	(f)	退職給付に係る負債
役員退職慰労引当金	437					
繰延税金負債	2,344	993	754	2,105	(d), (j)	繰延税金負債
その他	1,439		359	1,798	(g)	その他の非流動負債
固定負債合計	45,177	993	1,193	45,377		非流動負債合計
負債合計	48,030	993	1,231	48,268		負債合計
資本の部						資本
資本金	15,824			15,824		資本金
資本剰余金	15,010		8	15,002		資本剰余金
評価換算差額等	5,331	0	22	5,353	(f), (h)	その他の資本の構成要素
利益剰余金	7,169		1,294	8,463	(i)	利益剰余金
新株予約権	0	0				
合計	32,672		1,264	33,936		親会社の所有者に帰属する 持分
少数株主持分	9			9		非支配持分
純資産合計	32,681		1,264	33,945		資本合計
負債及び資本合計	80,711	993	2,495	82,213		負債及び資本合計

資本に対する調整に関する注記（2013年1月1日）

- (a) 営業債権及びその他の債権に対する調整
当社グループでは、一部の物品販売取引について出荷時点で収益を認識しておりましたが、IFRSでは物品の引渡時点で収益を認識しております。
- (b) たな卸資産に対する調整
当社グループは、日本基準の下で、一部子会社のたな卸資産の取得原価は売価還元法を使用して測定しておりましたが、IFRSでは、当該子会社は総平均法に基づいて取得原価を測定する会計方針を採用しております。
また、IFRS適用により発生した調整金額の一部をたな卸資産に配賦しております。
加えて、IFRSでは物品の引渡時点で収益を認識していることにより、たな卸資産が増減しております。
- (c) 有形固定資産に対する調整
当社グループは、日本基準の下で、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。
また、日本基準における有形固定資産の減価償却は主に税法基準と同様の方法によっており、残存価額及び耐用年数を税法の規定に基づき考慮しておりますが、IFRSでは一部の有形固定資産に対する残存価額及び耐用年数を見直し減価償却を行っております。
- (d) 繰延税金資産及び負債に対する調整
繰延税金資産の回収可能性を再検討したことにより、繰延税金資産が増減しております。
また、日本基準の下では、未実現利益の消去を売り手の税率を使用しておりましたが、IFRSでは、買い手の税率を使用しております。
加えて、連結財政状態計算表上の他の項目の調整に伴う一時差異の変動により、繰延税金資産・負債が増減しております。
- (e) 未消化の有給休暇に対する調整
当社グループは、日本基準の下で、会計処理が求められていなかった未消化の有給休暇について、IFRSにおいて負債計上を行っております。
- (f) 従業員退職給付に対する調整
当社グループは、日本基準の下で、数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生時の翌年度から費用処理することとしておりました。
IFRSでは、数理計算上の差異は発生時に、その他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。退職給付債務の計算について、IFRSの規定に基づいた再計算を行っており、退職給付債務の期間配分方法等により生じた差異について、利益剰余金に調整が反映されております。また、従前米国会計基準を適用していた海外子会社において純資産の部に計上されていた、退職給付における数理計算上の差異については、IFRSでは利益剰余金に振り替えております。
- (g) 金利スワップの特例処理に対する調整
当社グループは、日本基準の下で、特定の金利スワップについて特例処理を実施しておりました。IFRSでは特例処理は認められないため、原則処理によっております。
- (h) その他の資本の構成要素に対する調整
IFRSでは金利スワップを原則処理に変更することにより、繰延ヘッジ損益が増減しております。
また、海外子会社のIFRS調整により在外営業活動体の為替換算差額が増減しております。
- (i) 利益剰余金に対する調整
利益剰余金の認識及び測定の違い調整の主な項目は以下のとおりであります。なお、以下の金額は、関連する税効果を調整後の金額であり、連結財政状態計算書上の残高への影響額を記載した参照先の注記項目の合計額は必ずしも一致しません。

	2013年1月1日
	百万円
たな卸資産に対する調整	144
有形固定資産に対する調整	1,435
従業員退職給付に関する調整	236
繰延税金資産及び負債に対する調整	313
その他	74
合計	1,294

- (j) 表示組替

当社グループは、上記の他、IFRSの規定に準拠するために表示組替を行っており、主なものは以下のとおりであります。

- ・日本基準において、その他（流動資産）に含めていた未収入金を、IFRSでは営業債権及びその他の債権に含めて表示しております。
- ・日本基準において、区分掲記していた貸倒引当金（流動資産）を、IFRSでは営業債権及びその他の債権に含めて表示しております。
- ・日本基準において、有形固定資産に含めて表示していた投資不動産を、IFRSでは区分掲記して表示しております。
- ・日本基準において、流動項目として区分掲記していた繰延税金資産・負債は、IFRSでは全額を非流動項目として表示しております。また、IFRS適用により生じた繰延税金資産及び負債を相殺して表示しております。
- ・日本基準において、区分掲記していた貸倒引当金（投資その他の資産）を、IFRSではその他の非流動資産に含めて表示しております。
- ・その他IFRSにおいて規定されている定義及び計上要件等に基づき、一部組替を行っております。

2013年12月31日(直近の日本基準の連結財務諸表作成日)現在の資本に対する調整

(単位:百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替 び	認識及 測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	14,437			14,437		現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	10,829	24	33	10,772	(a)	営業債権及びその他の債権
商品及び製品	7,833		12	16,934	(b)	たな卸資産
仕掛品	5,661					
原材料及び貯蔵品	3,452					
繰延税金資産	657	657				
その他	466	75		391	(1)	その他の流動資産
貸倒引当金	100	100			(1)	
流動資産合計	43,235	656	45	42,534		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	23,419	3,755	2,256	21,920	(c),(1)	有形固定資産
のれん	22,094		1,761	24,798	(d),(e)	無形資産及びのれん
その他(無形固定資産)	943					
		3,755		3,755	(1)	投資不動産
投資有価証券	214		9	205		その他の投資
従業員に対する長期貸付金	23	23				
繰延税金資産(投資その他の資産)	54	340	384	98	(f),(1)	繰延税金資産
その他(投資その他の資産)	140	15		155		その他の非流動資産
貸倒引当金(投資その他の資産)	8	8			(1)	
固定資産合計	46,879	340	4,392	50,931		非流動資産合計
資産合計	90,114	996	4,347	93,465		資産合計

日本基準表示科目	日本基準	表示組替 び	認識及 測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債						負債
流動負債						流動負債
買掛金	1,718			1,718		営業債務及びその他の債務
短期借入金	2,166			2,166		借入金
未払法人税等	1,019		120	1,139	(e), (l)	未払法人所得税等
未払費用	844			1,789		その他の流動負債
賞与引当金	221					
その他	683		41		(g)	
繰延税金負債	2	2				
流動負債合計	6,653	2	161	6,812		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	37,093			37,093		借入金
退職給付引当金	1,726		102	2,214	(h)	退職給付に係る負債
役員退職慰労引当金	386					
繰延税金負債	2,992	995	787	2,784	(f), (l)	繰延税金負債
その他	1,673		282	1,955	(i)	その他の非流動負債
固定負債合計	43,870	995	1,171	44,046		非流動負債合計
負債合計	50,523	997	1,332	50,858		負債合計
資本の部						資本
資本金	15,824			15,824		資本金
資本剰余金	15,010		8	15,002		資本剰余金
評価換算差額等	426	0	43	383	(f), (j)	その他の資本の構成要素
利益剰余金	9,169		2,981	12,150	(k)	利益剰余金
新株予約権	0	0				
合計	39,577		3,016	42,593		親会社の所有者に帰属する 持分
少数株主持分	14		0	14		非支配持分
純資産合計	39,591		3,016	42,607		資本合計
負債及び資本合計	90,114	997	4,348	93,465		負債及び資本合計

資本に対する調整に関する注記（2013年12月31日）

- (a) 営業債権及びその他の債権に対する調整
当社グループでは、一部の物品販売取引について出荷時点で収益を認識しておりましたが、IFRSでは物品の引渡時点で収益を認識しております。
- (b) たな卸資産に対する調整
当社グループは、日本基準の下で、一部子会社のたな卸資産の取得原価は売価還元法を使用して測定しておりましたが、IFRSでは、当該子会社は総平均法に基づいて取得原価を測定する会計方針を採用しております。
また、IFRS適用により発生した調整金額の一部をたな卸資産に配賦しております。
加えて、IFRSでは物品の引渡時点で収益を認識していることにより、たな卸資産が増減しております。
- (c) 有形固定資産に対する調整
当社グループは、日本基準の下で、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。
また、日本基準における有形固定資産の減価償却は主に税法基準と同様の方法によっており、残存価額及び耐用年数を税法の規定に基づき考慮しておりますが、IFRSでは一部の有形固定資産に対する残存価額及び耐用年数を見直し減価償却を行っております。
- (d) のれんに対する調整
日本基準においては、のれんはその効果の及び期間を見積り、当該期間で償却することとしておりましたが、IFRSでは移行日以降償却されないため、販売費及び一般管理費が減少しております。
- (e) のれん、未払法人税等に対する調整
日本基準の下では、暫定的な会計処理の確定又は見直しによる取得原価の配分額の見直し、企業結合日が属する連結会計年度の翌連結会計年度に発生した場合、翌連結会計年度に当該修正による損益影響額を計上しております。IFRSでは、企業結合日が属する連結会計年度にのれんの金額等を修正再表示しております。
- (f) 繰延税金資産及び負債に対する調整
繰延税金資産の回収可能性を再検討したことにより、繰延税金資産が増減しております。
また、日本基準の下では、未実現利益の消去を売り手の税率を使用しておりましたが、IFRSでは、買い手の税率を使用しております。加えて、連結財政状態計算表上の他の項目の調整に伴う一時差異の変動により、繰延税金資産及び負債が増減しております。
- (g) 未消化の有給休暇に対する調整
当社グループは、日本基準の下では会計処理が求められていなかった未消化の有給休暇について、IFRSにおいて負債計上を行っております。
- (h) 従業員退職給付に対する調整
当社グループは、日本基準の下で、数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生時の翌年度から費用処理することとしておりました。IFRSでは、数理計算上の差異は発生時に、その他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。退職給付債務の計算について、IFRSの規定に基づいた再計算を行っており、退職給付債務の期間配分方法等により生じた差異について、利益剰余金に調整が反映されております。また、従前米国会計基準を適用していた海外子会社において純資産の部に計上されていた、退職給付における数理計算上の差異については、IFRSでは利益剰余金に振り替えております。
- (i) 金利スワップの特例処理に対する調整
当社グループは、日本基準の下で、特定の金利スワップについて特例処理を実施しておりました。IFRSでは特例処理は認められないため、原則処理による調整を行っております。
- (j) その他の資本の構成要素に対する調整
IFRSでは金利スワップを原則処理に変更することにより、繰延ヘッジ損益が増減しております。
また、海外子会社のIFRS調整により在外営業活動体の為替換算差額が増減しております。

(k) 利益剰余金に対する調整

利益剰余金の認識及び測定の違い調整の主な項目は以下のとおりであります。なお、以下の金額は、関連する税効果を調整後の金額であり、連結財政状態計算書上の残高への影響額を記載した参照先の注記項目の合計額は必ずしも一致しません。

	2013年12月31日
	百万円
有形固定資産に対する調整	1,397
のれんに対する調整	1,631
従業員退職給付に関する調整	245
繰延税金資産及び負債に対する調整	289
その他	91
合計	2,981

(1) 表示組替

当社グループは、上記の他、IFRSの規定に準拠するために表示組替を行っており、主なものは以下のとおりであります。

- ・日本基準において、その他（流動資産）に含めていた未収入金を、IFRSでは営業債権及びその他の債権に含めて表示しております。

- ・日本基準において、区分掲記していた貸倒引当金（流動資産）を、IFRSでは営業債権及びその他の債権に含めて表示しております。

- ・日本基準において、有形固定資産に含めて表示していた投資不動産を、IFRSでは区分掲記して表示しております。

- ・日本基準において、流動項目として区分掲記していた繰延税金資産及び負債は、IFRSでは全額を非流動項目として表示しております。

また、IFRS適用により生じた繰延税金資産及び負債を相殺して表示しております。

- ・日本基準において、区分掲記していた貸倒引当金（投資その他の資産）を、IFRSではその他の非流動資産に含めて表示しております。

- ・その他IFRSにおいて規定されている定義及び計上要件等に基づき、一部組替を行っております。

前連結会計年度（自 2013年1月1日 至 2013年12月31日）（直近の日本基準の連結財務諸表作成年度）に係る連結純損益及び連結包括利益に対する調整

（単位：百万円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及 測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
連結損益計算書						
売上高	30,227	9	30	30,248	(a), (h)	売上収益
売上原価	22,113	3	72	22,038	(b)	売上原価
売上総利益	8,114	6	102	8,210		売上総利益
販売費及び一般管理費	4,490	78	1,630	2,938	(c), (h)	販売費及び一般管理費
		190	2	188	(h)	その他の収益
		52	13	65	(h)	その他の費用
営業利益	3,624	54	1,717	5,395		営業利益
営業外収益	971	971			(h)	
営業外費用	656	656			(h)	
特別利益	90	90			(h)	
特別損失	9	9			(h)	
		868		868	(h)	金融収益
		526		526	(h)	金融費用
税金等調整前当期純利益	4,020		1,717	5,737		税引前当期利益
法人税、住民税及び事業税	2,017		63	2,080	(d)	法人所得税費用
法人税等調整額						
少数株主損益調整前当期純利益	2,003		1,654	3,657		当期利益
連結包括利益計算書						
その他の包括利益						その他の包括利益
為替換算調整勘定	4,915		72	4,843	(e)	在外営業活動体の為替換算差額
その他有価証券評価差額金	6		8	2		売却可能金融資産の公正価値の変動
繰延ヘッジ損益	81		50	131	(f)	キャッシュ・フロー・ヘッジ
在外連結子会社の退職給付に係る調整額	8		25	33	(g)	確定給付制度の再測定
その他の包括利益 合計	5,010		5	5,005		税引後その他の包括利益
包括利益	7,013		1,649	8,662		当期包括利益

包括利益の調整に関する注記

(a) 売上収益に対する調整

当社グループでは、一部の物品販売取引について出荷時点で収益を認識しておりましたが、IFRSでは物品の引渡時点で収益を認識しております。

(b) 売上原価に対する調整

日本基準の下で、一部子会社のたな卸資産の取得原価は売価還元法を使用して測定しておりましたが、IFRSでは、当該子会社は総平均法に基づいて取得原価を測定する会計方針を採用しております。当社グループは、日本基準の下で、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。また、日本基準における有形固定資産の減価償却は主に税法基準と同様の方法によっており、残存価額及び耐用年数を税法の規定に基づき考慮しておりますが、IFRSでは一部の有形固定資産に対する残存価額及び耐用年数を見直し減価償却を行っております。

(c) 販売費及び一般管理費に対する調整

日本基準の下で、のれんはその効果の及び期間を見積り、当該期間で償却することとしておりましたが、IFRSでは移行日以降償却されないため、販売費及び一般管理費が減少しております。

(d) 法人所得税費用に関する調整

連結財政状態計算書上の他の項目の調整に伴う一時差異の変動により、法人所得税費用が増減しております。

(e) 在外営業活動体の為替換算差額に関する調整

海外子会社のIFRS調整により在外営業活動体の為替換算差額が増減しております。

(f) 繰延ヘッジ損益に関する調整

IFRSでは金利スワップを原則処理に変更することにより、繰延ヘッジ損益が増減しております。

(g) 確定給付負債（資産）の純額の再測定

当社グループは、日本基準の下で、数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理することとしておりました。IFRSでは、数理計算上の差異は発生時に、その他の包括利益で認識しております。

(h) 表示組替

日本基準の下で、売上割引は営業外費用に表示しておりましたが、IFRSでは売上収益より控除して表示しております。

当社グループは、日本基準の下で、営業外収益、営業外費用、特別利益及び特別損失に表示していた項目について、IFRSでは財務関連項目を金融収益又は金融費用に、それ以外の項目を、その他の収益、その他の費用又は販売費及び一般管理費等に表示しております。

前連結会計年度（自 2013年1月1日 至 2013年12月31日）（直近の日本基準の連結財務諸表作成年度）に係る連結キャッシュ・フローに対する調整

日本基準に基づく連結キャッシュ・フロー計算書とIFRSに基づく連結キャッシュ・フロー計算書に重要な差異はありません。

【要約四半期連結財務諸表注記】

1．報告企業

(株)ツバキ・ナカシマ（「当社」）は日本国に所在する企業であります。当社の登録事業所の住所は奈良県葛城市尺土19番地であります。当社の要約四半期連結財務諸表は2015年9月30日を期末日とし、当社及び子会社（当社及び子会社を合わせて「当社グループ」とし、またそれぞれを「グループ企業」とします）により構成されます。当社グループは、主な事業として、精密球（ボールビジネス）、ボールねじ及び送風機（リニアビジネス）の製造販売を行っております。

2．作成の基礎

(1) 準拠している旨の記載

当社は「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第1条の2第1項第2号に掲げる「特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、当社の要約四半期連結財務諸表はIAS第34号に準拠して作成しております。従って、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の当社の連結財務諸表とあわせて利用されるべきものであります。

要約四半期連結財務諸表は、2015年11月6日において最高経営責任者である取締役兼代表執行役CEO高宮勉及び最高財務責任者である取締役兼専務執行役CF0小原シェキールによって公表の承認がなされております。

(2) 測定の基礎

要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定される資産・負債を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

要約四半期連結財務諸表は当社の機能通貨である円で表示しております。円で表示しているすべての財務情報は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(4) 見積り及び判断の利用

この要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り、仮定を行うことが義務付けられております。実際の実績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの会計方針の適用及び見積りの不確実性の主な原因について経営陣が行った重要な判断は、前連結会計年度の連結財務諸表について行ったものと同じであります。

(5) 公正価値の測定

当社グループの会計方針及び開示規定の多くを遵守するためには、金融資産・負債及び非金融資産・負債の両方について公正価値を算定することが必要であります。

当社グループは、資産又は負債の公正価値を測定する際に、入手可能な限り市場の観察可能なデータを用いております。公正価値は、用いられる評価技法へのインプットに基づいて、以下の3つのレベルに区分されております。

- ・レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）
- ・レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接的（すなわち、価格で）又は間接的に（すなわち、価格を用いて）観察可能なもの
- ・レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産又は負債に関するインプット（観察可能でないインプット）

資産又は負債の公正価値の測定に用いられるインプットが、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルに区分される可能性がある場合、その公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルのインプットと同一の公正価値ヒエラルキーのレベルにその公正価値測定全体を区分しております。

当社グループは公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えを、その振替えが発生した報告期間の末尾に認識しております。

公正価値を測定する際の仮定に関する詳細な情報は、注記9、「金融商品」に含まれております。

3. 重要な会計方針

当社の要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下の新たに適用する基準を除き前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第3四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積実効税率を基に算定しております。

新たに適用する基準書及び解釈指針

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IAS第19号	従業員給付	確定給付制度における従業員等による拠出に関する会計処理の改訂

この基準書の適用が、当社の要約四半期連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

4. 事業セグメント

(1) セグメント区分の基礎

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に製品・サービス別の事業部を置き、各事業部は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「ボールビジネス」、「リニアビジネス」及び「その他」の3つを報告セグメントとしております。

以下は、各報告セグメントの事業の説明であります。

「ボールビジネス」は、精密球の製造販売を行っております。「リニアビジネス」は、ボールねじ及び送風機を製造販売しております。「その他」は、不動産の賃貸等を行っております。

当社グループの最高経営責任者は各事業単位の内部管理報告を、少なくとも四半期ごとにレビューしております。

セグメント間の取引の価格は、独立第三者間取引における価格で決定されております。

(2) 報告セグメントに関する情報

前第3四半期連結累計期間（自 2014年1月1日 至 2014年9月30日）

（単位：百万円）

	ボール ビジネス	リニア ビジネス	その他	合計	調整額	要約四半期 連結財務諸表
売上収益						
外部収益	22,635	3,762	280	26,677		26,677
セグメント間収益			32	32	32	
連結収益合計	22,635	3,762	312	26,709	32	26,677
セグメント利益	3,241	415	270	3,926	3	3,923
金融収益						1,497
金融費用						514
税引前四半期利益						4,906

(注) セグメント利益の調整額には、セグメント間取引の消去、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

当第3四半期連結累計期間（自 2015年1月1日 至 2015年9月30日）

（単位：百万円）

	ボール ビジネス	リニア ビジネス	その他	合計	調整額	要約四半期 連結財務諸表
売上収益						
外部収益	25,256	4,229	282	29,767		29,767
セグメント間収益			32	32	32	
連結収益合計	25,256	4,229	314	29,799	32	29,767
セグメント利益	5,004	501	275	5,780	86	5,694
金融収益						46
金融費用						591
税引前四半期利益						5,149

（注） セグメント利益の調整額には、セグメント間取引の消去、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

前第3四半期連結会計期間（自 2014年7月1日 至 2014年9月30日）

（単位：百万円）

	ボール ビジネス	リニア ビジネス	その他	合計	調整額	要約四半期 連結財務諸表
売上収益						
外部収益	7,716	1,286	92	9,094		9,094
セグメント間収益			11	11	11	
連結収益合計	7,716	1,286	103	9,105	11	9,094
セグメント利益	237	135	86	458	1	457
金融収益						1,763
金融費用						111
税引前四半期利益						2,109

（注） セグメント利益の調整額には、セグメント間取引の消去、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

当第3四半期連結会計期間（自 2015年7月1日 至 2015年9月30日）

（単位：百万円）

	ボール ビジネス	リニア ビジネス	その他	合計	調整額	要約四半期 連結財務諸表
売上収益						
外部収益	8,200	1,334	93	9,627		9,627
セグメント間収益			11	11	11	
連結収益合計	8,200	1,334	104	9,638	11	9,627
セグメント利益	1,545	164	91	1,800	13	1,787
金融収益						13
金融費用						401
税引前四半期利益						1,399

（注） セグメント利益の調整額には、セグメント間取引の消去、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

5. たな卸資産

純損益として認識したたな卸資産の評価減の金額及び評価減の戻し入れ金額は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)
評価減の金額	575	590
評価減の戻し入れの金額	467	592

（単位：百万円）

	前第3四半期連結会計期間 (自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)
評価減の金額	574	588
評価減の戻し入れの金額	525	554

6. 有形固定資産

前第3四半期連結累計期間（自 2014年1月1日 至 2014年9月30日）

有形固定資産の取得及び除売却の金額はそれぞれ644百万円、111百万円であります。

決算日以降の有形固定資産の取得に係る重要なコミットメントはありません。

当第3四半期連結累計期間（自 2015年1月1日 至 2015年9月30日）

有形固定資産の取得及び除売却の金額はそれぞれ552百万円、17百万円であります。

決算日以降の有形固定資産の取得に係る重要なコミットメントはありません。

前第3四半期連結会計期間（自 2014年7月1日 至 2014年9月30日）

有形固定資産の取得及び除売却の金額はそれぞれ398百万円、18百万円であります。

決算日以降の有形固定資産の取得に係る重要なコミットメントはありません。

当第3四半期連結会計期間（自 2015年7月1日 至 2015年9月30日）

有形固定資産の取得及び除売却の金額はそれぞれ193百万円、6百万円であります。

決算日以降の有形固定資産の取得に係る重要なコミットメントはありません。

7. 法人所得税及び繰延税金資産・繰延税金負債

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.8%から2016年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%に、2017年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.5%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が189百万円減少し、法人所得税費用が209百万円減少しております。

8.1 株当たり利益

	前第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益	3,157百万円	3,812百万円
希薄化後四半期利益	百万円	百万円
発行済普通株式の期中平均株式数	39,138,300株	39,221,300株
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いられた普通株式の加重平均株式数	株	株
基本的1株当たり四半期利益	80.65円	97.21円
希薄化後1株当たり四半期利益	円	円

(注) 基本的1株当たり四半期利益は、親会社の普通株主に帰属する四半期利益を、四半期連結累計期間中の発行済普通株式の期中平均株式数により除して算出しております。

	前第3四半期連結会計期間 (自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益	1,150百万円	937百万円
希薄化後四半期利益	百万円	百万円
発行済普通株式の期中平均株式数	39,138,300株	39,221,300株
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いられた普通株式の加重平均株式数	株	株
基本的1株当たり四半期利益	29.36円	23.90円
希薄化後1株当たり四半期利益	円	円

(注) 基本的1株当たり四半期利益は、親会社の普通株主に帰属する四半期利益を、四半期連結会計期間中の発行済普通株式の期中平均株式数により除して算出しております。

9. 金融商品

(1) 会計上の分類及び公正価値

以下の表では、金融資産及び金融負債の帳簿価額及び公正価値、並びにそれらの公正価値ヒエラルキーのレベルを示しております。公正価値で測定されていない金融資産又は金融負債の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目の公正価値に関する情報は、この表には含まれておりません。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (2014年12月31日)	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の投資					
売却可能金融資産	222	202		20	222
合計	222	202		20	222
借入金(1年内返済予定含む)	39,265		39,921		39,921
その他の非流動負債					
ヘッジに使用される金利スワップ	331		331		331
合計	39,596		40,252		40,252

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間末 (2015年9月30日)	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の投資					
売却可能金融資産	205	185		20	205
合計	205	185		20	205
借入金(1年内返済予定含む)	39,124		39,790		39,790
その他の非流動負債					
ヘッジに使用される金利スワップ	307		307		307
合計	39,431		40,097		40,097

(2) 公正価値の測定

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

売却可能金融資産

市場性のある金融商品については、市場価格を用いて公正価値を見積もっております。市場価格が存在しない場合には、類似上場会社比較法により公正価値を見積もっております。

デリバティブ負債

デリバティブ負債については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき見積もっております。

営業債務及びその他の債務

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

10. 関連当事者

当社グループは以下の関連当事者取引を行っております。

(1) 主要な経営幹部に対する報酬

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年9月30日)
報酬	227	197

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2015年7月1日 至 2015年9月30日)
報酬	62	69

(2) 関連当事者との取引

前第3四半期連結累計期間（自 2014年1月1日 至 2014年9月30日）

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 2015年1月1日 至 2015年9月30日）

該当事項はありません。

前第3四半期連結会計期間（自 2014年7月1日 至 2014年9月30日）

該当事項はありません。

当第3四半期連結会計期間（自 2015年7月1日 至 2015年9月30日）

該当事項はありません。

11. 後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2013年12月31日)	当事業年度 (2014年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,939	3,847
受取手形	3 1,342	3 1,248
電子記録債権	3 604	3 1,805
売掛金	4,774	4,662
商品及び製品	3,874	3,400
仕掛品	2,315	2,335
原材料及び貯蔵品	823	697
前渡金	2	5
前払費用	19	22
繰延税金資産	160	182
短期貸付金	1 2,736	1 1,733
その他	140	254
流動資産合計	23,734	20,196
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,832	4,739
減価償却累計額	4,101	4,035
建物（純額）	731	703
構築物	554	554
減価償却累計額	489	496
構築物（純額）	65	57
機械及び装置	19,049	19,009
減価償却累計額	17,704	17,845
機械及び装置（純額）	1,345	1,163
車両運搬具	114	113
減価償却累計額	105	103
車両運搬具（純額）	8	10
工具、器具及び備品	1,418	1,426
減価償却累計額	1,331	1,349
工具、器具及び備品（純額）	87	77
土地	6,775	6,775
建設仮勘定	170	91
有形固定資産合計	9,184	8,880
無形固定資産		
のれん	2 20,901	2 19,324
ソフトウェア	12	14
その他	4	10
無形固定資産合計	20,918	19,349

(単位:百万円)

	前事業年度 (2013年12月31日)	当事業年度 (2014年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	157	164
関係会社株式	22,148	22,148
出資金	0	0
従業員に対する長期貸付金	16	12
関係会社長期貸付金	4,000	1,700
破産更生債権等	8	8
長期前払費用	6	0
その他	7	23
貸倒引当金	8	8
投資その他の資産合計	26,336	24,049
固定資産合計	56,439	52,279
資産合計	80,174	72,476

(単位：百万円)

	前事業年度 (2013年12月31日)	当事業年度 (2014年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	667	1,040
短期借入金	1 3,155	1 155
未払金	189	226
未払費用	400	405
未払法人税等	831	593
前受金	32	45
預り金	34	35
賞与引当金	145	180
その他	97	71
流動負債合計	5,554	2,753
固定負債		
長期借入金	37,092	39,108
長期預り保証金	300	300
繰延税金負債	1,846	1,735
役員退職慰労引当金	383	47
退職給付引当金	1,576	1,864
その他	449	331
固定負債合計	41,649	43,387
負債合計	47,203	46,141
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,824	15,884
資本剰余金		
資本準備金	14,095	9,155
その他資本剰余金	914	914
資本剰余金合計	15,009	10,070
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,429	708
利益剰余金合計	2,429	708
株主資本合計	33,263	26,663
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4	0
繰延ヘッジ損益	289	327
評価・換算差額等合計	293	328
新株予約権	0	0
純資産合計	32,970	26,334
負債純資産合計	80,174	72,476

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当事業年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
売上高		
製品売上高	11,472	12,761
商品売上高	3,889	4,394
賃貸収入	396	396
売上高合計	15,758	17,551
売上原価		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	2,243	2,097
当期製品製造原価	4 8,351	9,426
合計	10,594	11,524
製品他勘定振替高	2 9	2 32
製品期末たな卸高	2,097	1,899
製品売上原価	3 8,486	9,592
商品売上原価		
商品期首たな卸高	1,648	1,776
当期商品仕入高	1 3,009	1 3,241
合計	4,658	5,017
商品他勘定振替高	2 1	2 0
商品期末たな卸高	1,776	1,500
商品売上原価	3 2,880	3,516
賃貸原価	35	36
売上原価合計	11,402	13,145
売上総利益	4,356	4,406
販売費及び一般管理費		
販売手数料	93	181
荷造運搬費	351	392
役員報酬	101	84
従業員給料及び賞与	245	277
賞与引当金繰入額	25	35
退職給付費用	16	20
役員退職慰労引当金繰入額	23	4
減価償却費	6	6
支払手数料	151	197
のれん償却額	1,577	1,577
その他	168	200
販売費及び一般管理費合計	4 2,761	2,977
営業利益	1,594	1,429
営業外収益		
受取利息	58	53
受取配当金	1 3	1 1,904
仕入割引	3	1
為替差益	676	118
受取手数料	25	27
スクラップ売却益	25	27
その他	17	12
営業外収益合計	808	2,145

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当事業年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
営業外費用		
支払利息	531	484
売上割引	9	7
支払手数料		142
その他	1	13
営業外費用合計	542	648
経常利益	1,861	2,926
特別利益		
固定資産売却益	5 0	5 0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産処分損	6 3	6 9
投資有価証券売却損	2	
課徴金		7 1,324
特別損失合計	5	1,333
税引前当期純利益	1,855	1,592
法人税、住民税及び事業税	1,365	1,225
法人税等調整額	110	48
法人税等合計	1,255	1,177
当期純利益	600	415

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		3,474	42.5
労務費	1	2,075	25.4
経費	2	2,629	32.1
当期総製造費用		8,179	100.0
仕掛品期首たな卸高		2,509	
合計		10,688	
仕掛品期末たな卸高		2,315	
他勘定振替高	3	21	
当期製品製造原価		8,351	

- (注) 1 労務費のうち、賞与引当金繰入額は119百万円、退職給付費用は91百万円であります。
2 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)
外注加工費	565
消耗品費	555
電力費	488
減価償却費	436

- 3 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)
子会社への仕掛品払い出し	31
建設仮勘定	5
棚卸減耗費	19
その他	3
計	21

(原価計算の方法)

ボールビジネス部門では組別工程別総合原価計算、リニアビジネス部門では個別原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,824	14,095	914	15,009	1,829	1,829	32,662
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,824	14,095	914	15,009	1,829	1,829	32,662
当期変動額							
当期純利益					600	600	600
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計					600	600	600
当期末残高	15,824	14,095	914	15,009	2,429	2,429	33,263

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	5	186	191	0	32,471
会計方針の変更による累積的影響額		233	233		233
会計方針の変更を反映した当期首残高	5	420	425	0	32,237
当期変動額					
当期純利益					600
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1	131	132	0	132
当期変動額合計	1	131	132	0	733
当期末残高	4	289	293	0	32,970

当事業年度(自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,824	14,095	914	15,009	2,429	2,429	33,263
会計方針の変更による累積的影響額					136	136	136
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,824	14,095	914	15,009	2,293	2,293	33,127
当期変動額							
第三者割当増資	60	60		60			120
資本準備金の取崩		5,000	5,000				
剰余金の配当			5,000	5,000	1,999	1,999	6,999
当期純利益					415	415	415
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	60	4,939		4,939	1,584	1,584	6,464
当期末残高	15,884	9,155	914	10,070	708	708	26,663

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4	289	293	0	32,970
会計方針の変更による累積的影響額					136
会計方針の変更を反映した当期首残高	4	289	293	0	32,834
当期変動額					
第三者割当増資					120
資本準備金の取崩					
剰余金の配当					6,999
当期純利益					415
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3	38	35	0	35
当期変動額合計	3	38	35	0	6,499
当期末残高	0	327	328	0	26,334

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度(自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(1) 商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法(ボールビジネス部門)

個別法による原価法(リニアビジネス部門)

(2) 原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

機械及び装置 12年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 20年

ソフトウエア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

将来、支出が見込まれる役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づいて算定される期末要支給額を引当計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

b. ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建債権債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。また、外貨建取引について将来の為替リスクを回避するため、当社の内規であります「為替・金利変動リスク管理規程」に基づき為替予約取引を行う方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより有効性を評価しております。

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、2014年12月期における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(会計方針の変更)

従来、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を、振当処理の要件を満たす外貨建金銭債権債務に係る為替予約取引については振当処理を行っていましたが、2014年1月1日に開始する事業年度（翌事業年度）より、当社の「為替・金利変動リスク管理規程」を見直したことに伴い、デリバティブ取引が当社の財務諸表に与える影響を適切に反映させるため、繰延ヘッジ処理に変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度に繰延ヘッジ処理を適用しております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、繰延税金負債が97百万円、繰延ヘッジ損益が183百万円減少し、その他（固定負債）が281百万円増加しております。

当事業年度期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより株主資本等変動計算書の繰延ヘッジ損益の遡及適用後の期首残高は233百万円減少しております。

当事業年度の1株当たり純資産額は4.68円減少しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

当事業年度(自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(1) 商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法(ボールビジネス部門)

個別法による原価法(リニアビジネス部門)

(2) 原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

機械及び装置 12年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 20年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

将来、支出が見込まれる役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づいて算定される期末要支給額を引当計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

b. ヘッジ手段・・・為替予約取引・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債権債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。また、外貨建取引について将来の為替リスクを回避するため、当社の内規であります「為替・金利変動リスク管理規程」に基づき為替予約取引及び通貨スワップ取引を行う方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより有効性を評価しております。

(会計方針の変更)

従来、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を、振当処理の要件を満たす外貨建金銭債権債務に係る為替予約取引については振当処理を行ってまいりましたが、当事業年度より、当社の「為替・金利変動リスク管理規程」を見直したことに伴い、デリバティブ取引が当社の財務諸表に与える影響を適切に反映させるため、繰延ヘッジ処理に変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の貸借対照表は、繰延税金負債が97百万円、繰延ヘッジ損益が183百万円減少し、その他（固定負債）が281百万円増加しております。

前事業年度期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより株主資本等変動計算書の繰延ヘッジ損益の遡及適用後の期首残高は233百万円減少しております。

前事業年度の1株当たり純資産額は4.68円減少しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結財務諸表における会計処理方法と異なっております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)が2013年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度よりこれらの会計基準等を適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の繰越利益剰余金が136百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ14百万円減少しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額が、3.72円減少し、1株当たり当期純利益金額は、0.25円減少しております。

（表示方法の変更）

前事業年度（自 2013年1月1日 至 2013年12月31日）

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、2014年12月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

（貸借対照表関係）

2014年1月1日に開始する事業年度（翌事業年度）より、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、独立掲記することとしております。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「受取手形」に表示していた1,947百万円は、「受取手形」1,342百万円、「電子記録債権」604百万円として組み替えております。

当事業年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

（貸借対照表関係）

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「受取手形」に表示していた1,947百万円は、「受取手形」1,342百万円、「電子記録債権」604百万円として組み替えております。

（単体開示の簡素化の改正に伴い、注記要件が変更されたものに係る表示方法の変更）

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成26年3月26日内閣府令第19号）の施行に伴い、表示方法の変更を行っております。なお、同附則第2条第1項より、前事業年度の財務諸表の組替えを行っておりません。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第75条第2項に定める製造原価明細書については、同ただし書きにより、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第80条に定めるたな卸資産の帳簿価額の切り下げに関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

（会計上の見積りの変更）

前事業年度（自 2013年1月1日 至 2013年12月31日）

（有形固定資産の残存価額に対する見積りの変更）

当社は、有形固定資産の残存価額について見直しを行った結果、当事業年度より使用実態に基づき備忘価格（1円）まで償却する方法に変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度年度の減価償却費は178百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ117百万円減少しております。

当事業年度（自 2014年1月1日 至 2014年12月31日）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

1 関係会社に対する資産および負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2013年12月31日)	当事業年度 (2014年12月31日)
短期貸付金	2,730百万円	1,730百万円
短期借入金	1,000 "	"

2 のれん

	前事業年度 (2013年12月31日)	当事業年度 (2014年12月31日)
旧(株)ツバキ・ナカシマとの合併時に受け入れたものであります。	旧(株)ツバキ・ナカシマとの合併時に受け入れたものであります。	旧(株)ツバキ・ナカシマとの合併時に受け入れたものであります。

3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決算処理しております。

なお、前事業年度末日および当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2013年12月31日)	当事業年度 (2014年12月31日)
受取手形	179百万円	158百万円
電子記録債権	15 "	204 "

（損益計算書関係）

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当事業年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
受取配当金	百万円	1,900百万円

上記のほか、関係会社に対する営業費用のうち、商品、原材料の仕入高及び委託加工費の合計額（前事業年度3,697百万円、当事業年度6,309百万円）はそれぞれ売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の100分の20を超えております。

- 2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当事業年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
消耗工具器具備品費	3百万円	1百万円
部分品費	0 "	23 "
子会社への製品払い出し	3 "	7 "
その他	4 "	1 "

- 3 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
20百万円

- 4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
9百万円

- 5 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当事業年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
機械及び装置	0百万円	0百万円

- 6 固定資産処分損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当事業年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)
建物	2百万円	5百万円
機械及び装置	0 "	3 "
工具器具備品	0 "	0 "
その他		0 "
計	3百万円	9百万円

- 7 課徴金

	前事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	当事業年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)

当社は、鋼球等の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、2014年1月21日に公正取引委員会による立入調査を受け、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。2014年9月9日に同委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。その結果、当事業年度において課徴金1,324百万円を支払い、特別損失として計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2013年1月1日 至 2013年12月31日）

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（2013年12月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 22,148百万円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度（2014年12月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 22,148百万円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(2013年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産		34百万円
役員退職慰労引当金	133	〃
退職給付引当金		548 〃
賞与引当金		54 〃
未払費用		14 〃
未払事業税		57 〃
土地		148 〃
繰延ヘッジ損益		160 〃
その他		8 〃
繰延税金資産小計		1,160百万円
評価性引当額		289 〃
繰延税金資産合計		871百万円

繰延税金負債

土地及び建物	2,118	〃
圧縮記帳積立金	125	〃
子会社株式	310	〃
その他	3	〃
繰延税金負債合計	2,557	〃
繰延税金負債純額		1,686百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	37.2%
(調整)	
のれん償却額	31.6%
評価性引当額の増減	1.3%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.6%

当事業年度(2014年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産	51百万円
役員退職慰労引当金	16 "
退職給付引当金	647 "
賞与引当金	62 "
未払費用	15 "
未払事業税	44 "
土地	148 "
繰延ヘッジ損益	174 "
その他	18 "
繰延税金資産小計	1,180百万円
評価性引当額	173 "
繰延税金資産合計	1,007百万円

繰延税金負債

土地及び建物	2,124 "
圧縮記帳積立金	119 "
子会社株式	310 "
その他	5 "
繰延税金負債合計	2,559 "
繰延税金負債純額	1,552百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.4%
(調整)	
受取配当金益金不算入	42.3%
のれん償却額	35.1%
課徴金	29.4%
国外移転所得	24.4%
評価性引当額の増減	7.3%
税額控除	1.7%
実効税率変更差異	0.8%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	73.9%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が2014年3月31日に公布され、2014年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2015年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の37.2%から34.8%に変更されております。この結果、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が12百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が12百万円増加しております。

4．決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.8%から2016年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%に、2017年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.5%に変更されております。

この変更を勘案して当事業年度における一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が149百万円、法人税等調整額が166百万円、繰延ヘッジ損益が16百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が0百万円増加いたします。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
1株当たり純資産額	842.41円
1株当たり当期純利益金額	15.35円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益(百万円)	600
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る当期純利益(百万円)	600
普通株式の期中平均株式数(株)	39,138,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数2,946,000株)

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2013年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	32,970
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	0
(うち新株予約権)(百万円)	(0)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	32,970
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	39,138,300

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】(2014年12月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期 首残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期 末残高	減価償却 累計額
有形固定資産						
建物	4,832	32	125	55	4,739	4,035
構築物	554			7	554	496
機械及び装置	19,049	144	184	303	19,009	17,845
車両運搬具	114	5	6	3	113	103
工具、器具及び備品	1,418	18	10	28	1,426	1,349
土地	6,775				6,775	
建設仮勘定	170	150	229		91	
有形固定資産計	32,916	351	556	397	32,711	23,831
無形固定資産						
のれん	31,024			1,577	31,024	11,699
ソフトウェア	83	6	56	4	34	20
その他	4	10	4		10	
無形固定資産計	31,112	17	60	1,582	31,069	11,719
長期前払費用	13	0		6	13	13

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

機械及び装置	郡山工場	雄ねじねじ溝研削盤 2 台	80百万円
建物	郡山工場	東工場エアコン 6 台	20百万円
機械及び装置	郡山工場	雌ねじねじ溝研削盤OH 1 台	12百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	郡山工場	東工場エアコン一式廃却	122百万円
機械及び装置	郡山工場	雌ねじねじ溝研削盤 1 台売却	79百万円
機械及び装置	葛城工場	縦型単軸CNC旋盤 1 台売却	24百万円
機械及び装置	葛城工場	D工場最終工程搬送設備 1 台廃却	13百万円

【引当金明細表】

（単位：百万円）

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	8			8
賞与引当金	145	180	145	180
役員退職慰労引当金	383	14	351	47

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2014年12月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告による。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 電子公告URL http://www.tsubaki.com/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、連動子会社の財務諸表はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2014年12月24日	2013年9月30日	2013年9月30日
種類	普通株式	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	83,000株	普通株式 126,000株	普通株式 320,000株
発行価格	1,450円(注)4	1,026円(注)5	1,026円(注)5
資本組入額	725円	513円	513円
発行価額の総額	120,350,000円	129,276,000円	328,320,000円
資本組入額の総額	60,175,000円	64,638,000円	164,160,000円
発行方法	有償第三者割当	2013年8月20日開催の株主総会において会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づく新株予約権付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2013年8月20日開催の株主総会において会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づく新株予約権付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2		

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2014年9月30日	2014年9月30日	2014年10月9日
種類	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 90,500株	普通株式 51,500株	普通株式 185,000株
発行価格	1,163円(注)5	1,163円(注)5	1,163円(注)5
資本組入額	582円	582円	582円
発行価額の総額	105,251,500円	59,894,500円	215,155,000円
資本組入額の総額	52,671,000円	29,973,000円	107,670,000円
発行方法	2014年8月15日開催の株主総会において会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づく新株予約権付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2014年8月15日開催の株主総会において会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づく新株予約権付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2014年10月1日開催の株主総会において会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づく新株予約権付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3	(注)3

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2014年10月9日	2014年11月13日	2014年11月13日
種類	第14回新株予約権 (ストック・オプション)	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第16回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 51,500株	普通株式 35,000株	普通株式 103,000株
発行価格	1,163円(注)5	1,163円(注)5	1,163円(注)5
資本組入額	582円	582円	582円
発行価額の総額	59,894,500円	40,705,000円	119,789,000円
資本組入額の総額	29,973,000円	20,370,000円	59,946,000円
発行方法	2014年10月1日開催の株主総会において会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づく新株予約権付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2014年11月3日開催の株主総会において会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づく新株予約権付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2014年11月3日開催の株主総会において会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づく新株予約権付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2014年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下、「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 事業資金の一部調達を目的としたもので、発行価格は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 5. 発行価格は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権												
行使時の払込金額	1株につき1,026円												
行使期間	2015年10月1日から 2023年8月30日まで												
行使の条件	<p>(1) ベスティング 当社は、新株予約権者に発行する第9回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。 新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。 新株予約権者が当社の執行役員及び当社の使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ベスティング回数</th> <th>1回目</th> <th>2回目</th> <th>3回目</th> <th>4回目</th> <th>5回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベスティング割合</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ベスティング日(1回目) 2014年6月30日 ベスティング日(2回目) 2015年6月30日 ベスティング日(3回目) 2016年6月30日 ベスティング日(4回目) 2017年6月30日 ベスティング日(5回目) 2018年6月30日</p> <p>(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。</p> <p>(2) 新株予約権者は、2013年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(3) 新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(4) 新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(5) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。</p> <p>(6) 新株予約権の質入等の処分は認めない。</p>	ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%
ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目								
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%								
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。												

(注) 退職等により当社従業員1名42,000株分の権利が喪失しております。

項目	新株予約権												
行使時の払込金額	1株につき1,026円												
行使期間	2015年10月1日から 2023年8月19日まで												
行使の条件	<p>(1)ベスティング</p> <p>当社は、新株予約権者に発行する第10回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。</p> <p>新株予約権者の当社及び当社の子会社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。</p> <p>新株予約権者が当社の使用人及び当社の子会社の取締役、使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ベスティング回数</th> <th>1回目</th> <th>2回目</th> <th>3回目</th> <th>4回目</th> <th>5回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベスティング割合</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ベスティング日(1回目) 2014年6月30日 ベスティング日(2回目) 2015年6月30日 ベスティング日(3回目) 2016年6月30日 ベスティング日(4回目) 2017年6月30日 ベスティング日(5回目) 2018年6月30日</p> <p>(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。</p> <p>(2)新株予約権者は、2013年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(3)新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(4)新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(5)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。</p> <p>(6)新株予約権の質入等の処分は認めない。</p>	ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%
ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目								
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%								
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。												

(注) 退職等により当社従業員1名58,000株分の権利が喪失しております。

項目	新株予約権												
行使時の払込金額	1株につき1,163円												
行使期間	2016年10月1日から 2024年8月30日まで												
行使の条件	<p>(1)ベスティング</p> <p>当社は、新株予約権者に発行する第11回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。</p> <p>新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。</p> <p>新株予約権者が当社の執行役員及び当社の使用人の地位も失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ベスティング回数</th> <th>1回目</th> <th>2回目</th> <th>3回目</th> <th>4回目</th> <th>5回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベスティング割合</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日 ベスティング日(2回目) 2016年6月30日 ベスティング日(3回目) 2017年6月30日 ベスティング日(4回目) 2018年6月30日 ベスティング日(5回目) 2019年6月30日</p> <p>(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。</p> <p>(2)新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(3)新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(4)新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(5)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。</p> <p>(6)新株予約権の質入等の処分は認めない。</p>	ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%
ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目								
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%								
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。												

項目	新株予約権												
行使時の払込金額	1株につき1,163円												
行使期間	2016年10月1日から 2024年8月19日まで												
行使の条件	<p>(1)ベスティング</p> <p>当社は、新株予約権者に発行する第12回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。</p> <p>新株予約権者の当社及び当社の子会社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。</p> <p>新株予約権者が当社の使用人及び当社の子会社の取締役、使用人の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>ベスティング回数</td> <td>1回目</td> <td>2回目</td> <td>3回目</td> <td>4回目</td> <td>5回目</td> </tr> <tr> <td>ベスティング割合</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> </table> <p>(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日 ベスティング日(2回目) 2016年6月30日 ベスティング日(3回目) 2017年6月30日 ベスティング日(4回目) 2018年6月30日 ベスティング日(5回目) 2019年6月30日</p> <p>(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。</p> <p>(2)新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(3)新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(4)新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(5)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。</p> <p>(6)新株予約権の質入等の処分は認めない。</p>	ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%
ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目								
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%								
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。												

項目	新株予約権												
行使時の払込金額	1株につき1,163円												
行使期間	2016年10月10日から 2024年8月30日まで												
行使の条件	<p>(1)ベスティング</p> <p>当社は、新株予約権者に発行する第13回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。</p> <p>新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。</p> <p>新株予約権者が当社の取締役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ベスティング回数</th> <th>1回目</th> <th>2回目</th> <th>3回目</th> <th>4回目</th> <th>5回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベスティング割合</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日 ベスティング日(2回目) 2016年6月30日 ベスティング日(3回目) 2017年6月30日 ベスティング日(4回目) 2018年6月30日 ベスティング日(5回目) 2019年6月30日</p> <p>(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。</p> <p>(2)新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(3)新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(4)新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(5)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。</p> <p>(6)新株予約権の質入等の処分は認めない。</p>	ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%
ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目								
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%								
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。												

項目	新株予約権												
行使時の払込金額	1株につき1,163円												
行使期間	2016年10月10日から 2024年8月30日まで												
行使の条件	<p>(1)ベスティング</p> <p>当社は、新株予約権者に発行する第14回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。</p> <p>新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。</p> <p>新株予約権者が当社の取締役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ベスティング回数</th> <th>1回目</th> <th>2回目</th> <th>3回目</th> <th>4回目</th> <th>5回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベスティング割合</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日 ベスティング日(2回目) 2016年6月30日 ベスティング日(3回目) 2017年6月30日 ベスティング日(4回目) 2018年6月30日 ベスティング日(5回目) 2019年6月30日</p> <p>(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。</p> <p>(2)新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(3)新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(4)新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(5)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。</p> <p>(6)新株予約権の質入等の処分は認めない。</p>	ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%
ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目								
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%								
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。												

項目	新株予約権												
行使時の払込金額	1株につき1,163円												
行使期間	2016年11月14日から 2024年10月20日まで												
行使の条件	<p>(1)ベスティング</p> <p>当社は、新株予約権者に発行する第15回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。</p> <p>新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。</p> <p>新株予約権者が当社の執行役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ベスティング回数</th> <th>1回目</th> <th>2回目</th> <th>3回目</th> <th>4回目</th> <th>5回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベスティング割合</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日 ベスティング日(2回目) 2016年6月30日 ベスティング日(3回目) 2017年6月30日 ベスティング日(4回目) 2018年6月30日 ベスティング日(5回目) 2019年6月30日</p> <p>(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。</p> <p>(2)新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(3)新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(4)新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(5)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。</p> <p>(6)新株予約権の質入等の処分は認めない。</p>	ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%
ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目								
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%								
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。												

項目	新株予約権												
行使時の払込金額	1株につき1,163円												
行使期間	2016年11月14日から 2024年10月20日まで												
行使の条件	<p>(1)ベスティング</p> <p>当社は、新株予約権者に発行する第16回新株予約権について、経過年数に応じて下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、以下の事由に該当する場合は、ベスティングの割合は以下のとおり変更されるものとする。</p> <p>新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合その合理的な理由がある場合には、当該時点以降のベスティング割合は、下記記載の割合を下回る割合で、当社の取締役会においてその合理的な判断により決定した割合とする。</p> <p>新株予約権者が当社の執行役の地位を失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティングは終了するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ベスティング回数</th> <th>1回目</th> <th>2回目</th> <th>3回目</th> <th>4回目</th> <th>5回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベスティング割合</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ベスティング日(1回目) 2015年6月30日 ベスティング日(2回目) 2016年6月30日 ベスティング日(3回目) 2017年6月30日 ベスティング日(4回目) 2018年6月30日 ベスティング日(5回目) 2019年6月30日</p> <p>(注2) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1株未満の端数はこれを切り捨てる。</p> <p>(2)新株予約権者は、2014年6月30日現在において当社議決権株式の過半数を保有する株主及びそのグループ会社（以下、「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対し、その保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、グループ主要株主等が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下、「譲渡請求権」という。）を行使した場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(3)新株予約権者は、グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、譲渡請求権が行使されず、かつ当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合は、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(4)新株予約権者は、当社の株式が国内等（海外含む。）のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(5)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（ただし、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、かつベスティング済のものに限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。</p> <p>(6)新株予約権の質入等の処分は認めない。</p>	ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%
ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目								
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%								
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。												

2 【取得者の概況】

2014年11月3日開催の臨時株主総会決議及び2014年12月12日開催の取締役会決議に基づく株式の発行
株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高宮 勉	東京都府中市	会社役員	25,000	36,250,000 (1,450)	特別利害関係者等 (当社取締役兼代表執行役)
張 立	東京都江東区	会社役員	20,000	29,000,000 (1,450)	特別利害関係者等 (当社執行役)
小原 シェキール	兵庫県芦屋市	会社役員	17,000	24,650,000 (1,450)	特別利害関係者等 (当社執行役)
楢葉 徹雄	東京都世田谷区	会社役員	16,000	23,200,000 (1,450)	特別利害関係者等 (当社執行役)
廣田 浩治	横浜市南区	会社役員	5,000	7,250,000 (1,450)	特別利害関係者等 (当社執行役)

2013年8月20日開催の臨時株主総会決議及び2013年8月20日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行
新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
島田 一也	大阪府南河内郡太子町	会社役員	42,000	43,092,000 (1,026)	特別利害関係者等 (当社執行役)
土田 徹	奈良県奈良市	会社役員	42,000	43,092,000 (1,026)	特別利害関係者等 (当社子会社役員)

(注) 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2013年8月20日開催の臨時株主総会決議及び2013年8月20日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
吉田 和弘	奈良県奈良市	会社員	58,000	59,508,000 (1,026)	当社従業員
天池 哲忠	奈良県北葛城郡広 陵町	会社役員	18,000	18,468,000 (1,026)	特別利害関係者等 (当社子会社役員)
川崎 悦史	大阪府八尾市	会社役員	18,000	18,468,000 (1,026)	特別利害関係者等 (当社子会社役員)
福本 達司	岡山県津山市	会社員	15,000	15,390,000 (1,026)	当社子会社従業員
菊池 至	奈良県大和郡山市	会社員	10,000	10,260,000 (1,026)	当社従業員
米虫 俊之	名古屋市千種区	会社員	10,000	10,260,000 (1,026)	当社従業員
小藪 洋士	奈良県大和高田市	会社員	10,000	10,260,000 (1,026)	当社従業員
塩見 哲三	奈良県北葛城郡広 陵町	会社員	10,000	10,260,000 (1,026)	当社従業員
杉本 泰之	京都府相楽郡精華 町	会社役員	10,000	10,260,000 (1,026)	特別利害関係者等 (当社子会社役員)
炭井 泰次	奈良県天理市	会社員	10,000	10,260,000 (1,026)	当社従業員
平岡 勉	奈良県香芝市	会社員	10,000	10,260,000 (1,026)	当社従業員
三嶋 隆嗣	奈良県葛城市	会社員	10,000	10,260,000 (1,026)	当社従業員
大石 哲也	岡山県津山市	会社員	8,000	8,208,000 (1,026)	当社子会社従業員
山本 啓祐	岡山県津山市	会社員	8,000	8,208,000 (1,026)	当社子会社従業員
浅田 泰史	岡山県美作市	会社員	5,000	5,130,000 (1,026)	当社従業員
石川 健治	奈良県葛城市	会社員	5,000	5,130,000 (1,026)	当社従業員
加藤 重信	奈良県大和高田市	会社員	5,000	5,130,000 (1,026)	当社従業員
末廣 貴重	奈良県磯城郡田原 本町	会社役員	5,000	5,130,000 (1,026)	特別利害関係者等 (当社子会社役員)
関藤 哲	奈良県葛城市	会社員	5,000	5,130,000 (1,026)	当社従業員
高岡 浩之	奈良県橿原市	会社員	5,000	5,130,000 (1,026)	当社従業員
高山 和彦	大阪府富田林市	会社員	5,000	5,130,000 (1,026)	当社従業員
東條 和豊	奈良県吉野郡吉野 町	会社員	5,000	5,130,000 (1,026)	当社従業員
富士川 徹	兵庫県三田市	会社役員	5,000	5,130,000 (1,026)	特別利害関係者等 (当社子会社役員)
松山 博進	奈良県大和郡山市	会社員	5,000	5,130,000 (1,026)	当社従業員
米井 高廣	奈良県香芝市	会社員	5,000	5,130,000 (1,026)	当社従業員
佐桑 統	岡山県津山市	会社役員	2,000	2,052,000 (1,026)	特別利害関係者等 (当社子会社役員)

(注) 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2014年8月15日開催の臨時株主総会決議及び2014年8月20日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小原 シェキール	兵庫県芦屋市	会社員	48,500	56,405,500 (1,163)	当社従業員
茅原 和朗	奈良県大和高田市	会社役員	42,000	48,846,000 (1,163)	特別利害関係者等 (当社執行役、大株主上位10名)

(注) 小原シェキールは2014年10月1日付で当社専務執行役に就任し、2015年3月20日付で当社取締役兼専務執行役に就任いたしました。

2014年8月15日開催の臨時株主総会決議及び2014年8月20日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小原 シェキール	兵庫県芦屋市	会社員	51,500	59,894,500 (1,163)	当社従業員

(注) 小原シェキールは2014年10月1日付で当社専務執行役に就任し、2015年3月20日付で当社取締役兼専務執行役に就任いたしました。

2014年10月1日開催の臨時株主総会決議及び2014年10月1日の取締役会決議に基づく新株予約権割当

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高宮 勉	東京都府中市	会社役員	185,000	215,155,000 (1,163)	特別利害関係者等 (当社取締役兼代表執行役)

2014年10月1日開催の臨時株主総会決議及び2014年10月1日の取締役会決議に基づく新株予約権割当

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高宮 勉	東京都府中市	会社役員	51,500	59,894,500 (1,163)	特別利害関係者等 (当社取締役兼代表執行役)

2014年11月3日開催の臨時株主総会決議及び2014年11月3日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
榎葉 徹雄	東京都世田谷区	会社役員	34,500	40,123,500 (1,163)	特別利害関係者等 (当社執行役)
廣田 浩治	横浜市南区	会社役員	500	581,500 (1,163)	特別利害関係者等 (当社執行役)

2014年11月3日開催の臨時株主総会決議及び2014年11月3日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
榎葉 徹雄	東京都世田谷区	会社役員	51,500	59,894,500 (1,163)	特別利害関係者等 (当社執行役)
廣田 浩治	横浜市南区	会社役員	51,500	59,894,500 (1,163)	特別利害関係者等 (当社執行役)

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
CJP TN Holdings,L.P.	1	Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited,190 Elgin Avenue,George Town,Grand Cayman KY1- 9005,Cayman Islands	37,750,500	89.41
近藤 高規	1, 8	Telok Blangah Road, Singapore	1,664,800 (540,000)	3.94 (1.28)
山田 賢司	1, 2, 5	大阪市住之江区	430,000 (400,000)	1.02 (0.95)
酒井 秀行	1, 4, 5	奈良県香芝市	264,900 (250,000)	0.63 (0.59)
高宮 勉	1, 2	東京都府中市	261,500 (236,500)	0.62 (0.56)
ツバキ・ナカシマ 従業員持株会 理事長 植村 洋	1	奈良県葛城市尺土19番地	189,300	0.45
小原 シェキール	1, 3, 5	兵庫県芦屋市	117,000 (100,000)	0.28 (0.24)
津田 雅司	4, 5	Jalan Ulu Sembawang, Singapore	107,200 (100,000)	0.25 (0.24)
島田 一也	4, 5	大阪府南河内郡太子町	105,900 (100,000)	0.25 (0.24)
茅原 和朗	4	奈良県大和高田市	102,500 (100,000)	0.24 (0.24)
檜葉 徹雄	1, 4	東京都世田谷区	102,000 (86,000)	0.24 (0.20)
土田 徹	5, 6	奈良県奈良市	100,300 (100,000)	0.24 (0.24)
天池 哲忠	5, 6	奈良県北葛城郡広陵町	58,000 (58,000)	0.14 (0.14)
辻倉 良彦	5, 6	奈良県大和高田市	58,000 (58,000)	0.14 (0.14)
川崎 悦史	5, 6	大阪府八尾市	58,000 (58,000)	0.14 (0.14)
岸本 孝弘	6	奈良県奈良市	58,000 (58,000)	0.14 (0.14)
吉田 和弘	5, 6	奈良県奈良市	58,000 (58,000)	0.14 (0.14)
廣田 浩治	4, 5	横浜市南区	57,000 (52,000)	0.13 (0.12)
田中 成幸	4, 5	奈良県香芝市	50,000 (50,000)	0.12 (0.12)
小野 秀樹	6	奈良県橿原市	40,000 (40,000)	0.09 (0.09)
佐桑 統	5	岡山県津山市	24,900 (22,000)	0.06 (0.05)
張 立	1, 4, 5	東京都江東区	20,000	0.05
遠藤 守	6	奈良県橿原市	20,000 (20,000)	0.05 (0.05)
市山 文夫	8	奈良県大和郡山市	20,000 (20,000)	0.05 (0.05)
入江 彰信	6	奈良県奈良市	20,000 (20,000)	0.05 (0.05)
太田 昇	8	奈良県大和郡山市	20,000 (20,000)	0.05 (0.05)
川崎 雅照	6	奈良県大和郡山市	20,000 (20,000)	0.05 (0.05)
菊池 至	6	奈良県大和郡山市	20,000 (20,000)	0.05 (0.05)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
杉本 泰之	5, 6	京都府相楽郡精華町	20,000 (20,000)	0.05 (0.05)
月原 康博	6	長崎県佐世保市	20,000 (20,000)	0.05 (0.05)
原田 一二三	6	奈良県橿原市	20,000 (20,000)	0.05 (0.05)
堀本 英己	6	奈良県奈良市	20,000 (20,000)	0.05 (0.05)
末廣 貴重	6	奈良県磯城郡田原本町	15,000 (15,000)	0.04 (0.04)
福本 達司	7	岡山県津山市	15,000 (15,000)	0.04 (0.04)
富士川 徹	5, 6	兵庫県三田市	15,000 (15,000)	0.04 (0.04)
岩井 達雄	1, 6	奈良県北葛城郡広陵町	10,000	0.02
安藤 聡一郎	6, 7	大阪府河内長野市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
植村 洋	6	奈良県五條市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
奥津 幸治	6	奈良県大和高田市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
川上 拓也	5, 6	奈良県香芝市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
岸上 拓司	6	大阪市城東区	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
小藪 洋士	6	奈良県大和高田市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
米虫 俊之	6	名古屋市千種区	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
橋倉 督和	6	奈良県橿原市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
薩摩 信吾	6	千葉市花見川区	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
佐村木 靖明	5, 6	奈良県大和郡山市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
塩見 哲三	6	奈良県北葛城郡広陵町	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
炭井 泰次	6	奈良県天理市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
瀧 敦郎	6	奈良県奈良市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
竹森 浩	6	奈良県香芝市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
茶原 孝督	6	東京都渋谷区	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
塚本 豊	6	長崎県佐世保市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
中島 英幸	6	兵庫県芦屋市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
中原 勝司	6	奈良県生駒郡斑鳩町	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
松葉 淳一	6	奈良県大和高田市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
溝口 義男	6	奈良県奈良市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
平岡 勉	6	奈良県香芝市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
人見 敦子	5, 6	奈良県奈良市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)
三嶋 隆嗣	6	奈良県葛城市	10,000 (10,000)	0.02 (0.02)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
大石 哲也	7	岡山県津山市	8,000 (8,000)	0.02 (0.02)
山本 啓祐	9	岡山県津山市	8,000 (8,000)	0.02 (0.02)
浅田 泰史	6, 7	岡山県美作市	5,000 (5,000)	0.01 (0.01)
石川 健治	6	奈良県葛城市	5,000 (5,000)	0.01 (0.01)
加藤 重信	6	奈良県大和高田市	5,000 (5,000)	0.01 (0.01)
関藤 哲	6	奈良県葛城市	5,000 (5,000)	0.01 (0.01)
高岡 浩之	6	奈良県橿原市	5,000 (5,000)	0.01 (0.01)
東條 和豊	6	奈良県吉野郡吉野町	5,000 (5,000)	0.01 (0.01)
松山 博進	6	奈良県大和郡山市	5,000 (5,000)	0.01 (0.01)
米井 高廣	6	奈良県香芝市	5,000 (5,000)	0.01 (0.01)
高山 和彦	6	大阪府富田林市	5,000 (5,000)	0.01 (0.01)
計			42,223,800 (3,002,500)	100.00 (7.11)

(注) 1 「氏名又は名称」欄の の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 - 2 特別利害関係者等（当社取締役兼代表執行役）
 - 3 特別利害関係者等（当社取締役兼専務執行役）
 - 4 特別利害関係者等（当社執行役）
 - 5 特別利害関係者等（当社子会社役員）
 - 6 当社従業員
 - 7 当社子会社従業員
 - 8 当社元取締役
 - 9 当社子会社元従業員
- 2 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 3 ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2015年11月6日

株式会社ツバキ・ナカシマ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 井 健 太 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 井 孝 晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツバキ・ナカシマの連結財務諸表、すなわち、2014年12月31日現在、2013年12月31日現在及び2013年1月1日現在の連結財政状態計算書、2014年12月31日及び2013年12月31日に終了する2連結会計年度の連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結財務諸表注記について、監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社ツバキ・ナカシマ及び連結子会社の2014年12月31日現在、2013年12月31日現在及び2013年1月1日現在の財政状態並びに2014年12月31日及び2013年12月31日をもって終了するそれぞれの連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2015年11月6日

株式会社ツバキ・ナカシマ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 井 健 太 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 井 孝 晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツバキ・ナカシマの2014年1月1日から2014年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツバキ・ナカシマの2014年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2015年11月6日

株式会社ツバキ・ナカシマ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 井 健 太 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 井 孝 晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツバキ・ナカシマの2013年1月1日から2013年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツバキ・ナカシマの2013年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2015年11月6日

株式会社ツバキ・ナカシマ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 井 健 太 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 井 孝 晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツバキ・ナカシマの2015年1月1日から2015年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2015年7月1日から2015年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2015年1月1日から2015年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社ツバキ・ナカシマ及び連結子会社の2015年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。